

第2次

みやま市総合計画

2019~2028

人と自然が共に育み、つながり、成長し続けるまち

～ みんなに やさしい まち みやま ～



第2次

みやま市総合計画

2019~2028



みやま市





ごあいさつ

みやま市には、矢部川や美しい山々に囲まれた豊かな自然、先人たちが守り育ててきた歴史・伝統・文化、豊富な農水産物など多くの魅力あふれる地域資源があります。

平成19年1月に3町が合併以来、「第1次みやま市総合計画」の将来像である「人・水・緑が光り輝き夢ふくらむまち」の実現に向け、様々な施策に取り組むとともに、新市の均衡ある発展や一体感の醸成に努めてまいりました。

その一方で、人口減少・少子超高齢社会の到来や国際化の進展、環境・エネルギー問題の顕在化や大規模な自然災害への対応など、我が国を取り巻く情勢は日々変化しております。

こうした情勢の変化にともない、今後ますます多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に対応するとともに、市民の皆様と行政が協働し新しい時代を切り開いていくため、今後10年間のまちづくりの指針となる「第2次みやま市総合計画」を策定いたしました。

「人と自然が共に育み、つながり、成長し続けるまち ~みんなに やさしい まち みやま~」を将来像に掲げ、本市が「住んでみたい」「住み続けたい」と思っていただけの「選ばれるまち」を目指してまいります。本市が持つ「天の利」「地の利」「人の利」を生かし、10年後、20年後を見据えた持続可能な魅力あるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定に際し、熱心にご審議賜りましたみやま市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップ等で貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆様、各団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

今後とも、本計画の実現に向けより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年8月

みやま市長 松嶋 盛人



目次

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景 2

第2章 計画の概要

- 1 計画の目的と役割 3
- 2 計画の構成と期間 4

第3章 みやま市の特性

- 1 位置・地勢 5
- 2 人口構造 5
- 3 産業構造 8
- 4 財政 14

第4章 市民意向調査等の結果

- 1 市民意向調査の結果 17
- 2 まちづくり市民ワークショップの結果 27

第5章 時代の潮流 29

第6章 まちづくりの視点と本市の課題 32

- まちづくりの視点1 UIターンと定住の促進 33
- まちづくりの視点2 安全・安心への意識の高揚 34
- まちづくりの視点3 地域における魅力や経済循環の創出 35
- まちづくりの視点4 少子・超高齢社会と人口減少への対応 36
- まちづくりの視点5 ライフスタイルや価値観の多様化への対応 37
- まちづくりの視点6 住民参加とさまざまな主体の協働 38
- まちづくりの視点7 地方創生への取組と行政改革 39

第2部 基本構想

第1章 みやま市の将来像

- 1 まちづくりの将来像 42
- 2 基本理念 42
- 3 将来推計人口 43
- 4 土地利用方針 44

第2章 基本方針

- 1 総合計画の体系 45
- 2 将来像を実現するための基本方針 46

第3部 基本計画

第1章 魅力あふれる住みやすいまちづくり

- 1 計画的な土地利用の推進 54
- 2 利便性の高い地域交通体系の整備 56
- 3 良好な住宅環境の整備 58
- 4 心やすらぐ公園・緑地の整備 59

5 上下水道の整備	60
6 高度情報通信基盤の活用	61
7 移住・定住の促進	62

第2章 自然を育む安全安心なまちづくり

1 自然環境の保全	66
2 地域が一体となった循環型社会の形成	68
3 エネルギー政策の推進	70
4 防災対策の推進	71
5 消防・救急体制の充実	72
6 防犯対策・交通安全対策の推進	74

第3章 地域の特色を生かした活力あるまちづくり

1 農林水産業の振興	78
2 商工業の振興	81
3 企業誘致の推進	83
4 観光の振興	84

第4章 健やかに暮らせる福祉のまちづくり

1 健康づくりの推進	88
2 安心して産み、育てられる子育て支援の推進	90
3 生涯現役のまちづくりの推進	92
4 障がい者がいきいき暮らせる環境づくりの推進	94
5 安心とゆとりのある地域福祉の実現	96
6 ひとり親世帯及び低所得者福祉の充実	97
7 社会保障制度の充実	98

第5章 豊かなこころを育むまちづくり

1 生きる力を育む学校教育の充実	100
2 地域教育力の充実	104
3 生涯学習の推進	106
4 スポーツの振興	107
5 文化・芸術の振興と文化財の保護・活用	109
6 多様な交流の推進	110

第6章 協働で進めるまちづくり

1 住民参画によるまちづくりの推進	112
2 住民と共に進めるまちづくりの推進	114
3 地域での連帯感の創出	115
4 人権尊重や男女共同参画のまちづくりの推進	116

第7章 健全で効率的な行財政運営

1 簡素で効率的な行政運営の推進	118
2 持続可能で健全な財政運営の推進	120

参考資料

総合計画策定の経緯	124
みやま市総合計画審議会委員名簿	125
第2次みやま市総合計画について(諮問)(答申)	126
みやま市総合計画審議会規則	128
用語解説	129



第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

本市は、平成19年1月に、瀬高町、山川町、高田町の3町が合併し誕生しました。平成20年度に「第1次みやま市総合計画」を策定し、「人・水・緑が光り輝き夢ふくらむまち」をまちづくりの将来像に掲げ、これまでの10年間にわたって各種施策を市民と共に、積極的に推進してきました。

その一方で、我が国は、人口減少が地域経済の縮小をもたらし、さまざまな基盤の維持を困難にする可能性があるとして、「地方創生*」をうたい、人口減少と少子高齢化問題を克服し、持続可能なまちづくりを目指すよう、全国の地方自治体において、国の総合戦略*の趣旨を踏まえた地方版総合戦略*の策定を求めました。これを受けて本市においても、平成27年10月に「みやま市人口ビジョン」及び「みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略*」を策定し、活力ある産業の維持・発展、少子高齢化や人口減少への対応を図っているところです。

また、本市を取り巻く環境の変化として、東日本大震災や熊本地震といった大規模災害を教訓に安全・安心を確保していくことや、地域住民が抱えるさまざまな課題を地域全体で支え合っていくこと、環境問題が深刻化する中、地域においても再生可能なエネルギーの地産地消に向けた取組を進めていくこと等が求められています。

このように、地方分権の一層の進展や、変動する社会情勢等から、本市は大きな転換期を迎えており、今まで以上に自立できる自治体づくりに向けた取組を積極的に推進していく必要があります。

こうした中、「第1次みやま市総合計画」が平成30年度で計画期間の満了を迎えます。そこで、内外の動向に的確に対応するとともに、市民と行政の協働によって、より良いみやま市を築いていくため、まちづくりの方向性を明らかにすることを目的に、これから10年間の新たなまちづくりの指針として「第2次みやま市総合計画」を策定します。



※が付いている用語については、巻末の参考資料で解説をしています。

第2章 計画の概要

1 計画の目的と役割

1 計画の目的

平成23年4月の地方自治法改正に伴い、総合的かつ計画的な行政の運営を図るためであった、基本構想を定める義務付けは廃止されました。これは地域主権改革のテーマの一つである、自治体の自由度を高める義務付け・枠付けの見直しの一環であり、決して自治体行政における総合計画が役割を終えたことを意味するものではありません。

むしろ、本格的な地方分権時代を迎える中で、市町村の役割は飛躍的に高まるとともに、地方経済の疲弊や自治体財政のひっばくによって効率的で透明な行政運営が求められており、自治体がまちづくりを進める上で最上位に位置する総合計画の役割はますます高まっているといえます。

以上のことから、「第2次みやま市総合計画」は、今後の本市におけるまちづくりの方向性を示すことを目的として策定します。

2 計画の役割

本計画は、以下のような役割を持っています。

(1) 市民参画で策定するまちづくりの共通目標

市民意向調査、まちづくり市民ワークショップ*、パブリックコメント*等、策定の過程において市民参画の機会を設け、多様な意見を寄せていただき、これらの意見を参考に市の将来像やその実現に向けた施策等を作成しています。また、市民に対して今後の本市におけるまちづくりの方向性と必要な施策を分かりやすく示し、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となる計画としています。

(2) これまでの取組との連続性

市民と行政の協働によるまちづくりを進めてきたこれまでの総合計画との連続性に留意しつつ、新たな時代の潮流に対応することを重視しています。そして、本市の恵まれた自然や、培ってきた文化、人と人とのふれあいを大切に継承し、本市の将来に向けて計画的なまちづくりを進めるための指針となる計画としています。

(3) 政策の着実な推進

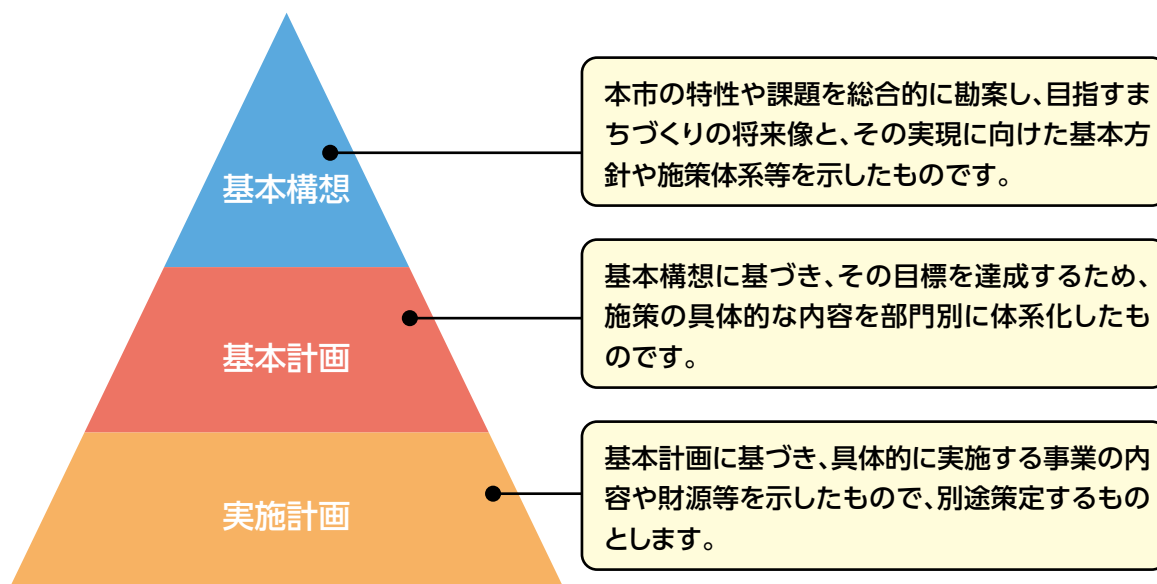
計画を着実に推進していくために、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階からなるPDCAサイクル*を実施し、評価・改善を行うことを想定した計画としています。

2 計画の構成と期間

1 計画の構成

本計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

図表 本計画の構成



2 計画の実施期間

基本構想の計画期間は、2019年度（令和元年度）を初年度とし、2028年度（令和10年度）までの10年間とします。基本計画は2023年度（令和5年度）までの前期5箇年とし、急激な社会情勢・経済情勢の変化等を勘案し、5年後に後期計画を策定します。実施計画の期間は3年間とし、毎年度進捗管理を行いながら、基本計画の中間年及び必要に応じた見直しを行います。

図表 本計画の期間

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
基本構想									
基本計画（前期）					基本計画（後期）				
実施計画			実施計画			実施計画			実施計画

第3章 みやま市の特性

1 位置・地勢

1 みやま市の地勢及び立地

(1) 位置と地勢

本市は福岡県の南西に位置しており、北は筑後市、東は八女市、南は大牟田市、西は柳川市と、市南東部では熊本県玉名郡南関町及び和水町とも隣接しています。また、市は東西に約14km、南北に約12km広がり、総面積は105.21km²となっています。

市東部には清水山があり、春の桜、初夏の新緑、秋の紅葉と、さまざまな景観が楽しめるほか、みやま市最高峰である標高405mの御牧山、鷹取山など山地が連なっています。市西部は有明海の干拓によって開かれた広大な低地が広がり、全体として平坦な田園地帯となっています。また、市域の北部から南部にかけて矢部川が流れ、その支流である飯江川、大根川など生活用水や農業用水の水資源に恵まれています。

2 人口構造

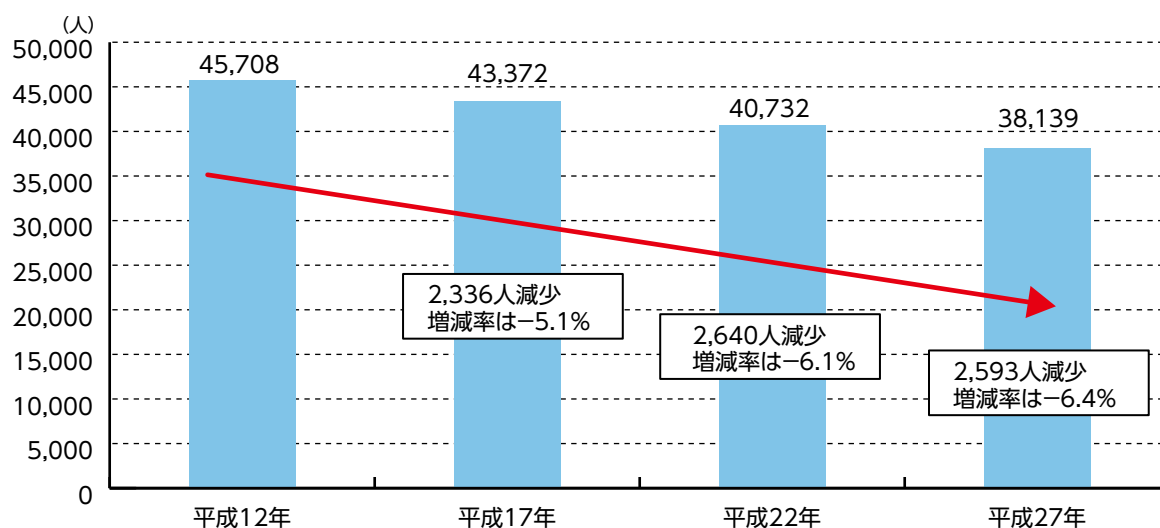
1 人口・世帯

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、平成12年に45,708人となっており、その後は減少傾向が続き、平成27年には7,569人減少して、38,139人となっています。

5年ごとの人口増減率をみると、平成12年から平成17年にかけては-5.1%、平成17年から平成22年にかけては-6.1%、平成22年から平成27年にかけては-6.4%となっており、減少が大きくなってきています。

図表 総人口の推移

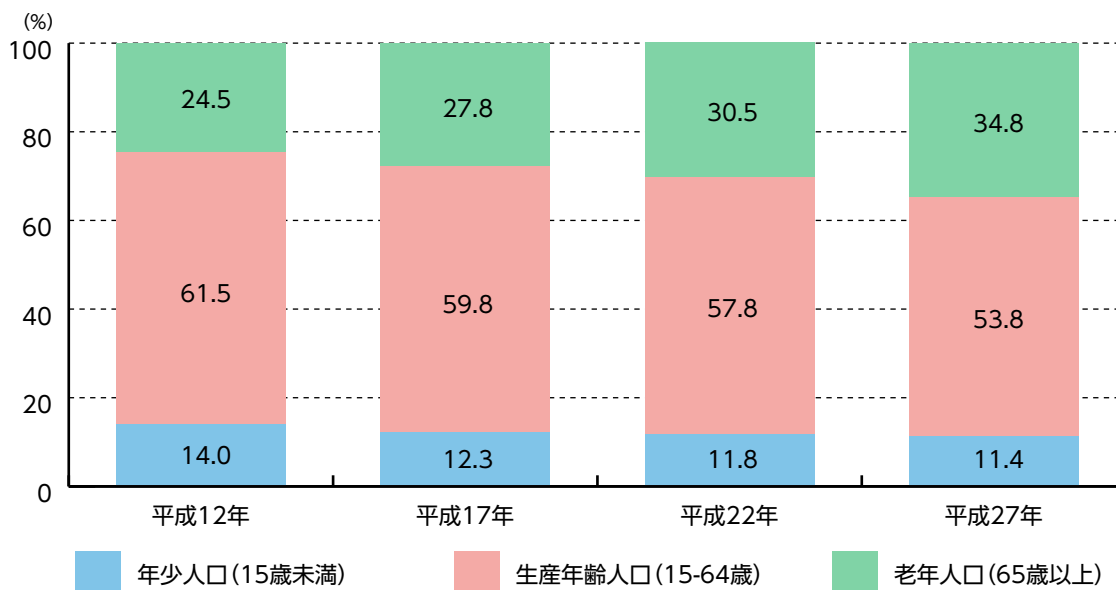


資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(2) 年齢3区分別人口割合

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口及び生産年齢人口*割合は共に減少が続いており、年少人口は平成12年に14.0%でしたが、平成27年には2.6ポイント減少して11.4%、生産年齢人口*は平成12年には61.5%でしたが、平成27年には7.7ポイント減少し、53.8%となっています。その一方で、老年人口の割合は増加しており、平成12年の24.5%から平成27年には、10.3ポイント増加して、34.8%となっています。

図表 年齢3区分別人口割合の推移



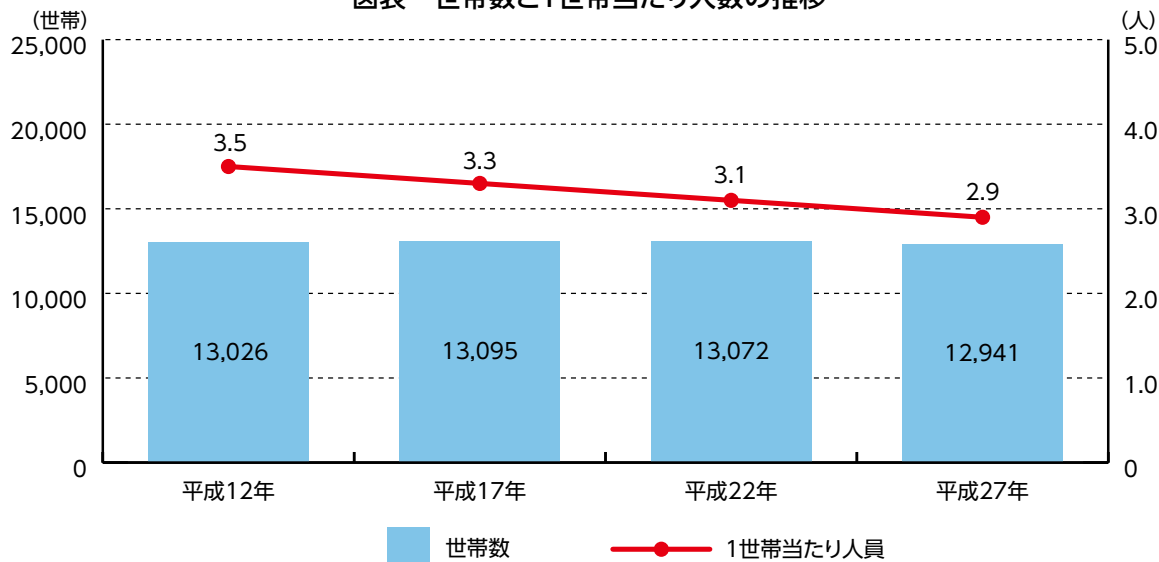
資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 世帯数と1世帯当たり人数の推移

世帯数は平成17年の13,095世帯をピークに減少が続いています。平成27年は154世帯減少した12,941世帯となっています。

1世帯当たり人員は減少が続いており、平成12年には3.5人でしたが、平成27年には3人を割り込み2.9人となっています。

図表 世帯数と1世帯当たり人数の推移

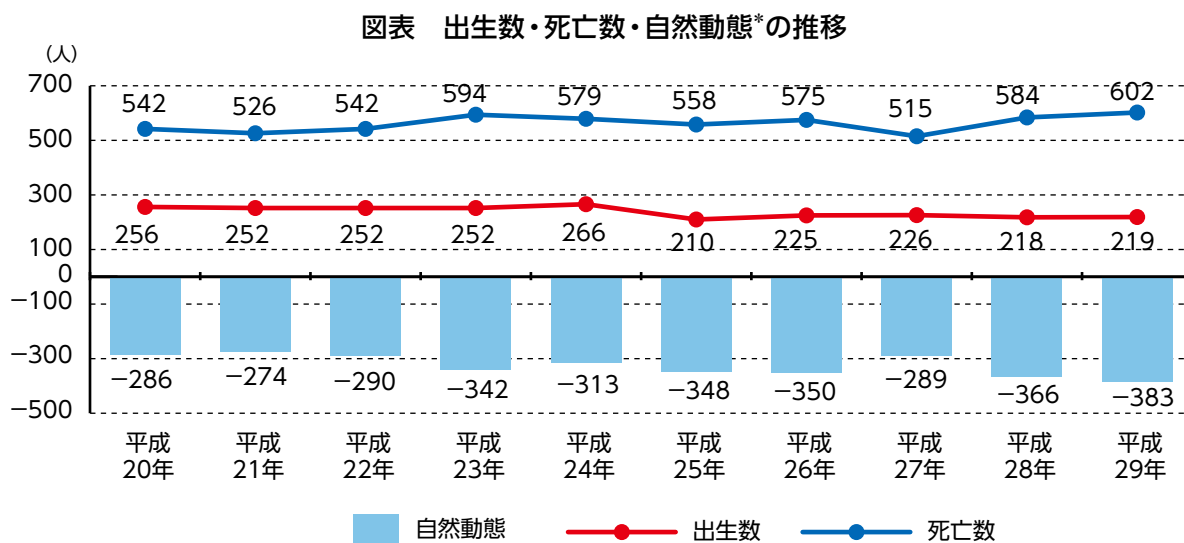


資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

2 人口動態

(1) 出生数・死亡数・自然動態の推移

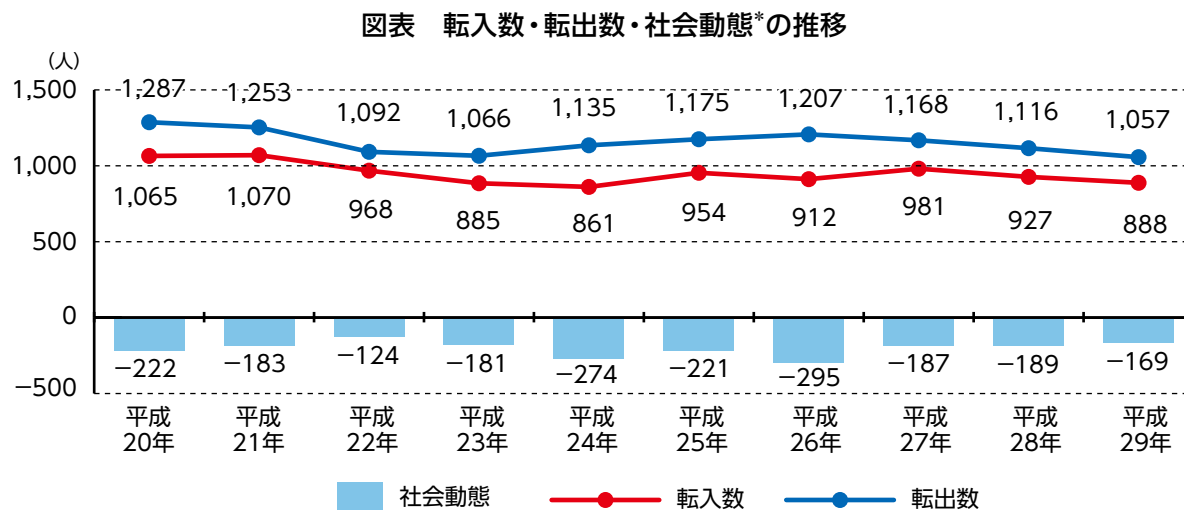
出生数は、年ごとの増減はありますが、減少傾向となっており、平成20年には256人でしたが、平成29年は219人と、37人の減少となっています。一方、死亡数は、平成20年の542人から平成29年には602人と増加傾向となっています。このため、自然動態*（出生数－死亡数）はマイナスの状態（自然減）が続いており、平成22年までは－200人台で推移していましたが、平成22年以降はおおむね－300人台となり、減少幅の拡大傾向は続き、平成29年は－383人となっています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

(2) 転入数・転出数・社会動態の推移

転入数、転出数ともに減少傾向となっており、転入数は平成21年までは1,000人台が続いていましたが、近年は900人前後で推移し、転出数は、平成21年までは1,200人台でしたが、それ以降はおおむね1,100人前後となっています。このため、社会動態*（転入数－転出数）についてもマイナスの状態（社会減）が続いており、平成22年は－124人と減少幅が小さかったものの、平成29年には－169人となっています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

3 産業構造

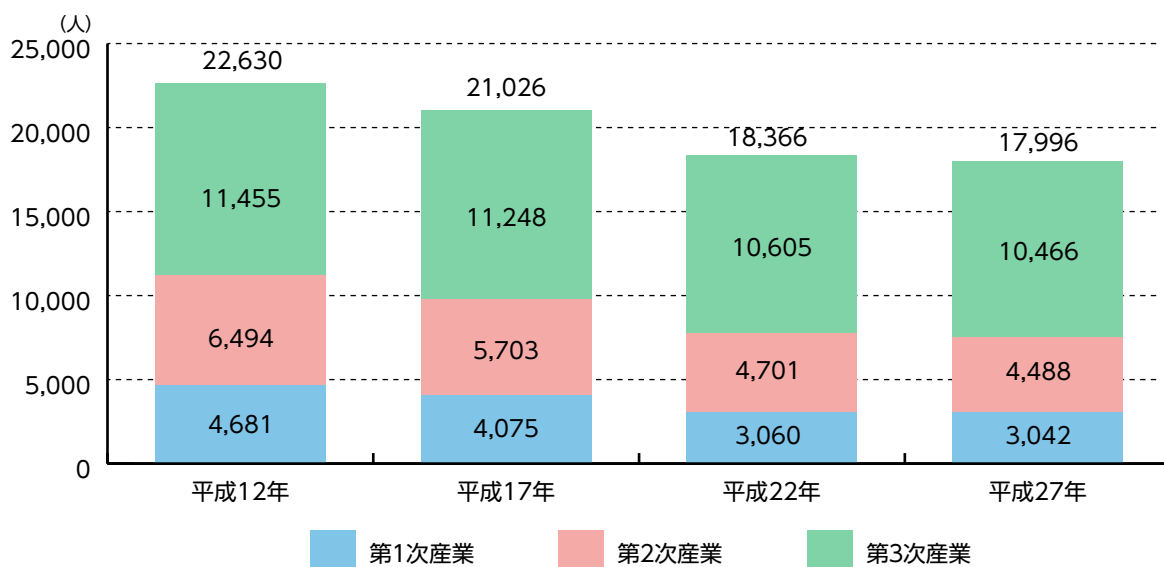
1 産業別就業者

(1) 産業別就業者

本市の就業者数は、平成12年には22,630人でしたが、減少が続き、平成27年は4,634人減少し、17,996人となっています。

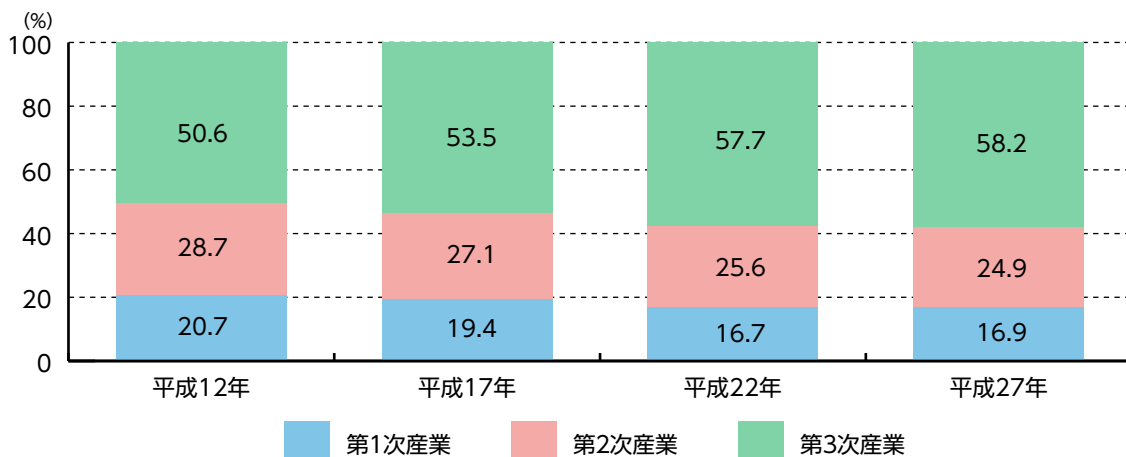
産業別にみると、いずれの産業も就業者数は減少が続いていますが、構成比では第1次産業と第2次産業が減少傾向であるのに対して、第3次産業は増加が続き、平成12年に50.6%であったのが、平成27年には58.2%と、6割近くを占めています。第1次産業については、平成12年に20.7%であったのが、平成27年には16.9%と3.8ポイント減少しています。

図表 産業別就業者数の推移



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

図表 産業別就業者数の構成比の推移



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

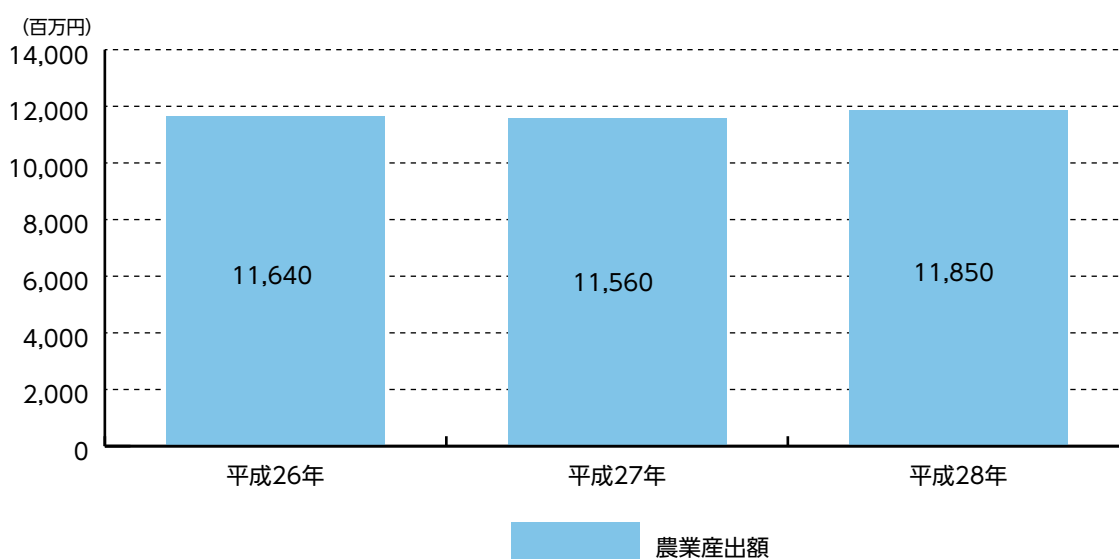
2 各産業の状況

(1) 農業の状況

本市の主要産業である農業の産出額についてみると、平成26年の約116億円から、平成28年には約2億円増加して約118億円となっています。

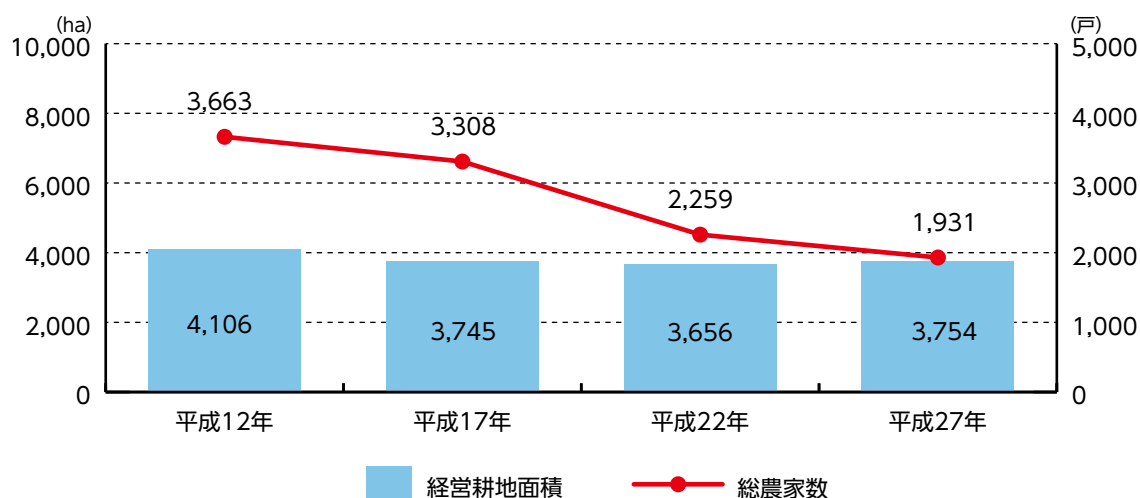
本市における経営耕地面積*は、平成12年の4,106haから平成27年には352ha減少して3,754haとなっています。総農家数については平成12年以降、一貫して減少傾向にあり、平成12年の3,663戸から1,931戸減少して平成27年には1,931戸となっています。

図表 農業産出額の推移



資料：市町村別農業産出額(推計)

図表 経営耕地面積*と総農家数の推移

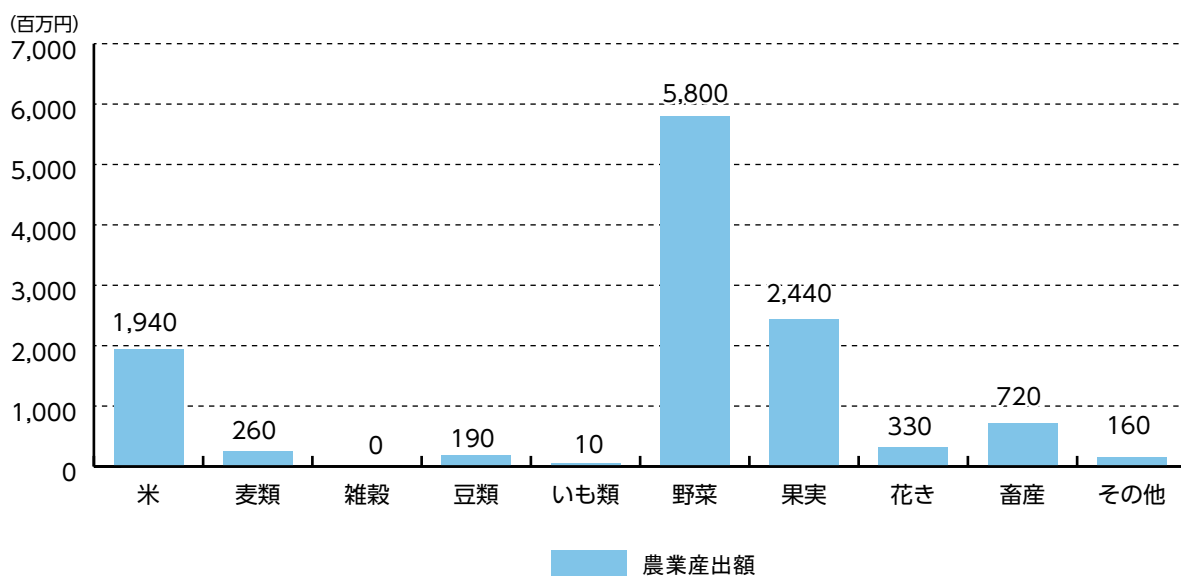


資料：農林業センサス

農業産出額を部門別にみると、野菜が最も多く58億円、次いで果実が約24億円、米が約19億円と、この3部門で8割以上を占めており、特に野菜だけで全体の5割近くを占めています。

本市の年齢別農業就業人口・構成比の推移をみると、平成22年から平成27年にかけて、人口はいずれの年齢も減少していますが、構成比では65歳以上の割合が49.8%から4.1ポイント増加し、53.9%と5割を超えています。その一方で、生産年齢人口*である15-29歳、30-49歳、50-64歳の割合はいずれも減少しており、農業就業人口の高齢化が進んでいます。

図表 部門別農業産出額(平成28年)



資料:市町村別農業産出額(推計)

図表 年齢別農業就業人口・構成比の推移

(単位:人)

	平成22年		平成27年	
	人口	割合	人口	割合
15-29歳	186	5.4%	118	4.3%
30-49歳	487	14.1%	346	12.5%
50-64歳	1,060	30.7%	816	29.4%
65歳以上	1,718	49.8%	1,494	53.9%

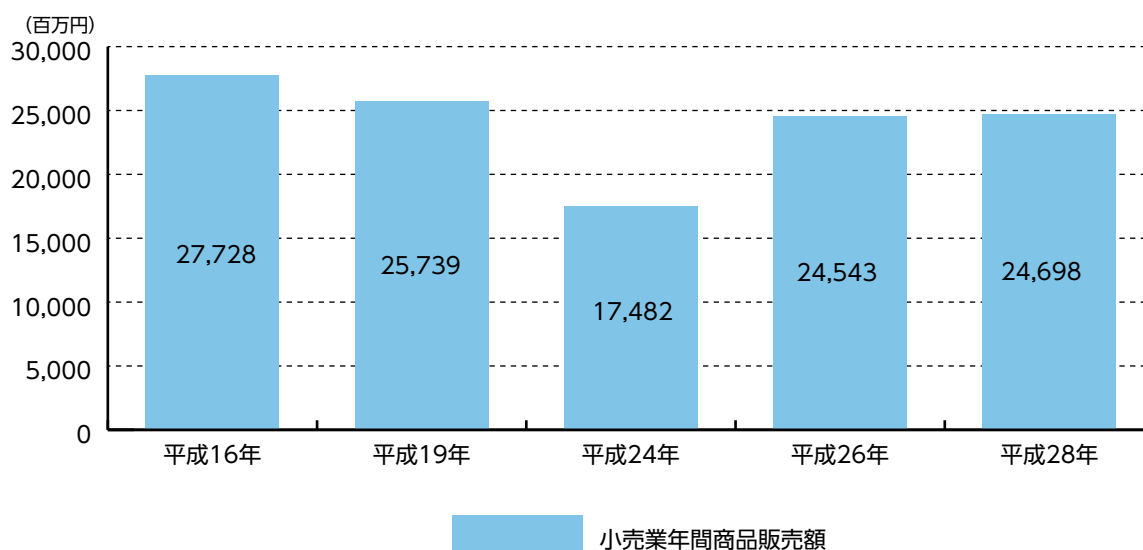
資料:農林業センサス

(2) 商業の状況

本市の小売業年間商品販売額については、平成24年の約175億円から、平成26年には約70億円増加して約245億円となっており、平成28年には更に増加して約247億円となっています。しかし、平成16年の約277億円から、長期的には減少しています。

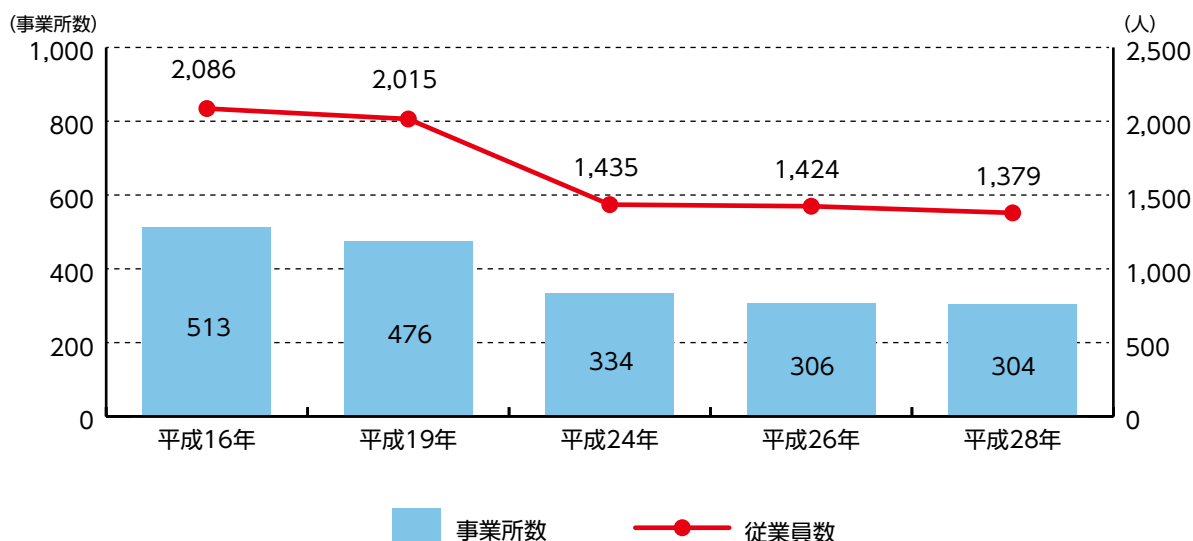
本市における小売業の事業所数、従業員数は共に、平成16年以降減少傾向にあり、平成28年に事業所数は304事業所、従業員数は1,379人となっています。しかし、平成19年から平成24年にかけて、事業所は142事業所、従業員数は580人減少となっていますが、平成24年から平成28年にかけては、30事業所、56人の減少と、減少幅はゆるやかになっています。また、1事業所当たりの従業員数については、平成16年は4.07人で、平成28年には4.54人となっており、0.47人の増加となっています。

図表 小売業年間商品販売額の推移



資料：商業統計調査
※平成24、28年は経済センサス

図表 小売業の事業所数・従業員数の推移



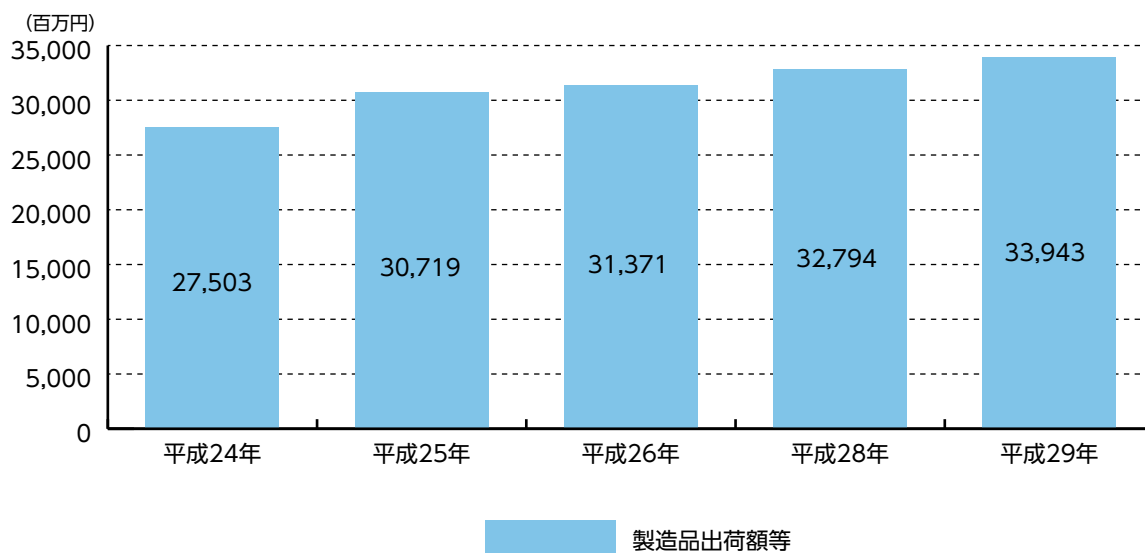
資料：商業統計調査
※平成24、28年は経済センサス

(3) 工業の状況

本市の工業について製造品出荷額をみると、増加傾向となっており、平成24年には約275億円でしたが、平成25年に300億円を超え、平成29年には約339億円と平成24年から約23.3%の増加となっています。

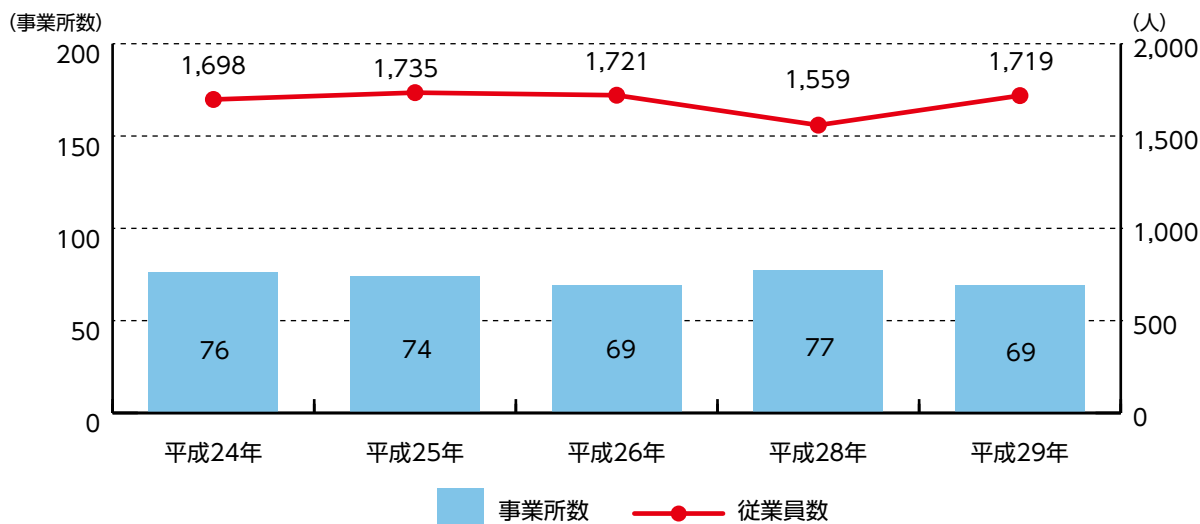
製造業の事業所数は減少傾向となっており、平成24年の76事業所から平成29年には7事業所減少して69事業所となっています。従業員数は、平成24年の1,698人からおおむね増加し、平成25年に1,735人とピークになり、平成29年には1,719人とわずかに減少しています。また、1事業所当たりの従業員数については、増加傾向にあり、平成24年は22.34人で、平成29年には24.91人となっており、2.57人の増加となっています。

図表 製造品出荷額の推移



資料：工業統計調査
※平成28年は経済センサス

図表 製造業の事業所数・従業員数の推移



資料：工業統計調査
※平成28年は経済センサス

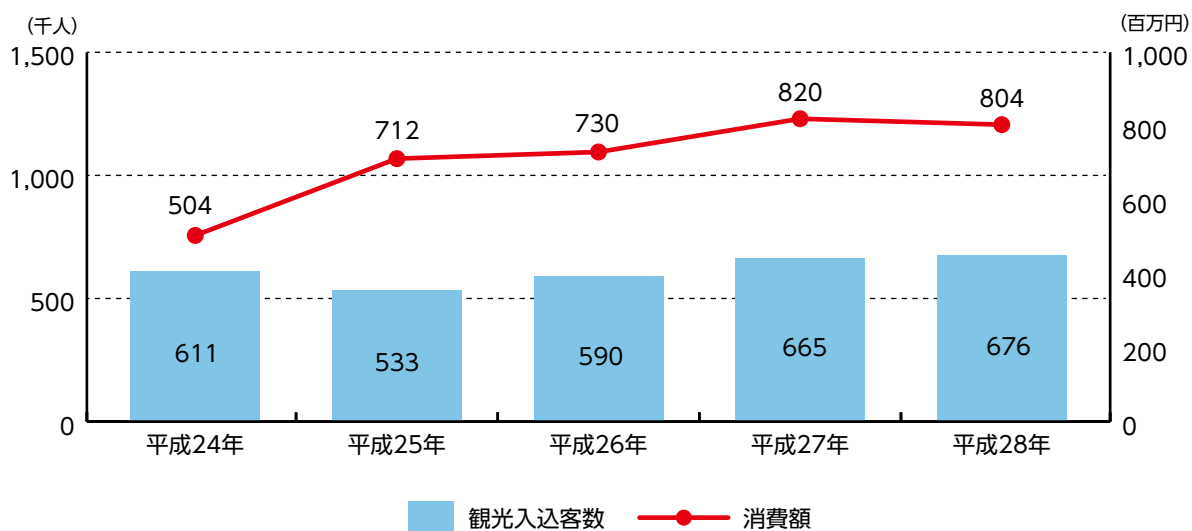
(4) 観光の状況

本市の観光入込客数については、平成24年から平成25年にかけて減少しましたが、その後、増加が続いており、平成28年には約68万人と、平成25年の約53万人から26.8%増加、平成24年の約61万人からも10.6%の増加となっています。

観光客の消費額も増加傾向にあり、平成24年から平成28年にかけて、3億円、59.5%の増加となっています。しかし、平成27年の8億2,000万円から平成28年には8億400万円とわずかに減少しています。

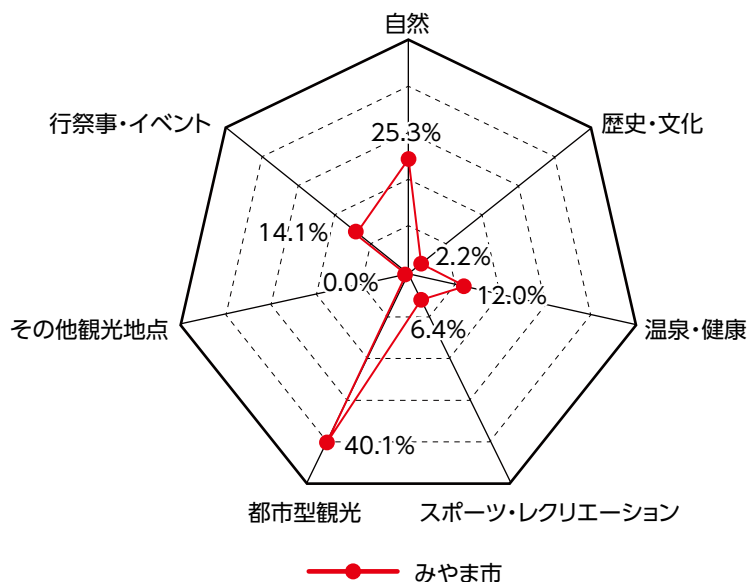
本市への観光目的としては、道の駅やグルメ等を目的に訪れる都市型観光が40.1%と最も高く、次いで自然が25.3%、行祭事・イベントが14.1%となっており、歴史・文化は2.2%、スポーツ・レクリエーションは6.4%と1割に満たず、低くなっています。

図表 観光入込客数及び消費額の推移



資料：福岡県観光入込客推計調査

図表 観光目的別構成比(平成28年)



資料：福岡県観光入込客推計調査

4 財政

1 歳入・歳出

(1) 歳入の状況

本市の財政は、人口減少による税収の減少や地方交付税の合併算定替*の逓減により、厳しい状況となっています。

歳入の内訳をみると、市税や使用料などの自主財源比率*は3割程度であり、地方交付税や地方債に依存している状況です。市税の徴収率の向上やふるさと納税の推進、企業誘致による税収の向上など自主財源の確保が必要です。過疎対策事業債*や臨時財政対策債*などの地方債が増加傾向にあります。快適で暮らしやすいまちづくりを着実に推進するため、計画的な財政運営が求められます。

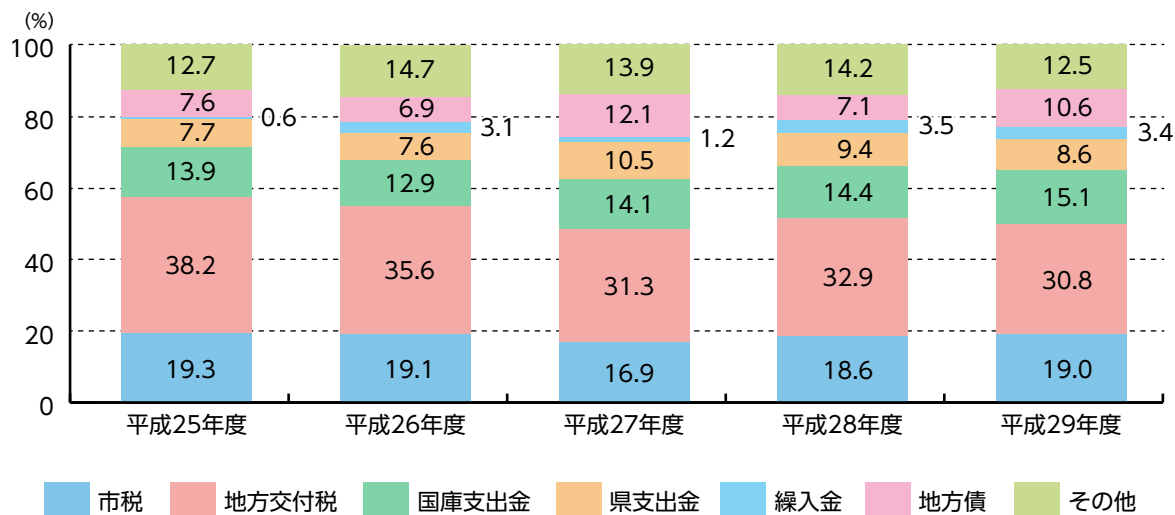
図表 歳入の推移

(単位:千円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入	市税	3,374,853	3,466,885	3,491,369	3,546,846	3,683,119
	地方交付税	6,665,239	6,470,967	6,447,539	6,279,892	5,984,213
	国庫支出金	2,424,180	2,346,153	2,899,236	2,742,415	2,932,624
	県支出金	1,341,774	1,387,533	2,169,918	1,794,273	1,677,406
	繰入金	111,236	564,167	250,050	667,036	666,538
	地方債	1,323,350	1,260,032	2,491,805	1,345,839	2,054,069
	その他	2,213,061	2,660,910	2,856,197	2,702,659	2,424,360
	歳入合計	17,453,693	18,156,647	20,606,114	19,078,960	19,422,329

資料: 地方財政状況調査

図表 歳入の内訳(構成比)



資料: 地方財政状況調査

(2) 歳出の状況

人件費や社会保障分野での扶助費、借金の返済金である公債費を合計した必ず支払わなければならない義務的経費が約4割を占めています。特に扶助費については、国における社会保障関係経費の増大に伴って年々増加が続いており、今後も高齢化の進行によって、更なる増加が見込まれます。

歳出の内訳をみると、平成27年度の普通建設事業費が23.6%と高くなっており、平成26年度の15.6%を8ポイント上回っています。この増加は、桜舞館小学校建設や強い農業づくり交付金整備事業費補助金の増加などによるものであり、平成28年度には15.6%に減少しています。また、平成25年度には全体の18.5%を占めていた人件費ですが、その割合はわずかに減少しており、平成29年度には17.2%と1.3ポイント減少しています。

今後は、公共施設等の老朽化に伴う維持、修繕等の経費増加が見込まれるため、「みやま市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の適正管理、適正配置を推進する必要があります。

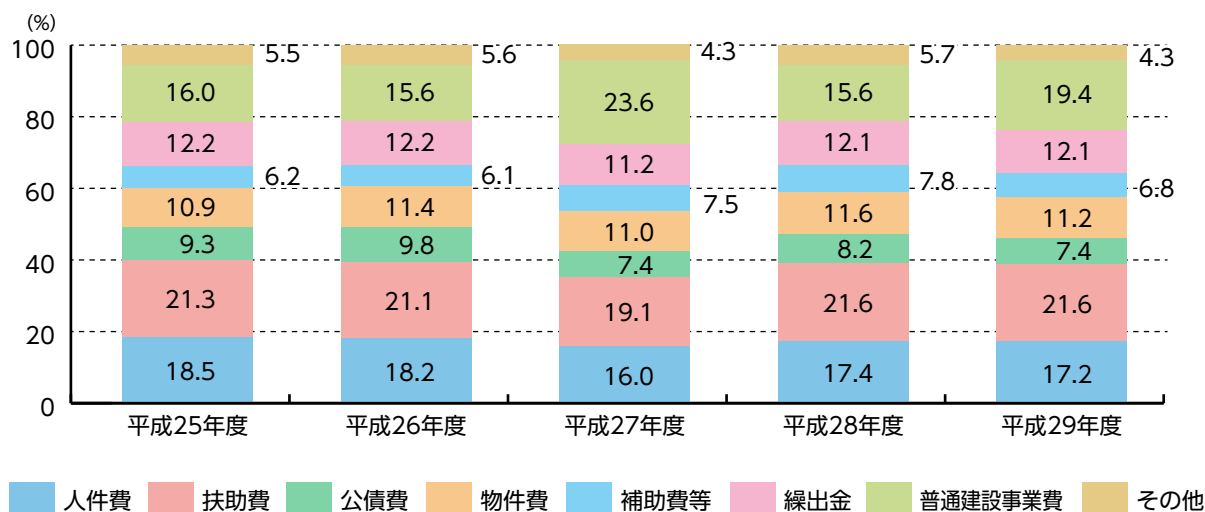
図表 歳出の推移

(単位:千円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳出	人件費	3,027,475	3,122,892	3,163,883	3,205,276	3,226,834
	扶助費	3,486,530	3,623,322	3,773,622	3,965,890	4,060,554
	公債費	1,522,117	1,682,331	1,461,222	1,513,341	1,383,785
	物件費	1,781,600	1,954,426	2,181,182	2,132,259	2,095,951
	補助費等	1,007,168	1,046,006	1,481,787	1,426,334	1,281,914
	繰出金	1,991,981	2,094,975	2,221,888	2,226,328	2,281,631
	普通建設事業費	2,613,323	2,674,550	4,665,633	2,870,513	3,650,662
	その他	900,722	969,871	854,420	1,054,658	798,350
	歳出合計	16,330,916	17,168,373	19,803,637	18,394,599	18,779,681

資料: 地方財政状況調査

図表 歳出の内訳(構成比)



資料: 地方財政状況調査

2 財政指標

(1) 財政指標の状況

経常収支比率*は、一般的に70~80%が適正水準といわれており、これを超えるとその地方公共団体における財政の弾力性が低下していると考えられます。本市における経常収支比率*は年々増加傾向にあり、平成25年度の82.2%から平成29年度には89.5%と7.3ポイント増加しており、財政の硬直化が進んでいます。自主財源比率*をみると各年3割程度で推移していることから、市税の徴収率向上やふるさと納税の推進など自主財源の確保が必要です。

また、地方債残高が平成26年度までは減少傾向にあったものの、その後増加傾向にあります。これは、過疎対策事業債*や臨時財政対策債*などによるものです。基金残高においても、平成29年度は減少しているため、健全で計画的な財政運営が求められます。

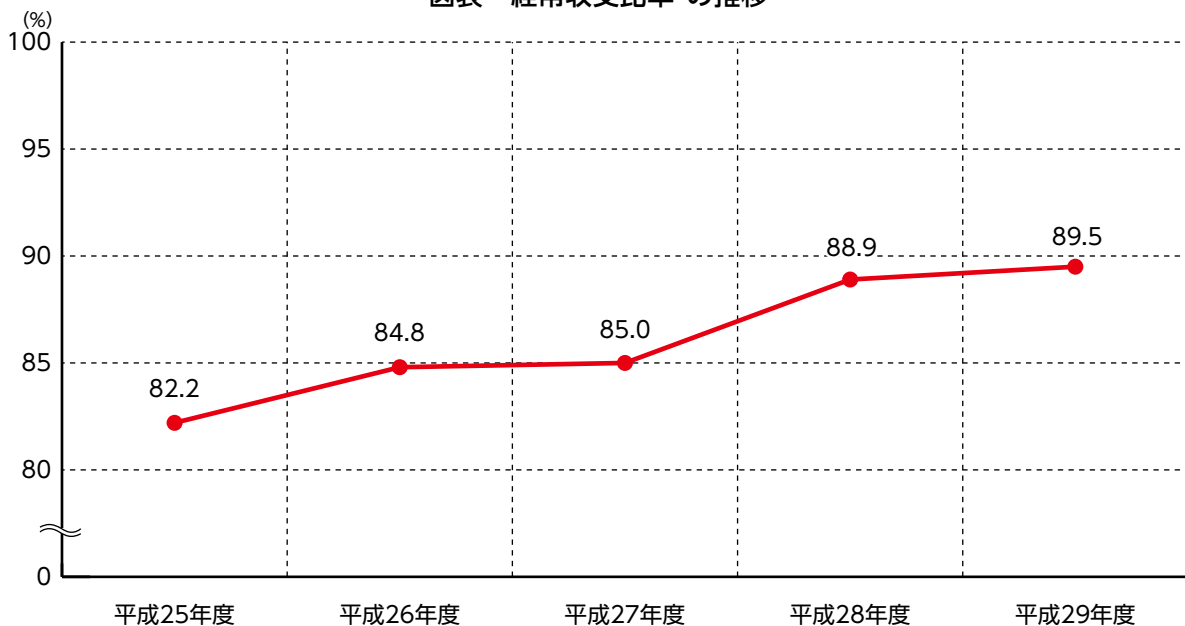
図表 財政指標の推移

(単位: %,千円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
財政指標	経常収支比率*	82.2	84.8	85.0	88.9	89.5
	実質公債費比率*	8.3	6.5	5.6	5.5	5.2
	将来負担比率*	-	-	-	-	-
	財力指数*	0.40	0.40	0.41	0.41	0.42
	自主財源比率*	28.6	32.8	26.8	31.3	29.8
	基金残高	9,244,319	9,378,035	9,696,049	9,786,997	9,655,270
	地方債残高	14,586,139	14,343,312	15,528,884	15,491,886	16,272,743

資料: 地方財政状況調査

図表 経常収支比率*の推移



資料: 地方財政状況調査

第4章 市民意向調査等の結果

1 市民意向調査の結果

本市では、「第2次みやま市総合計画」の策定にあたり、市民の意見を把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的としてアンケート調査を実施しました。

- 調査対象：市内にお住まいの方2,000名(無作為抽出)
- 調査期間：平成30年3月27日～平成30年4月25日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
市民対象	2,000票	925票	46.3%

1 調査結果

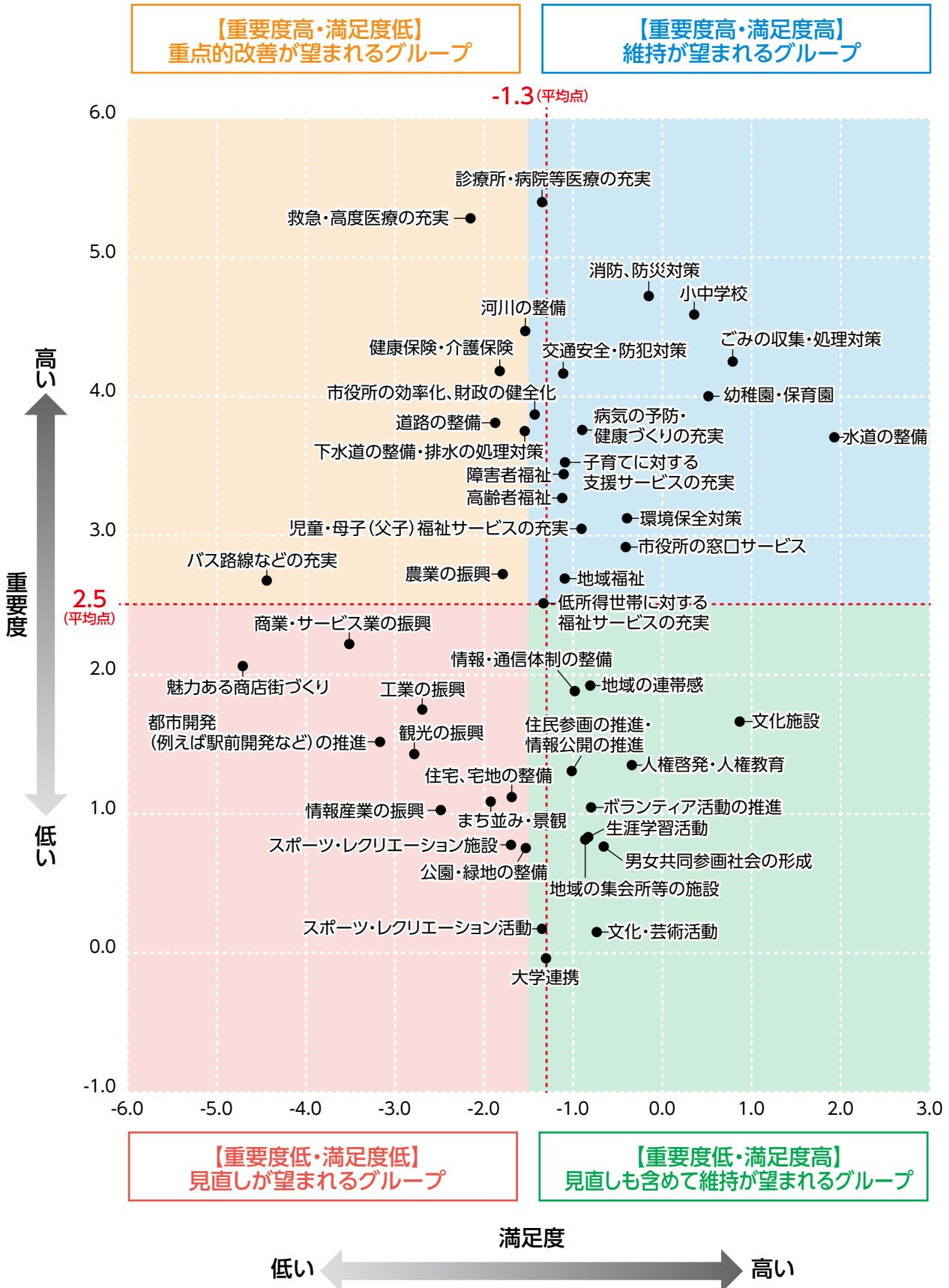
(1)重要度満足度分析

市民意向調査による満足度と重要度の評価を通して、住民のまちづくりへの評価と今後の在り方を整理しました。

生活環境	「重要度高・満足度低」の領域に属する取組は「河川の整備」「下水道の整備・排水の処理対策」「バス路線などの充実」が挙げられ、これらについては事業の実施や継続を重要視しているものの、まだ十分ではないという評価です。各分野の中で、重点的改善が望まれる取組が最も多くなっています。
道路・まち並み	「重要度高・満足度低」の領域に属する取組は「道路の整備」であり、その他の項目である「まち並み・景観」「都市開発(例えば駅前開発など)の推進」「魅力ある商店街づくり」については「重要度低・満足度低」の領域に属しているため、見直しが望まれています。
産業	「重要度高・満足度低」の領域に属する取組は「農業の振興」であり、その他の項目である「商業・サービス業の振興」「情報産業の振興」「工業の振興」「観光の振興」については「重要度低・満足度低」の領域に属しているため、見直しが望まれています。
教育・文化	重点的改善が望まれる取組はありません。「スポーツ・レクリエーション施設」と「スポーツ・レクリエーション活動」を除く取組については満足度が平均点よりも高くなっており、維持が望まれています。
医療・保健・福祉	「重要度高・満足度低」の領域に属する取組は「診療所・病院等医療の充実」「救急・高度医療の充実」「健康保険・介護保険」であり、重点的改善が望まれています。その一方で、福祉分野における取組の多くが「重要度高・満足度高」の領域に属しており、現状維持が望まれています。
その他	「重要度高・満足度低」の領域に属する取組として「市役所の効率化、財政の健全化」があります。その一方で、「市役所の窓口サービス」は「重要度高・満足度高」の領域に属しています。その他についても、満足度が平均点を超えていることから、現状維持が望まれています。

満足度と重要度の回答結果を基に基準値を算出し、それぞれの基準値により、以下のように全項目を4つのグループに分類しています。これについて、各分野別にみると、次のようになっています。

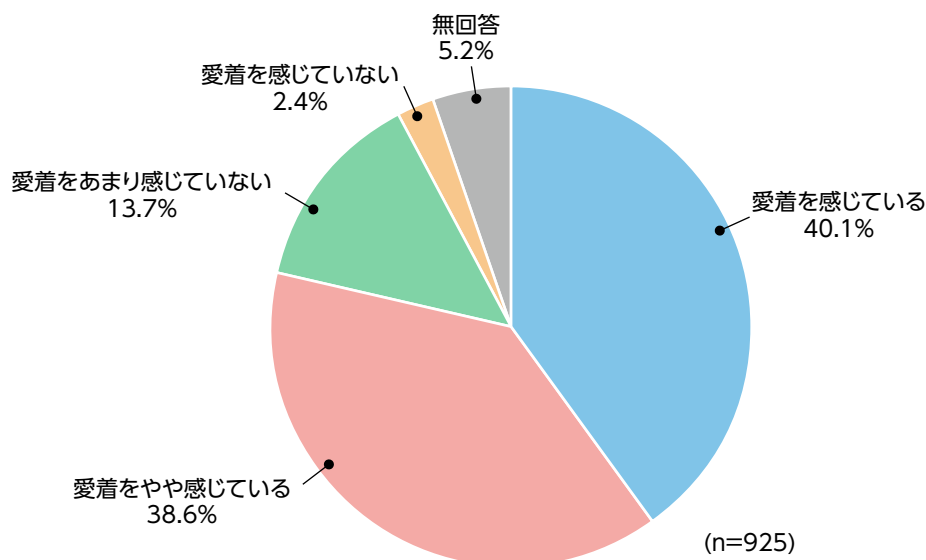
図表 重要度満足度分析



(2) まちへの愛着度

みやま市に感じる愛着については、「愛着を感じている」が40.1%、「愛着をやや感じている」が38.6%で、これらを合計した『愛着を感じている』の割合は78.7%となっています。「愛着をあまり感じていない」は13.7%、「愛着を感じていない」は2.4%となっています。

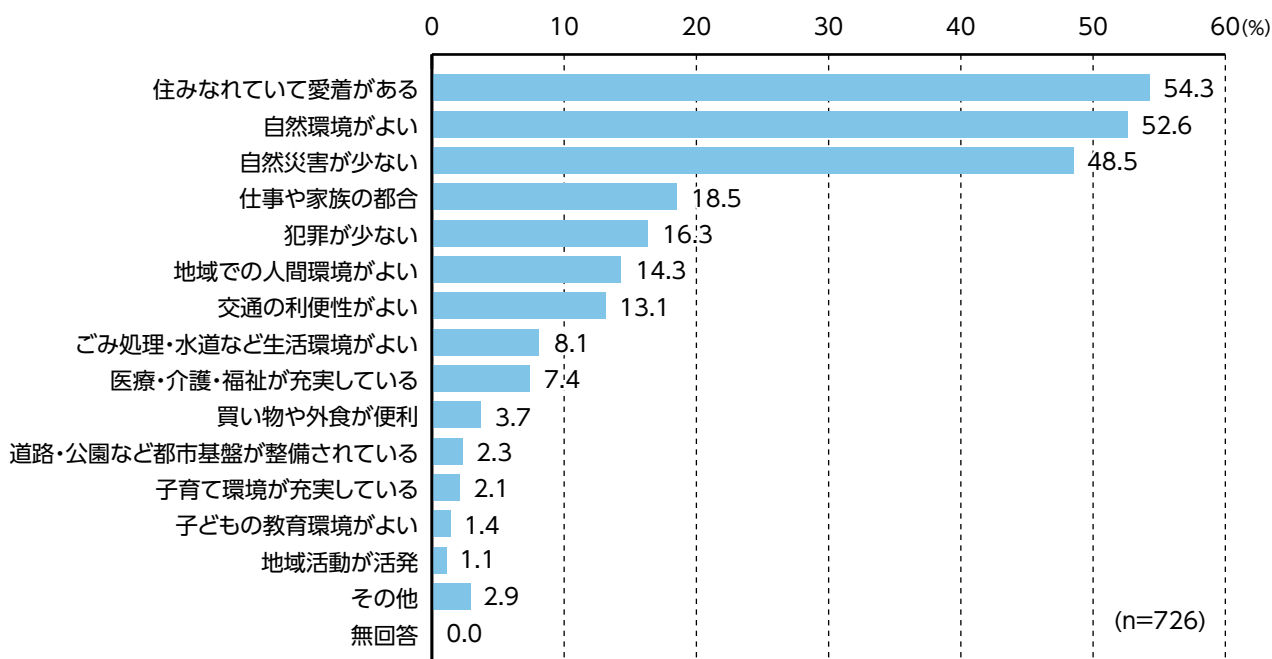
図表 まちへの愛着度



(3) 住み続けたい理由

みやま市に住み続けたい理由については、「住みなれていて愛着がある」が54.3%と最も高く、次いで「自然環境がよい」が52.6%、「自然災害が少ない」が48.5%となっています。

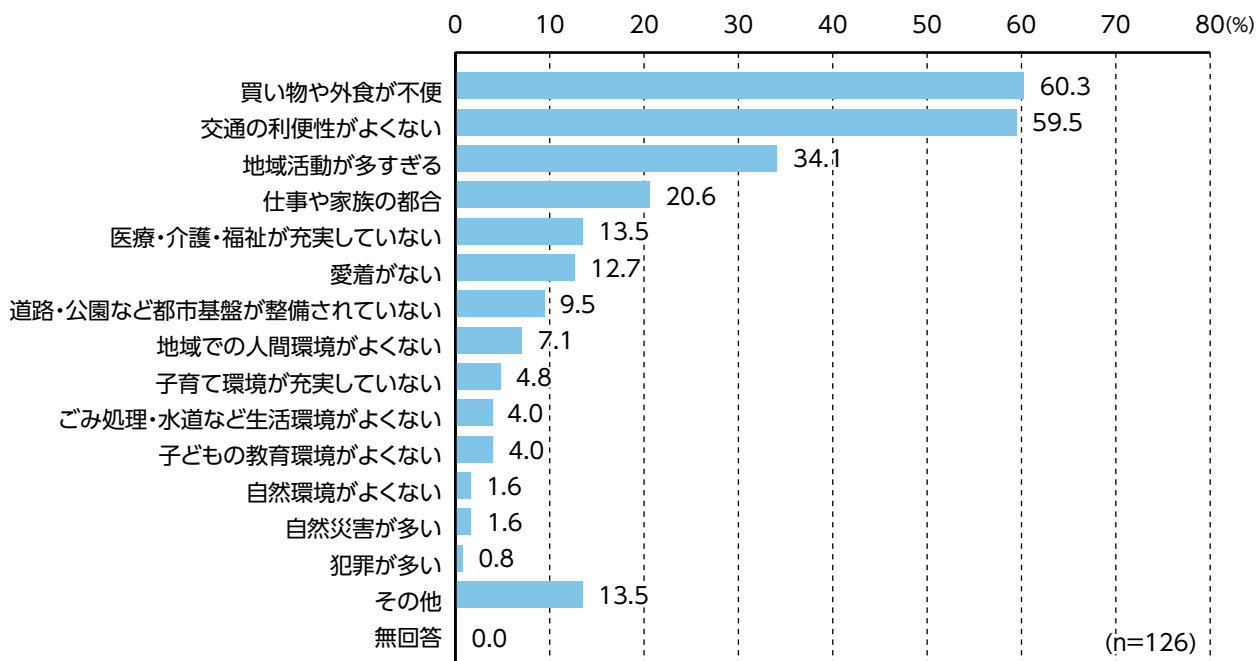
図表 住み続けたい理由



(4) 引っ越したい理由

みやま市から引っ越したい理由については、「買い物や外食が不便」が60.3%と最も高く、次いで「交通の利便性がよくない」が59.5%、「地域活動が多すぎる」が34.1%となっています。

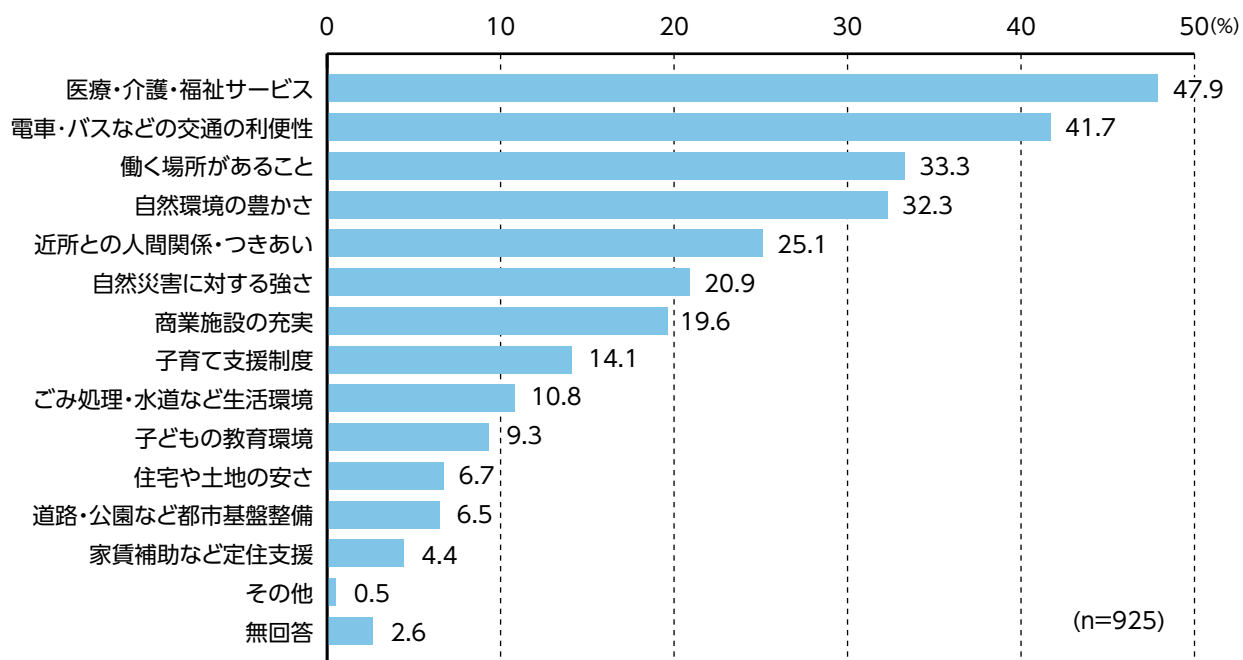
図表 引っ越したい理由



(5) 住むところを決める上で重視すること

住むところを決める上での重要項目については、「医療・介護・福祉サービス」が47.9%と最も高く、次いで「電車・バスなどの交通の利便性」が41.7%、「働く場所があること」が33.3%、「自然環境の豊かさ」が32.3%となっています。

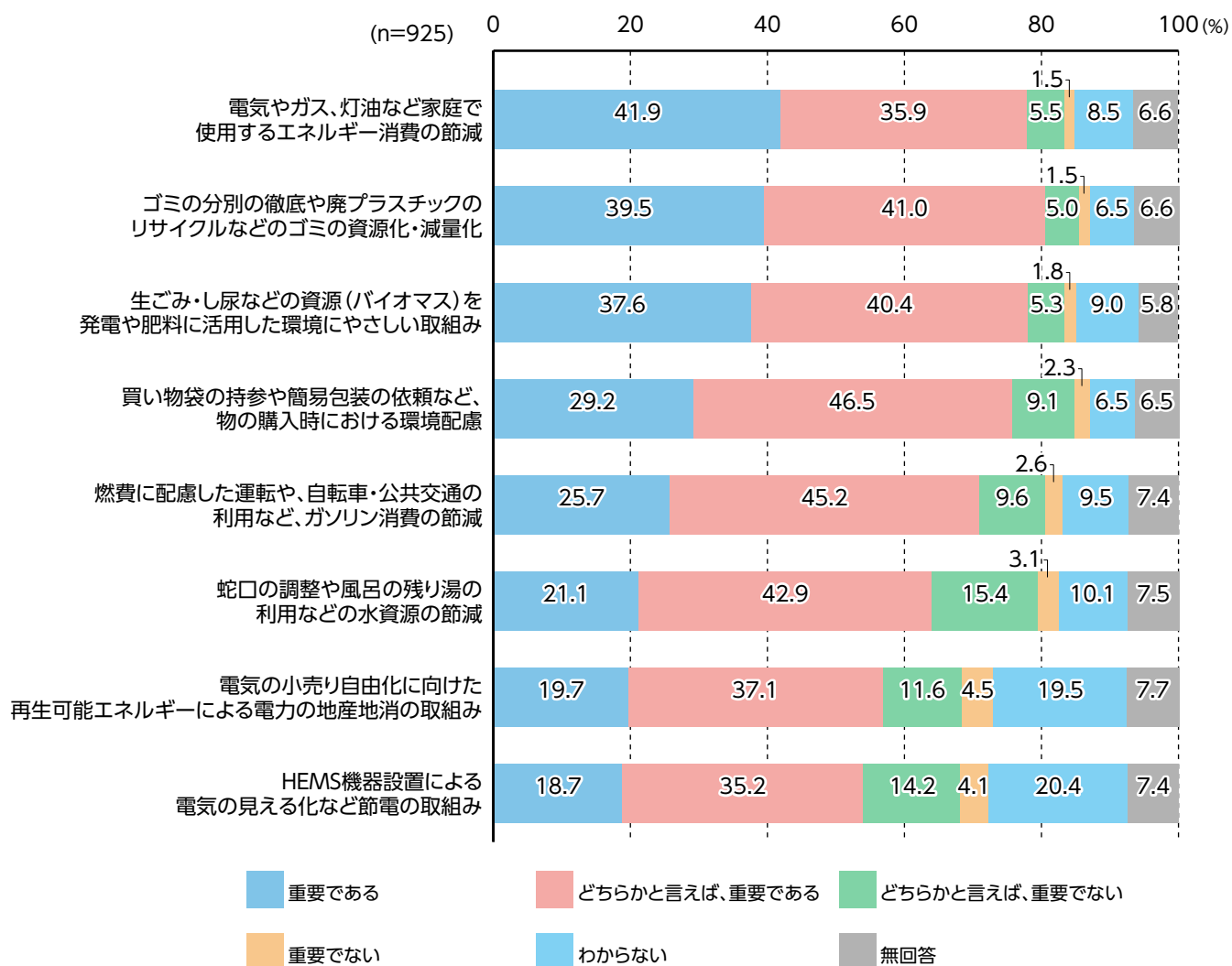
図表 住むところを決める上で重視すること



(6) 環境保護施策で重要だと思うこと

みやま市の環境保護施策で重要だと思うことについては、「電気やガス、灯油など家庭で使用するエネルギー消費の節減」に対して「重要である」と回答した割合が41.9%と最も高く、次いで「ゴミの分別の徹底や廃プラスチックのリサイクルなどのゴミの資源化・減量化」が39.5%、「生ごみ・し尿などの資源(バイオマス)を発電や肥料に活用した環境にやさしい取組み」が37.6%となっています。

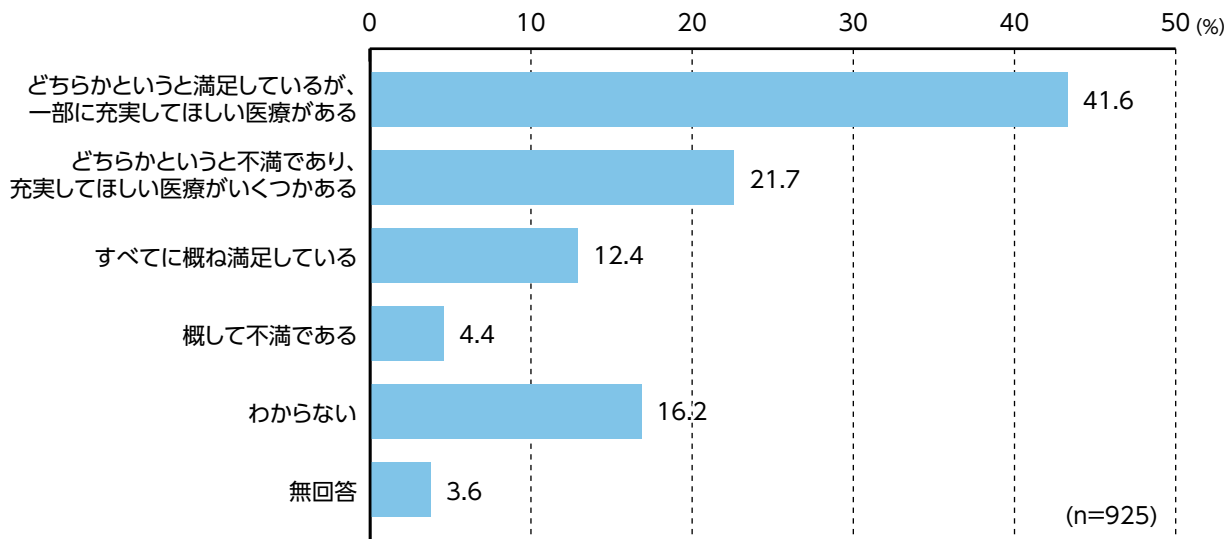
図表 環境保護施策で重要だと思うこと



(7) 地域の医療機関の数や整備状況への満足度

地域の医療機関の数や整備状況への満足度については、「どちらかという満足しているが、一部に充実してほしい医療がある」が41.6%と最も高く、次いで「どちらかという不満であり、充実してほしい医療がいくつかある」が21.7%、「すべてに概ね満足している」が12.4%、「すべてに概ね満足している」が12.4%、「すべてに概ね満足している」が12.4%となっています。

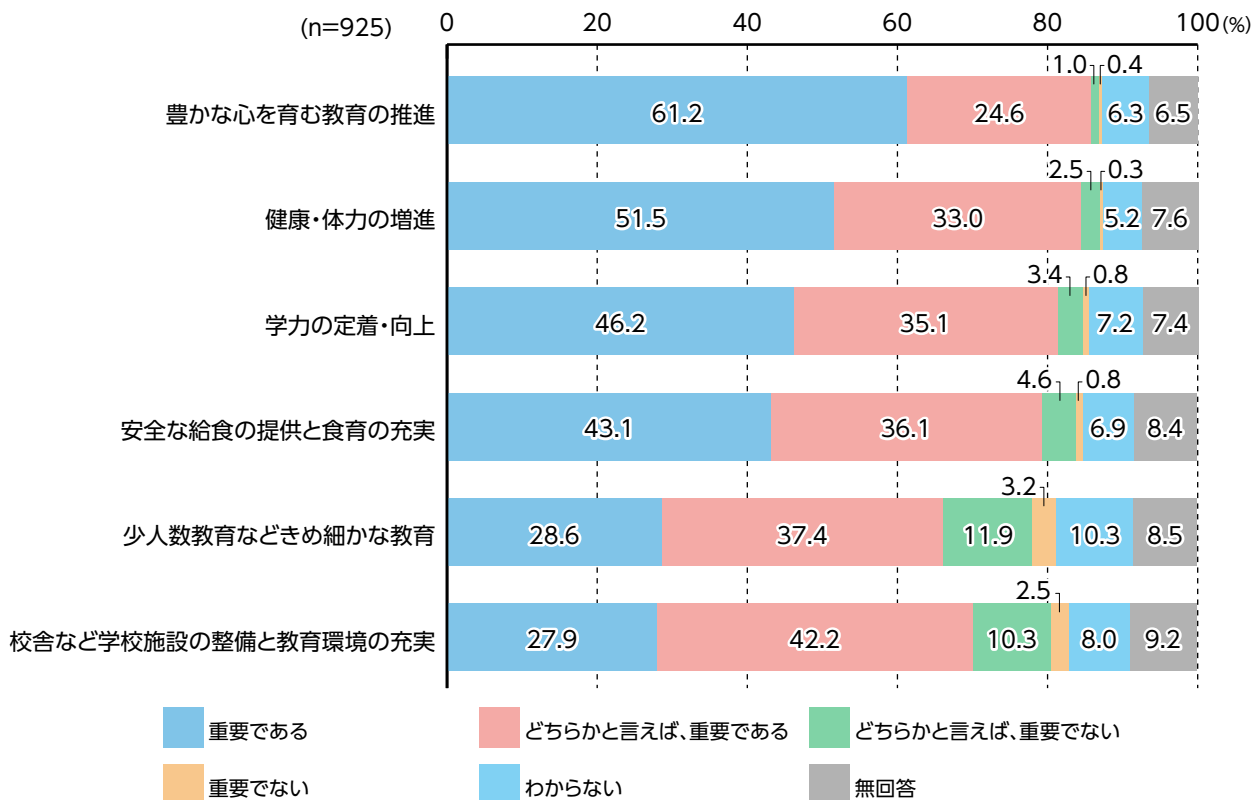
図表 地域の医療機関の数や整備状況への満足度



(8) 学校教育環境の充実で力を入れるべきこと

学校教育環境の充実で、特に力を入れるべきことについて、重要という回答が最も高いのは、「豊かな心を育む教育の推進」の61.2%となっており、次いで「健康・体力の増進」が51.5%、「学力の定着・向上」が46.2%、「安全な給食の提供と食育の充実」が43.1%となっています。

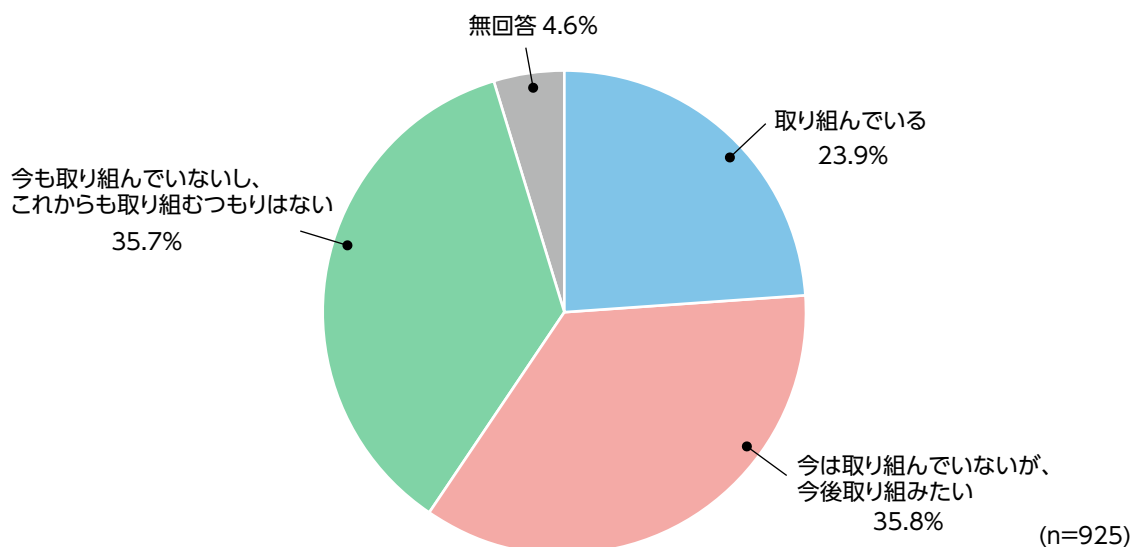
図表 学校教育環境の充実で力を入れるべきこと



(9) 生涯学習や市民活動に取り組んでいるか

生涯学習や市民活動に取り組んでいるかは、「取り組んでいる」が23.9%にとどまる一方、「今は取り組んでいないが、今後取り組みたい」が35.8%と最も高く、また「今は取り組んでいないし、これからも取り組むつもりはない」がそれとほぼ同率の35.7%となっています。

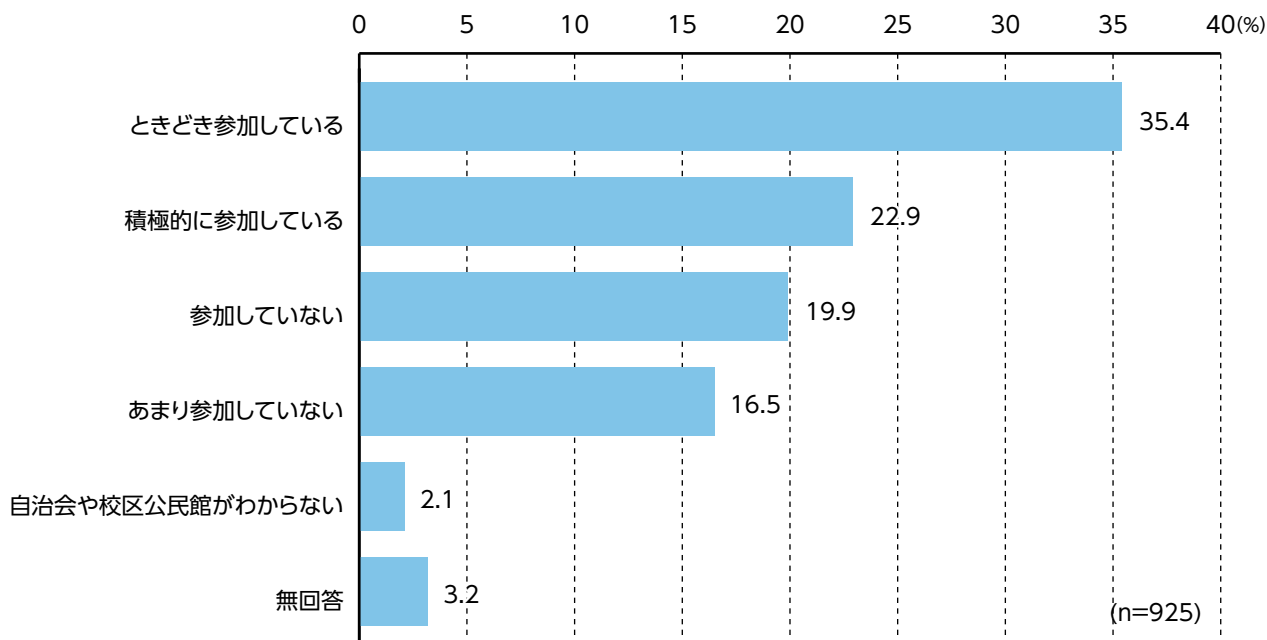
図表 生涯学習や市民活動に取り組んでいるか



(10) 地域コミュニティの活動に参加しているか

地域コミュニティの活動に参加しているかについては、「ときどき参加している」が35.4%と最も高く、次いで「積極的に参加している」が22.9%、「参加していない」が19.9%、「あまり参加していない」が16.5%となっています。

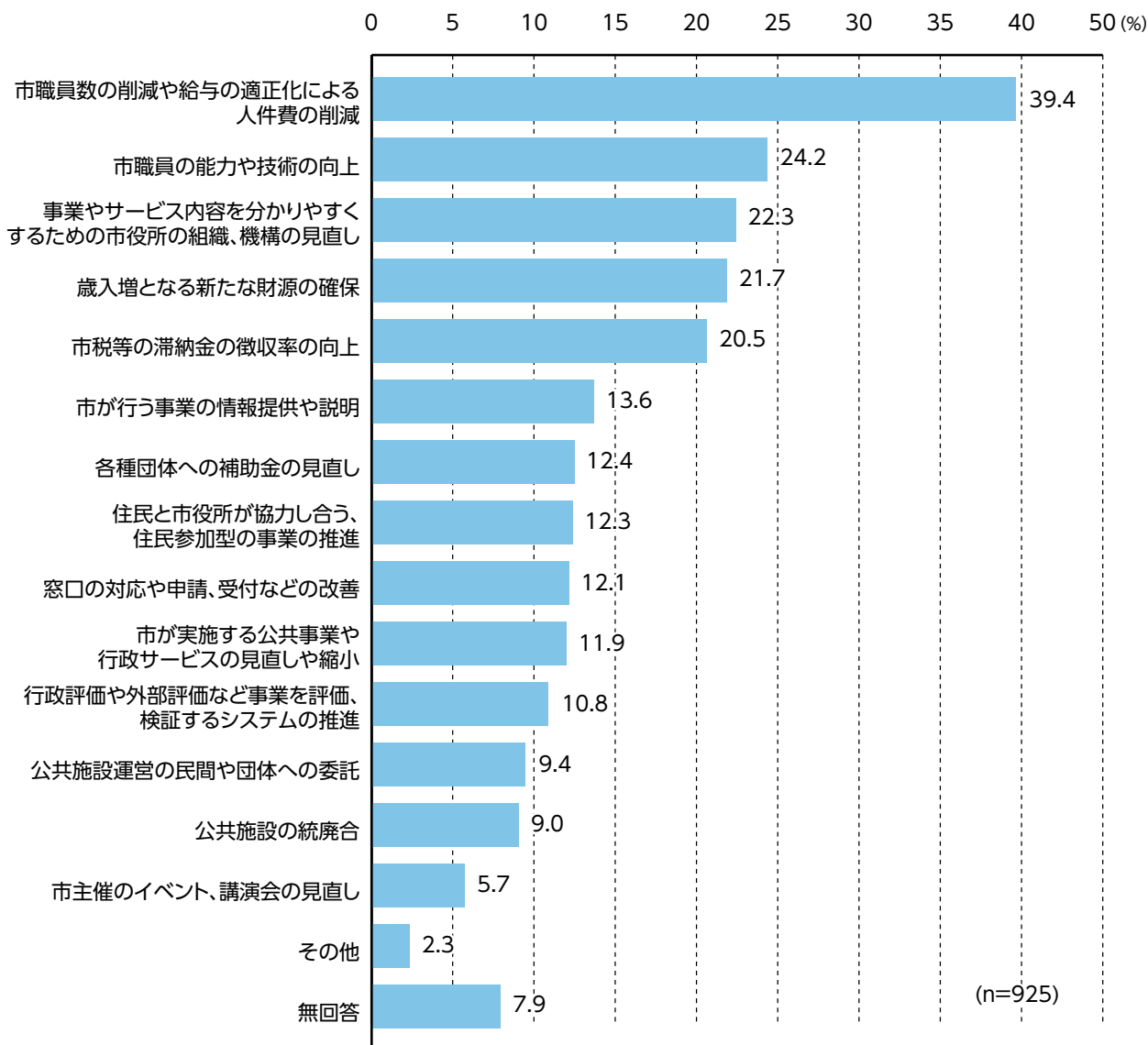
図表 地域コミュニティの活動に参加しているか



(11) 行政の効率化や財政の健全化のために重要なこと

行政の効率化や財政の健全化のために重要なことは、「市職員数の削減や給与の適正化による人件費の削減」が39.4%と最も高く、次いで「市職員の能力や技術の向上」が24.2%、「事業やサービス内容を分かりやすくするための市役所の組織、機構の見直し」が22.3%、「歳入増となる新たな財源の確保」が21.7%となっています。

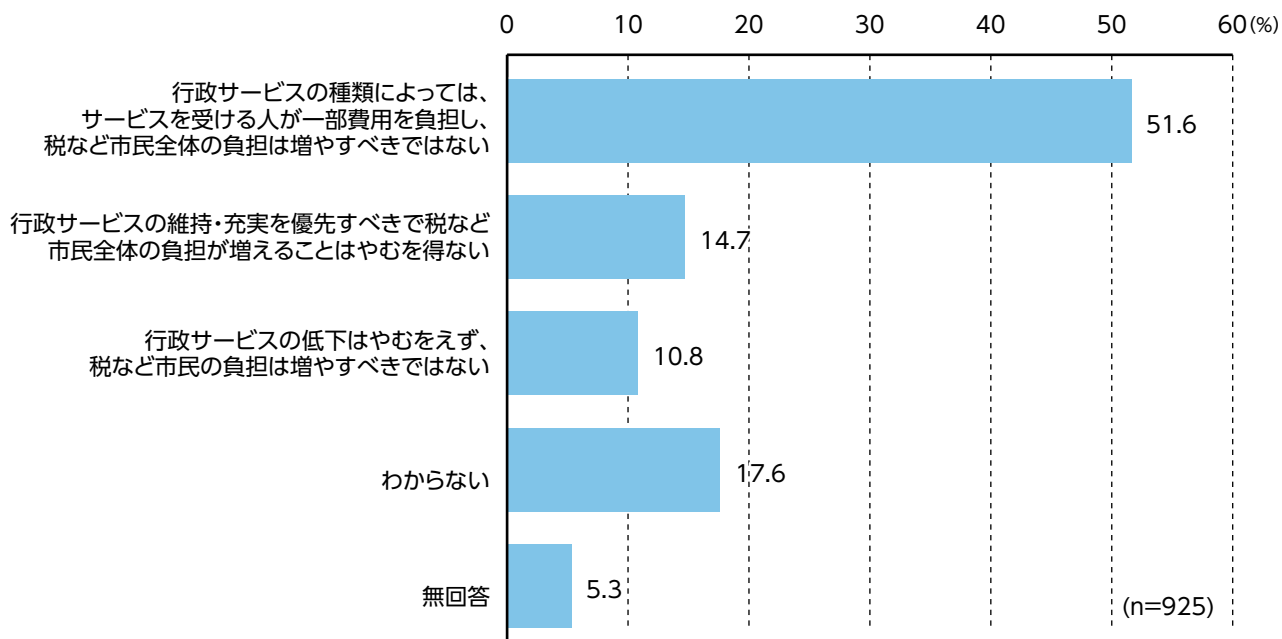
図表 行政の効率化や財政の健全化のために重要なこと



(12) 行政サービスの水準と市民の負担とのバランス

行政サービスの水準と市民の負担とのバランスについては、「行政サービスの種類によっては、サービスを受ける人が一部費用を負担し、税など市民全体の負担は増やすべきではない」が過半数の51.6%にのびます。「行政サービスの維持・充実を優先すべきで税など市民全体の負担が増えることはやむを得ない」がそれに続く14.7%となっています。

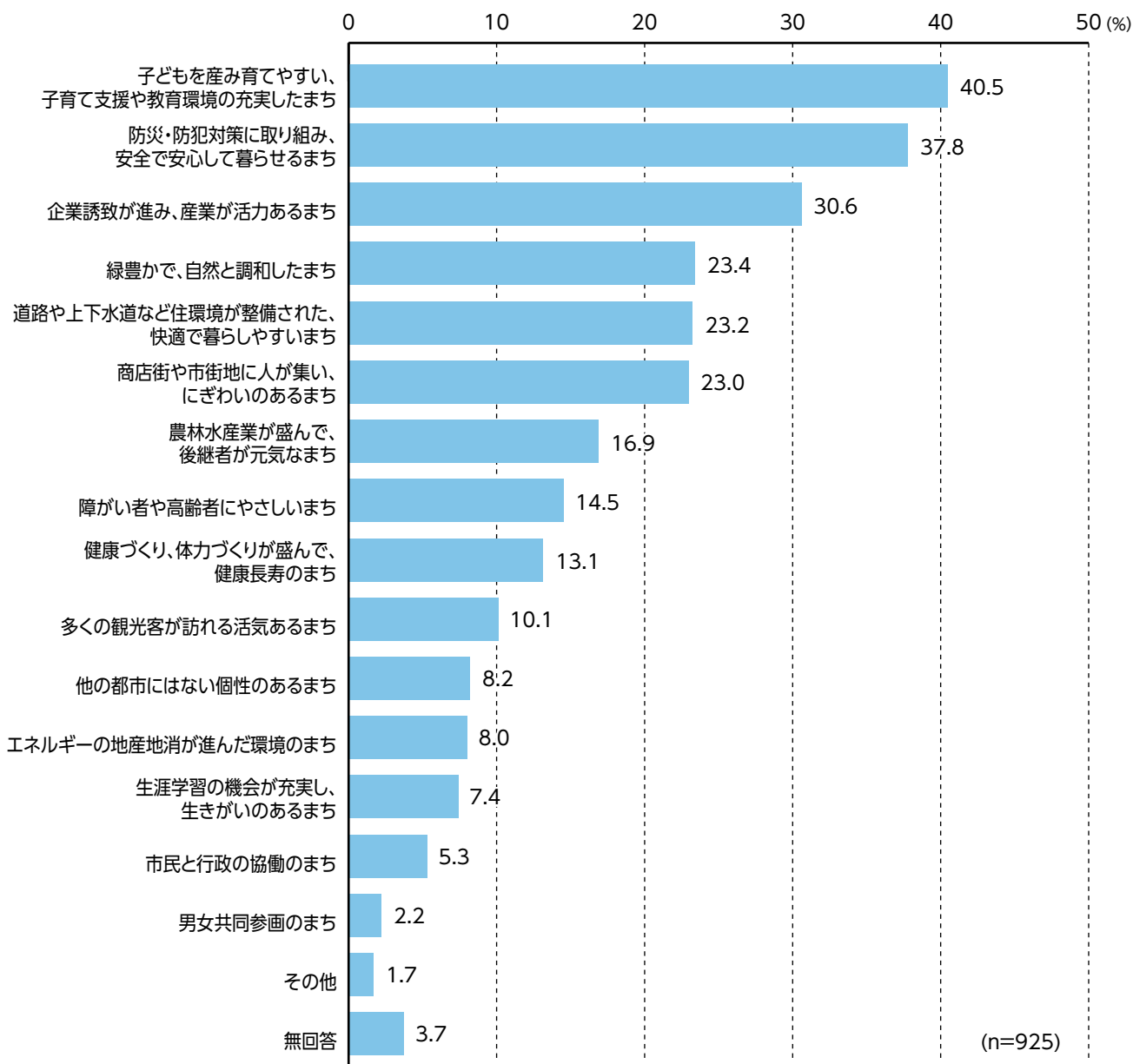
図表 行政サービスの水準と市民の負担とのバランス



(13) 将来のみやま市はどのようなまちになったらいいと思うか

将来のみやま市はどのようなまちになったらいいと思うかについては、「子どもを産み育てやすい、子育て支援や教育環境の充実したまち」が最も高く40.5%、次いで「防災・防犯対策に取り組み、安全で安心して暮らせるまち」が37.8%、「企業誘致が進み、産業が活力あるまち」が30.6%となっています。

図表 将来のみやま市はどのようなまちになったらいいと思うか



2 まちづくり市民ワークショップの結果

本計画の策定にあたり、「まちづくり市民ワークショップ*」を開催し、今後のまちづくりに関する意見をいただきました。ワークショップ*の概要は次のとおりです。

1 第1回まちづくり市民ワークショップ概要

第1回のまちづくり市民ワークショップ*では、本市の「伸ばすべきところ」「変えたいところ」「やるべきこと」について話し合いました。市民から出された意見は次のとおりです。

開催日 平成30年8月26日
参加者 市内在住者等

伸ばすべきところ

ワークショップ*で出た意見

- 古民家を活用する。
- 自然との共生を生かした取組を進める。
- 健康増進の取組について検討し、介護予防に力を入れる。
- 農業を中心とした産業振興や観光振興に力を入れる。

変えたいところ

ワークショップ*で出た意見

- 企業誘致については優遇策をとった方が良い。
- 宿泊できるところが少ないため、素通りされている。
- いろいろな子どもたちが学べる環境を整備した方が良い。
- 住民が中心となったコミュニティやボランティアを見直して、支え合うまちづくりを進めた方が良い。

やるべきこと

ワークショップ*で出た意見

- やる気のある農業者を育成していく。
- 行政と市民が一体になれるような取組をつくっていく。
- 地域のコミュニティのつながりが希薄化しているので、地域のつながりを再構築していく。
- シルバー人材センターをもっと有効に活用していく。

2 第2回まちづくり市民ワークショップ概要

第2回のまちづくり市民ワークショップ*では、政策分野別に「現状と実体験」「理想」「行政がすべきこと・市民ができること」について話し合いました。市民から出された意見は次のとおりです。

開催日	平成30年9月2日
参加者	市内在住者

現状と実体験	
ワークショップ*で出た意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○市内に高校や大学、塾などが少ない。(教育) ○みやま市民以外が魅力を感じる祭りやイベントが少ない。(文化) ○農業は盛んだが加工業が弱い。(産業) ○買物できる店が少なく生活が不便だ。(移住・定住) ○避難所はトイレが離れていたり、汚れていたりするため、安心して生活できない。(防災) ○医療費が増大しないようにすることが必要だ。(高齢者福祉) 	
理想	
ワークショップ*で出た意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを中心に考えた教育や支援が充実している。(教育) ○市外からも多くの人に参加する話題性のあるイベントを開催する。(文化) ○農業生産法人が6次産業化や体験観光を進める。(産業) ○家の近くに駅やバス停があり、近くに買物できる店がある。(移住・定住) ○有事の際にお年寄りや子どもが安心して避難できる。(防災) ○健康寿命*を延ばす取組を推進する。(高齢者福祉) 	
行政がすべきこと・市民ができること	
ワークショップ*で出た意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○公民館における各教室の充実を図る。(教育) ○各地でのイベントをつなげて、みやま市全体で取り組むイベントを開催する。(文化) ○農業生産者と加工品業者との連携を強化する。(産業) ○空き家や空き地を活用して移住促進を図る。(移住・定住) ○避難所のトイレを整備するほか、女性や子どもへ配慮するルールづくりを地域で進める。(防災) ○元気な高齢者が、子育て支援や地域の見守りなどのボランティアで活躍する。(高齢者福祉) 	

第5章 時代の潮流

今後のまちづくりを進めるにあたっては、我が国の社会・経済の動きなど、時代の変化を的確に把握し、速やかに対応していくことが重要となります。そこで、本計画の策定において留意すべき、時代潮流について以下に整理します。これらの中には、すでに本市に影響を及ぼしているもの、本市の課題として顕在化していないものも見られます。しかし、いずれも見逃すことのできない時代の潮流として認識します。

1 人口減少の進行と地方創生の推進

国の総人口は、出生数の減少や死亡者数の増加等を背景に、今後も減少が続くと見込まれています。これによって、労働力人口の減少や経済規模の縮小、社会保障費の増大など、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されています。そこで、国は「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生*の推進に向けた施策の取組を進めています。また、地方自治体は人口減少社会に対応した若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現や地域の特性に応じた地域課題の解決を推進しています。

2 超高齢社会の深化と人生100年時代の到来

人口減少と同時に、我が国は2010年に人口の21%超が65歳以上となる超高齢社会を迎えています。「団塊の世代」が2015(平成27)年に65歳以上となり、2025年には後期高齢者となることが見込まれており、増大する医療・介護費への対応が喫緊の課題となります。一方で寿命延伸に伴い人生100年時代の到来も予見されています。健康寿命*延伸対策とあわせて、高齢者の力を地域社会に還元してもらう仕組みづくりが重要となっています。

3 情報通信技術(ICT)の急速な進歩

ICT*分野における技術革新は著しいものがあり、情報通信技術とその利用環境は世界中で急速に進歩しています。中でもスマートデバイス*等の普及は、社会・経済の活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしており、社会生活の隅々に浸透するとともに、人々の生活様式やコミュニケーションに大きな影響を与えています。こうした中で、情報通信機器の使い方や活用において、情報セキュリティの確保や若者と高齢者の世代間格差、プライバシーなどの新たな課題が発生しています。

4 大規模な自然災害の発生と犯罪等の多様化

東日本大震災や熊本地震といった大規模災害の発生、気候変動の影響による風水害や土砂災害など、近年、全国各地で大規模な自然災害が多発しています。また、コミュニティの希薄化や核家族化、住民意識の多様化等が進行している中で、特殊詐欺*やインターネットによるトラブル、高齢者ドライバーによる事故が増加するなど、地域の防災・防犯に対する不安が高まっています。

5 国際化の進展

国際化や情報化の進展により、経済活動の世界規模での展開による国境のない大競争社会が到来するとともに、政治・文化などのあらゆる分野においても、これまでの国や地域という垣根を越え、ヒト・モノ・カネ・情報が容易に行き来する国際化が進んでいます。

特に地域社会においては、経済発展の側面から輸出事業やインバウンド（外国人観光客）、外国人労働者などへの積極的対応が求められるとともに、教育・文化面での国際交流活動や人材育成も重要な対応課題となっています。

6 環境問題への対応

環境問題が深刻化する中、地球規模で環境に対する意識が高まっており、企業活動や農業分野においても環境に配慮した生産活動が展開されています。また、日常生活の中でごみや廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の回収や再生に取り組むなど、環境問題は一人ひとりが自らの生活様式に起因するという意識を高めていくことが求められています。さらに、東日本大震災における教訓から、地域においても再生可能なエネルギーの自給に向けた取組や、持続可能なライフスタイルの実現など、環境に配慮した対応が必要とされています。

7 社会資本整備と老朽化対策

市民生活やあらゆる社会経済活動を支える、道路・港湾施設・上下水道施設・河川施設・公園施設等の社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備されたものであり、近年その老朽化が深刻な問題となっており、計画的な維持管理を推進する必要があります。

今後は、社会資本の整備・蓄積による効果の最大化を目指すとともに、既存施設の有効活用を検討する必要があります。

8 SDGsの推進

SDGs（エス ディー ジーズ）*とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。我が国においては、2016年5月に政府内にSDGs*推進本部が設置され、同年12月には、SDGs*の実施指針が決定されており、その達成に向けた推進が求められています。



図表 持続可能な世界を実現するための17の目標とその内容

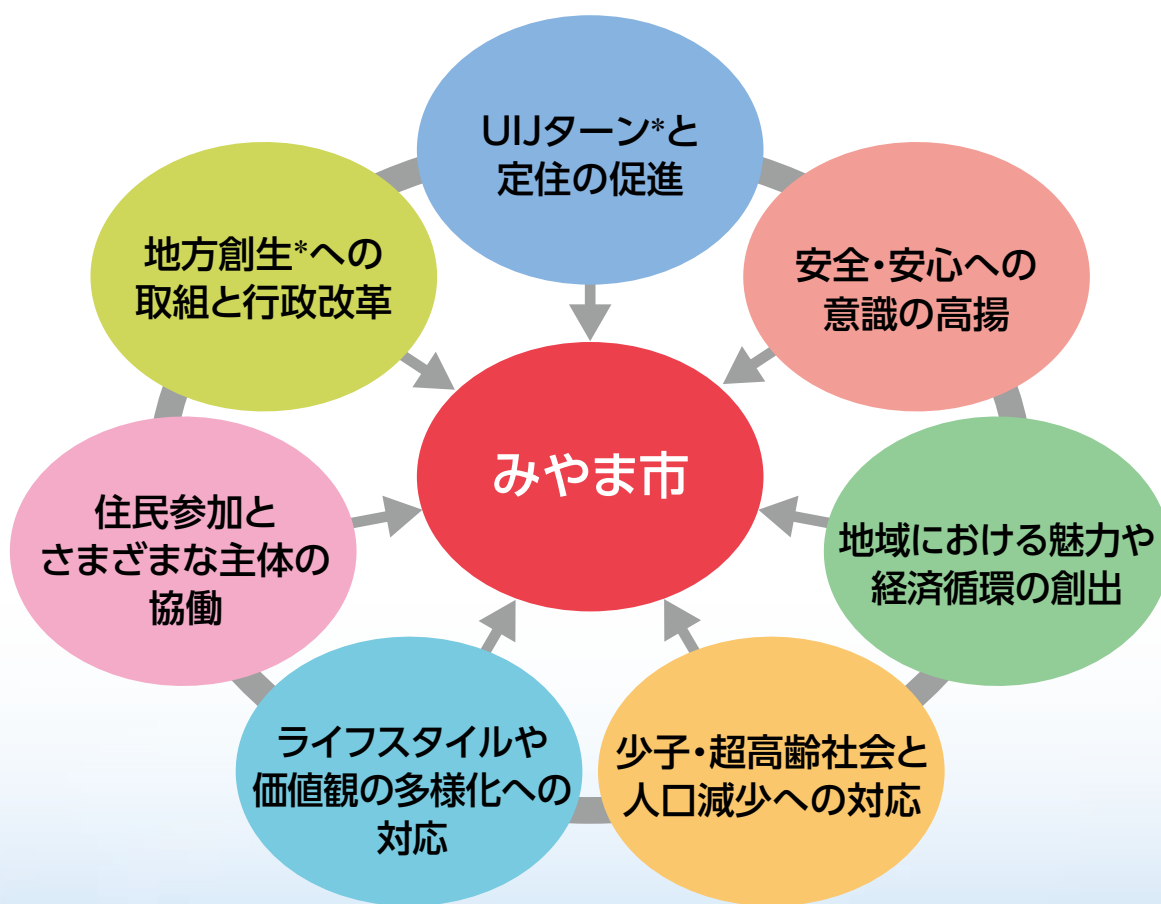
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>住み続けられるまちづくりを 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>陸の豊かさを守ろう 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>平和と公正をすべての人に 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>働きがいも経済成長も すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p>	 <p>2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です</p>	

第6章 まちづくりの視点と本市の課題

本市に求められる新たなまちづくりの視点

これから10年間の新たなまちづくりを進める上で、誰もが住みやすいと実感することができるみやま市の実現を目指すため、以下の7つの視点から、本市の課題について整理します。

図表 本市に求められる新たなまちづくりの視点



まちづくりの視点1 UIターンと定住の促進

国は、東京圏への人口一極集中を抑制するため、地方移住を推進し、UIターン*による起業・就業者創出や地域おこし協力隊*の拡充を進めることとしています。こうした中で、交通・情報ネットワークを含めた都市基盤の整備を更に進め、まちづくりに活用していくことで、生活利便性の向上や地域振興等を図っていくことが求められています。また、そうした環境整備や情報通信技術の移住・定住促進に向けたプロモーションへの活用等により、若者の定住や他地域からの移住につなげていくまちづくりの視点が必要となります。

[本市の課題]

本市では、自然動態*とともに、社会動態*もマイナスの状態が続き、人口減少が進んでいます。近年では、200人前後の社会減が続いており、アンケート結果からも引越したい理由として「交通の利便性がよくない」が半数を超え、住むところを決める上で重視することとしても「電車・バスなどの交通の利便性」が4割に達していたように、交通の利便性は住むところを決めるための大きな条件となっており、今後は都市基盤等の整備を進め、生活の利便性をより向上させていくことが必要となります。

このため、都市基盤については、広域道路網の計画的な整備や生活道路の整備だけでなく、JRや西鉄、コミュニティバスなど公共交通の利便性向上や、住宅環境の整備に向けて取り組み、市民の転出抑制とともに、市外からの転入促進を図っていくことが求められます。

また、高度情報通信基盤*の産業振興への活用や行政システムの整備とともに、本市の魅力の積極的なPRにも活用し、移住・定住の促進を図っていくことが求められます。



まちづくりの視点2 安全・安心への意識の高揚

近年、大規模災害が発生する中、災害の被害を最小限にするため、事前想定や、事前の復興計画の策定など、各地で防災に対する体制や組織を強化する取組が進められています。また、振り込め詐欺やサイバー犯罪*等の複雑化、多様化する犯罪への対応や、高齢者の増加に伴う救急搬送件数の増加、高齢者のドライバー増加に伴う事故増加等への対策も求められています。こうした防災や防犯、交通安全等の生活のあらゆる分野での住民の要求する水準は高まっており、行政のみならず地域全体で、子どもや女性、高齢者等、誰もが安全・安心な暮らしを確保できるようにしていくまちづくりの視点が必要となります。

[本市の課題]

アンケート結果からは、住み続けたい理由として「自然環境がよい」が半数を超え、環境保護施策で重要だと思うことについて、「重要である」と「どちらかと言えば、重要である」の合計がすべての取組で半数を超えているように、市民の環境に対する意識は高くなっています。また、住み続けたい理由では「自然災害が少ない」も半数近く、「交通安全・防犯対策」や「消防・防災対策」はまちづくりでの重要度が高くなっており、今後も人と自然が共生しながら、安全・安心な生活環境づくりを進めていく必要があります。

このため、自然環境については、市民の環境意識の醸成を図りながら、官民協働により、温室効果ガス*削減や不法投棄対策等の環境にやさしいまちづくりに努めていくことが必要となります。

また、自主防災組織の育成や災害時の効果的な情報伝達手段の検討による防災体制の充実や、関係機関との連携・協力体制の強化によって、消防・救急救助体制の充実を図るとともに、交通安全対策や消費者被害を防ぐための啓発活動等を推進し、市民が安全・安心に生活できるよう、総合的な防災・防犯対策を推進していくことが求められています。



まちづくりの視点3 地域における魅力や経済循環の創出

近年、社会経済情勢が大きく変化する中で、地域間競争はこれまで以上に激しくなり、地方自治体では行政や住民が一体となって、地域の潜在的な経済力を最大限に発揮し、魅力ある都市として自立するためのさまざまな取組を進めています。そこで重要となるのが地域内の経済循環をつくり、地域経済の活性化を図ることです。このためにも、生産や分配、支出の各場面で、市外に所得が流出することなく、地方の家計や企業での所得増加につながっていくような仕組みを構築していくまちづくりの視点が必要となります。

[本市の課題]

本市の就業者数は減少傾向にあるとともに、農業就業人口において高齢化が進んでいるなど、今後多くの産業において、人手不足や担い手不足が深刻化していくと考えられます。観光については、観光入込客数がおおむね増加傾向にあることや、観光客の消費額も近年増加傾向にあることから、市外から本市に対する、観光地としての関心の高まりがうかがえます。

アンケート結果では、本市から引っ越したい理由として「買い物や外食が不便」が約6割と高くなっていることから、商業施設の充実が求められています。また、「農業の振興」については重要度が高く、満足度が低くなっていることから、重点的な改善が望まれています。また、将来のみやま市については「企業誘致が進み、産業が活力あるまち」になってほしいと回答した割合が約3割となっています。

そのため、農業の振興に向けて後継者や新規就農者を確保するとともに、特産品の開発やブランド化を推進していくことが求められています。また、商業の活性化を図るためにも、商店街の賑わいの創出や、人口減少、高齢化を見据えたコンパクトなまちづくりが必要です。観光振興としては、体験プログラムの企画や開催、積極的なPRを推進していくことが必要となります。

さらに、雇用の創出や地域経済の活性化を目的に、本市の利点を生かした企業誘致を推進していくことが必要です。



まちづくりの視点4 少子・超高齢社会と人口減少への対応

我が国において、少子・超高齢社会と人口減少が進行する中で、労働力人口の減少や経済規模の縮小、年金・医療・福祉といった社会保障費の増大等、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されます。このため、誰もが健康で、生きがいを持ちながら暮らし続けることができるための環境づくり、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを進めていくまちづくりの視点が必要となります。

[本市の課題]

本市の人口は減少が続き、高齢化率は上昇が続いており、今後も少子・超高齢社会と人口減少は続いていくものと考えられます。一方で、少子化や高齢化、核家族化の進行により1世帯当たりの人員も減少しており、高齢者夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯の増加が考えられます。

アンケート結果からは、地域の医療機関の数や整備状況の満足度に対しては、「すべてに概ね満足している」と「どちらかという満足しているが、一部に充実してほしい医療がある」の合計が半数を超えており、どちらかという満足していることがうかがえますが、住むところを決める上で重視することとして「医療・介護・福祉サービス」は半数近くで最も高く、今後は、保健、医療、福祉サービスをより一層充実させていくことが必要となります。また、今後のまちづくりの方針として、将来の本市がどのようなまちになったらいいかについて回答割合の高かった、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進していくことも求められています。

そのため、高齢者をはじめとした市民に対し、健康づくりの必要性や重要性の啓発、取組内容の周知を行っていくことで、健康づくりへの意識を醸成し、市民が健康な暮らしを続けることができるよう取り組んでいくとともに、医療費の抑制へとつなげ、社会保障制度の充実した運営を図っていくことが求められます。

子どもを安心して産み育てられる環境づくりに向けて、子どもや子育て家庭への支援を推進するとともに、保育士等の確保や地域との連携により、地域全体で子育てを支える体制を構築していくことが必要です。また、高齢者や障がい者が生きがいを持って地域で暮らし続けていけるよう福祉サービスを充実させ、就労・雇用機会の創出や社会参加の場の提供を図るとともに、地域で支えるための体制づくりや人材の確保が求められます。



まちづくりの視点5 ライフスタイルや価値観の多様化への対応

子どもたちの生きる力を育むためにも、学校における計画的な教育を推進する一方で、開かれた地域社会の中でさまざまな交流を通じ、学び育っていくことができるような教育環境をつくることが求められています。また、「団塊世代」を中心に、心豊かに自分らしく暮らせるライフスタイルを求めるような新しい価値観が生まれており、スポーツやレクリエーション活動の充実、生涯学習や文化・芸術活動の充実、多様な交流機会の拡充といったさまざまなニーズに対応可能な環境を整備していくまちづくりの視点が必要となります。

【本市の課題】

アンケート結果からは、今後の学校教育環境の更なる充実に向けて、豊かな心を育む教育の推進や、健康・体力の増進に特に力を入れていく取組が求められています。また、生涯学習や市民活動、スポーツ活動等については、今後取り組んでみたいという回答が3割以上であった中で、「スポーツ・レクリエーション施設」「スポーツ・レクリエーション活動」については重要度と満足度が共に低くなっています。

そのため、計画的な授業の実施や、教職員の資質向上等により、生きる力を育む学校教育を総合的に推進するとともに、コミュニティ・スクール*や地域学校協働本部*と連携することで、地域教育力の充実に努めていくことが求められます。

スポーツ・レクリエーションの振興に向けては、スポーツイベントの開催や総合型地域スポーツクラブ*の周知により、市民のスポーツに対する意識の醸成を図り、市民がスポーツに取り組む機会の拡充を図っていくことが必要となります。また、住民ニーズに対応した生涯学習機会の提供や、文化・芸術活動の振興、国内外との交流等を通じて、すべての世代が学べる環境づくりを進め、魅力と活力ある地域づくりにつなげていくことが求められます。



まちづくりの視点6 住民参加とさまざまな主体の協働

保育や介護ニーズの増大、生活困窮や複合的な課題を抱える世帯の増加等、住民ニーズの高度化・多様化が進む中で、地域が自ら地域課題を解決し、主体的に地域を運営していくことが求められています。こうした中で、地域のさまざまな課題に対応し、自立した個性あるまちづくりを進めていくためには、年齢や性別などに関わらず、すべての住民や団体、地域、事業所などが行政と共にその個性と能力を生かし、参画・協働していくまちづくりの視点が必要となります。

[本市の課題]

アンケート結果からは、「地域の連帯感」「住民参画の推進・情報公開の推進」「ボランティア活動の推進」「人権啓発・人権教育」「男女共同参画社会の形成」のいずれも満足度は高くなっていますが、重要度は低くなっています。また、地域コミュニティの活動に積極的に参加している方は、約2割にとどまっており、今後は、地域や市民一人ひとりがお互いを尊重し合いながら、みんなでまちづくりを進めていく意識を高めていくことが必要となってきます。

そのため、人権問題や男女共同参画社会の形成に向けた相談体制の充実や市民への啓発活動を行っていくことで、一人ひとりが互いに理解し合い、尊重し合う、地域社会の実現を目指すとともに、住民が同じみやま市民として一体感を持つことができるような機会の創出を図ることで、市民としての連帯感を高めていくことが求められます。

また、こうした市民の連帯感をまちづくりに生かし、市民と行政が協働したまちづくりを進めるため、活動の担い手となるリーダーや団体等の育成・支援、住民参画の機会拡充に努めていくことが求められます。



まちづくりの視点7 地方創生への取組と行政改革

国から地方へ権限や財源を移譲し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革が進む中、住民にとって最も身近な基礎自治体の果たす役割と責任は、これまで以上に大きくなってきます。こうした中で、将来にわたって活力ある社会を維持し、質の高い住民サービスを持続的に提供するため、行財政改革や財政健全化の推進、行政の透明性の向上を目指していくことが求められています。また、平成29年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略*（2017改訂版）」において、SDGs*の推進は地方創生*に資するものとして重要とされていることから、その達成に向けた取組を推進していくまちづくりの視点が必要となります。

[本市の課題]

本市では、人口減少や高齢化率の上昇、人口動態も自然減・社会減の状態が続いています。今後も少子・超高齢社会と人口減少が進むと想定される中で、税収の減少や社会保障費の増大など、本市の財政状況は厳しさを増していくものと考えられます。

アンケート結果からは、「市役所の窓口サービス」は重要度も満足度も高いものの、「市役所の効率化、財政の健全化」は満足度が低くなっています。また、行政の効率化や財政の健全化のために重要なこととして、「市職員数の削減や給与の適正化による人件費の削減」や、「市職員の能力や技術の向上」、「事業やサービス内容を分かりやすくするための市役所の組織、機構の見直し」、「歳入増となる新たな財源の確保」等が高くなっており、今後は、行政の効率化や財政の健全化により一層取り組みながら、地域の活力を生み出していくことが求められます。

そのため、自主財源の確保に向けてふるさと納税の推進や市税の徴収率向上に取り組み、計画的な財政運営を図ることで、持続可能な自治体経営を確立していくことが重要となります。

また、「第3次みやま市行政改革大綱」に基づき、柔軟で効率的な行政運営を進めるため、組織体制の改善や人員の適正化に努めるとともに、行政職員の資質向上への取組等によって、市民サービスの向上を図る必要があります。そして、市の将来像を市民と行政が共有し、地域ぐるみで一体となって、活力あるまちづくりに向けた取組を進めていくことが必要となります。

さらに、本計画は各施策の方向性を示すものであり、それらには、スケールは違うものの、持続可能な開発を統合的取組として推進するSDGs*との関連も見ることができます。そのため、SDGs*の目標達成に向けた取組の推進につながるよう、本計画の各施策を推進していくことが必要です。



第2部 基本構想

第1章 みやま市の将来像

1 まちづくりの将来像

将来像は、今後の本市におけるまちづくりの方向性や目指す姿を明らかにするもので、「住んでみたい」「住み続けたい」と思えるみやま市を、行政と市民が共につくっていくための共通の目標です。

本市は、「人」を主役として、みやま市の持つ「水」や「緑」を中心とした豊かな地域資源を生かし、磨き上げ、協働の理念に基づいた豊かなまちづくりを進めてきました。こうした魅力を受け継ぎつつ、市全体が更なる活力をつくりだしていくためにも、将来像を以下のように定めます。

人と自然が共に育み、つながり、成長し続けるまち
～ みんなに やさしい まち みやま ～

2 基本理念

■人と自然が共に育み続けるまち

みやま市の主役である「人」と、みやま市の特徴である清水山をはじめとした山々や有明海に注ぐ矢部川などの豊かな「自然」とが共に育てていくことで、将来の世代の暮らしが輝くような持続可能なまちづくりを目指します。

■人と地域がつながり続けるまち

みやま市には、これまで受け継がれてきた歴史や素晴らしい伝統文化があります。これらを継承するとともに、「人」と「人」とのつながり、「人」と「地域」のつながりを大切に、新たなつながりを創出することで、子どもから高齢者まで、みんながやすらげる、笑顔あふれるまちづくりを目指します。

■人とまちが成長し続けるまち

平成19年の合併によりみやま市が誕生してから10年以上が経過しています。こうした中で、「人」を核として、さまざまな地域課題の解決や、本市の発展に向けた新たな挑戦を行っていくことで、豊かな人材の育成や産業の発展など、市が一丸となって成長し続けるまちづくりを目指します。

3 将来推計人口

■ みやま市人口ビジョンに示された将来推計人口

(1) 将来推計人口の考え方

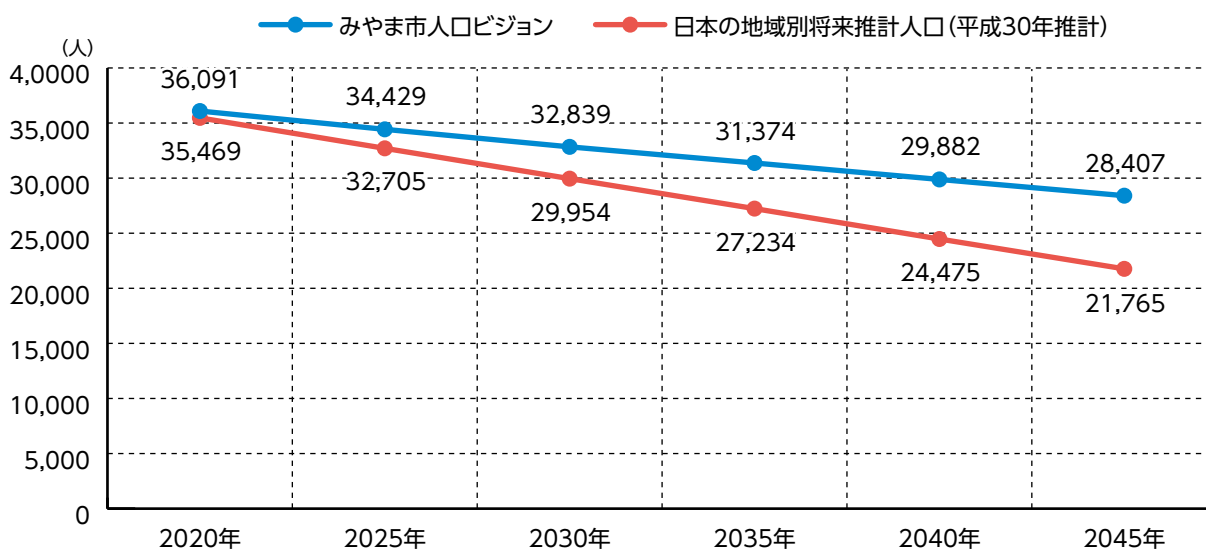
我が国は、急速に進行する人口減少・少子高齢化問題に対応するため、平成26年12月に、国と地方が総力を挙げて地方創生*・人口減少克服に取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、地方創生*のための施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略*」を閣議決定しました。

こうした流れを受けて、本市においても、平成27年10月に「みやま市人口ビジョン」及び「みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略*」を策定し、2060年までの人口の将来展望を示しています。

この「みやま市人口ビジョン」では、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計に準拠し、人口減少対策として①合計特殊出生率*の上昇、②雇用の場の確保による若い世代の人口流出抑制、③子育て世代の転出抑制と転入促進に取り組んでいくことを考慮して、将来人口を推計しました。

その結果、2045年に総人口が28,407人になると見込み、社人研の推計による21,765人より6,642人以上増加することを目指しています。

図表 「みやま市人口ビジョン」と「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」の将来推計人口比較



資料：みやま市人口ビジョン、日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)

4 土地利用方針

1 基本的な考え方

少子・超高齢社会と人口減少の進行といった時代の潮流を踏まえ、みやま市の将来都市像を検討していくことが重要です。そのためにも、集約型の都市構造の実現に向けて、市街地の形成や市街地と各施設の連携を行い、計画的に地域の活性化を推進していくことが必要となります。

2 土地利用

土地利用とは、まちづくりを進める上で、計画的な土地利用を図るために、地域ごとの特性や現状を踏まえて市のエリアを区分することです。

そこで、本市を市街地ゾーン、田園居住ゾーン、山林保全ゾーン、新産業ゾーンの4つに大きく分け、計画的な土地利用を推進していきます。

(1) 市街地ゾーン

市街地ゾーンとは、市街地やコミュニティの形成がなされている地域です。

高田町の市街化区域、瀬高町の用途地域及び周辺地、山川町の中心街から形成され、合併前から役場等が位置し、市民のコミュニティ形成の場として中心的役割を担っています。

そこで、地域に適した安全・安心で快適な住環境の形成と商業・業務の集積を図ります。

(2) 田園居住ゾーン

田園居住ゾーンとは、農用地域域内で、良好な住環境が保たれている地域です。

昔ながらの懐かしい風景が、従来の既存集落や田園から形成されています。そこで、貴重な田園風景を保全するとともに集落内における生活環境等の向上に努めます。

(3) 山林保全ゾーン

山林保全ゾーンとは、年間を通して緑が豊かで、市民に潤いや安らぎを与える地域です。

清水山や御牧山等、自然豊かな山々が連なる地域から形成されています。丘陵部から広がる田園景観や集落景観、市街地景観を演出する本市の貴重な資源として、将来にわたり保全に努めます。

(4) 新産業ゾーン

新産業ゾーンとは、広域交通網への玄関口となる九州自動車道みやま柳川ICをはじめ、有明海沿岸道路高田IC及び黒崎ICを活用した、新たなる産業の受け皿となる地域です。

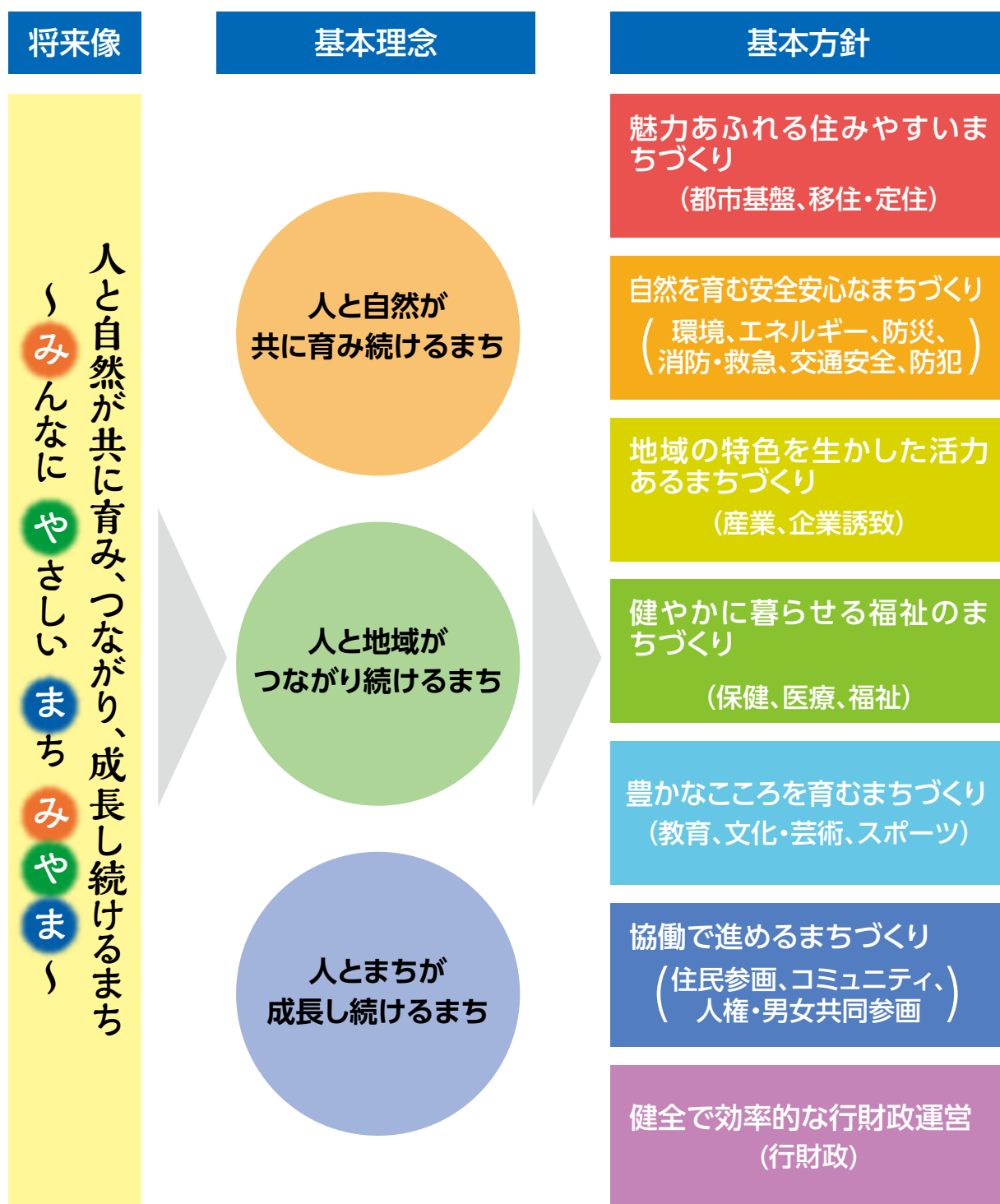
これら交通網の周辺を新産業ゾーンとして位置付けます。

第2章 基本方針

1 総合計画の体系

本計画では、将来像の実現に向けて以下のような体系を定めます。

図表 施策体系



2 将来像を実現するための基本方針

目指すべき将来像を踏まえ、まちづくりの基本方針を7つの政策分野別に設定します。また、各基本方針に関連するSDGs*の目標を掲載します。

1 魅力あふれる住みやすいまちづくり(都市基盤、移住・定住)

便利で快適な、誰もが住みたくなる魅力あふれるまちづくりと、そのPRを推進します。

土地利用については、「みやま市都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な土地利用を推進するほか、地域の実情等に合わせて適宜計画の見直しを行います。

都市基盤では、広域道路網の計画的な整備、歩行者に配慮した人に優しい生活道路の整備、更にはJRや西鉄の利便性向上のために駅前整備などを推進します。コミュニティバスの利便性を向上し、市民及び来訪者の交通手段の確保を図ります。そのほか、住宅環境の整備として、空き家等の適正管理や市営住宅の長寿命化対策、公園の整備を行い、安心して暮らせる生活環境の確保に取り組みます。上水道の整備では、老朽化した施設の改修により、安全でおいしい水の安定供給に努めます。また、地域特性に応じた生活排水の浄化を推進するために、浄化槽の設置や公共下水道計画区域内の管路整備を行います。

また、高度情報通信基盤*を活用した産業振興や利便性の高い行政システム整備を図ります。

移住・定住の促進については、本市の魅力を積極的にPRしていくほか、総合戦略*の施策を推進し、市外からの転入促進や市民の転出抑制を図ります。

基本方針	施策項目
<p>魅力あふれる住みやすいまちづくり (都市基盤、移住・定住)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  </div> </div>	1 計画的な土地利用の推進
	2 利便性の高い地域交通体系の整備
	3 良好な住宅環境の整備
	4 心やすらぐ公園・緑地の整備
	5 上下水道の整備
	6 高度情報通信基盤*の活用
	7 移住・定住の促進





2 自然を育む安全安心なまちづくり (環境、エネルギー、防災、消防・救急、交通安全、防犯)

豊かで多様な自然との調和を図りながら、市民に安全・安心のやさしいまちづくりを進めます。

生活環境については、市民に対する環境意識の醸成を図り、生ごみ等の分別により焼却ごみを減少させ、温室効果ガス*を削減する取組や、不法投棄の対策等を推進します。また、バイオマスセンター*を活用した生ごみの資源化やごみの減量化など循環型社会の形成に取り組みます。さらに、エネルギー政策の推進については、エネルギーの地域内循環を進め、環境、経済、社会が共立する持続可能な地域づくりを進めます。

近年、全国的に大規模な災害が発生している中で、防災対策の推進として、自主防災組織の育成や災害時の効果的な情報伝達手段について検討し、防災体制の充実を図ります。また、消防・救急救助体制の充実として関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。

交通安全や防犯対策としては、交通事故や犯罪被害を防ぐための啓発活動等を推進します。

基本方針	施策項目
自然を育む安全安心なまちづくり (環境、エネルギー、防災、消防・救急、交通安全、防犯)    	1 自然環境の保全
	2 地域が一体となった循環型社会の形成
	3 エネルギー政策の推進
	4 防災対策の推進
	5 消防・救急体制の充実
	6 防犯・交通安全対策の推進


3 地域の特徴を生かした活力あるまちづくり(産業、企業誘致)

豊かな自然や農業、自然エネルギーなど本市の特色を生かして、地域経済の活性化を図ります。

農業については、導水路やため池などの農業生産基盤整備を進めるほか、後継者や新規就農者の確保に向けた取組を推進します。さらに、特産品を使用した加工品づくり、ブランド化を進めるほか、直売所の活性化により、知名度の向上を図ります。水産業においては、漁業者が減少していく中で、生産量の維持に向けた方法を検討していきます。

商業では、商店街の賑わい創出に向けた取組や、人口減少、高齢化を見据えたコンパクトなまちづくりなど、魅力的なまちづくりを目指します。また、雇用の創出に向けた企業誘致活動の推進や起業支援等にも取り組んでいきます。

「みやま市観光振興計画」に基づいて計画的に施策を推進するほか、みやま市ならではの体験プログラムの開催、パンフレット等を用いた積極的なPRなど、戦略的な観光振興を図ります。

基本方針	施策項目
<p>地域の特徴を生かした活力あるまちづくり(産業、企業誘致)</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業の振興 2 商工業の振興 3 企業誘致の推進 4 観光の振興

4 健やかに暮らせる福祉のまちづくり(保健、医療、福祉)

すべての市民が、住み慣れた地域で自分らしく健やかに暮らすことのできる支え合いのまちづくりを推進します。

市民が健康に暮らすことができるよう、身近な公民館における住民健診の実施や、未健診者に対する受診の呼び掛けを行います。また、食育の推進や「かかりつけ医」の定着促進、医療機関とのネットワーク強化による救急医療体制の充実を図ります。

児童福祉については、多様な保育ニーズに対応するための子育て支援を推進します。高齢者福祉では、増加が見込まれる認知症高齢者への対応や老人クラブ及びシルバー人材センターへの支援に努めます。また、障がい者への就労支援や施設のバリアフリー化、ひとり親世帯や低所得世帯への支援など、地域共生社会の実現を目指して、地域で支え合うことのできる体制の整備を図ります。

また、国民健康保険や介護保険事業、後期高齢者医療制度など公的なサービスの充実を図ることで、誰もが安心して生活することのできるまちづくりを進めます。

基本方針	施策項目
<p>健やかに暮らせる福祉のまちづくり (保健、医療、福祉)</p>    	1 健康づくりの推進
	2 安心して産み、育てられる子育て支援の推進
	3 生涯現役のまちづくりの推進
	4 障がい者がいきいき暮らせる環境づくりの推進
	5 安心とゆとりのある地域福祉の実現
	6 ひとり親世帯及び低所得者福祉の充実
	7 社会保障制度の充実

5 豊かなこころを育むまちづくり(教育、文化・芸術、スポーツ)



子どもから高齢者まで、生涯を通じて学び、スポーツや文化とふれあい豊かな感性を育むまちづくりを進めます。

各学校における学力の向上を目指した計画的な授業の実施、地域や家庭とも連携した開かれた教育環境づくりを進めるとともに、本市における教育の良き伝統の継承を目指した取組を通じて若年教員の資質向上を図り、生きる力を育む学校教育を総合的に推進します。また、コミュニティ・スクール*や地域学校協働本部*と連携することで、地域教育力の充実にも努めます。

生涯学習については、活力ある図書館の運営に努めるほか、住民主体の活動の促進を図ります。スポーツ活動については、スポーツイベントの開催により、市民のスポーツに対する意識の醸成を図るほか、クラブや指導者の育成、施設の整備によって、市民がスポーツに携わる機会の拡充を図ります。

文化・芸術の振興では、伝統文化や郷土の歴史の保護・継承に向けて、保存会や保持団体に対する一層の支援を行うほか、市内の文化財などをPRする方法について検討します。

また、多様な交流の推進に向けて、さまざまな世代間の交流や姉妹都市との交流、国際交流を促進します。





基本方針	施策項目
<p>豊かなこころを育むまちづくり (教育、文化・芸術、スポーツ)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>4 質の高い教育を みんなに</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>	1 生きる力を育む学校教育の充実
	2 地域教育力の充実
	3 生涯学習の推進
	4 スポーツの振興
	5 文化・芸術の振興と文化財の保護・活用
	6 多様な交流の推進

6 協働で進めるまちづくり（住民参画、コミュニティ、人権・男女共同参画）

地域の課題を共に考え、解決していくために、多様な主体との協働によるまちづくりを推進します。住民と行政の協働のまちづくりに向けて、幅広い市民からの意見を聴取する機会の確保に努めるほか、ボランティア団体やNPO法人の設立支援、若い地域リーダーの育成等を推進していきます。また、行財政運営に関する情報を住民に分かりやすく発信するため、研修等を通じた職員の知識向上に努めます。さらに、新電力事業やバイオマス事業等の市の重要施策については、情報の発信・共有化に努め、施策に対する理解を得ながら市民との協働により各種事業を進めていきます。

また、市民として一体感を持つことができるような機会の創出を図るほか、自治会を中心としたコミュニティの活性化に向けた取組を推進し、地域での連帯感を創出します。

互いに理解し合い、尊重し合える地域社会の実現を目指し、市民への啓発活動を実施します。さらに、人権問題や男女共同参画社会の形成に向けた相談体制の充実を図るなど、人権尊重や男女共同参画のまちづくりを推進します。

基本方針	施策項目
協働で進めるまちづくり (住民参画、コミュニティ、人権・男女共同参画)	1 住民参画によるまちづくりの推進
  	2 住民と共に進めるまちづくりの推進
	3 地域での連帯感の創出
	4 人権尊重や男女共同参画のまちづくりの推進



7 健全で効率的な行財政運営(行財政)

効率的な行財政の運営を推進し、変化する社会情勢に柔軟に適応していくことのできる自治体経営を進めます。

まちづくりの課題や新たな住民ニーズに迅速な対応ができるよう、「みやま市行政改革大綱」に基づき、更なる組織体制の改善を図るほか、業務量調査や事務事業の見直しによる人員の適正化に努め、柔軟で効率的な行政運営を推進します。さらに、市民サービスの向上を目指し、行政職員の資質向上への取組や適切な人事評価、職員のメンタルヘルス対策等も進めます。

また、健全で持続可能な財政運営を図るため、自主財源の確保に向けてふるさと納税の推進や企業誘致による税収の向上、市税の徴収率向上などに努めます。

「みやま市公共施設等総合管理計画」及び今後策定する「個別施設計画」に基づき、中・長期的な視点に立った公共施設の更新、統廃合、長寿命化を計画し、公共施設の適正管理・適正配置を図ります。さらに、計画的な維持管理や改修等を進めるとともに、公共施設の利用促進を図ります。

基本方針	施策項目
<p>健全で効率的な行財政運営(行財政)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="220 1070 363 1211"> <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  </div> <div data-bbox="379 1070 523 1211"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  </div> </div>	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="735 1048 1385 1122">1 簡素で効率的な行政運営の推進 <li data-bbox="735 1122 1385 1211">2 健全で持続可能な財政運営の確立

第3部 基本計画

第1章 魅力あふれる住みやすいまちづくり (都市基盤、移住・定住)

便利で快適な、誰もが住みたくなる
魅力あふれるまちづくりとそのPRを推進します。

基本方針と関連するSDGs*の目標



1 計画的な土地利用の推進

1 現状と課題

本市では、計画的な土地利用の推進に向けて、平成23年3月に「みやま市都市計画マスタープラン」を策定しています。また、農業振興のための各施策を計画的に実施するために、「みやま市農業振興地域整備計画」の見直しを行っています。「みやま市都市計画マスタープラン」は、中長期的な展望に立って定めた計画であり、社会経済情勢や地域状況の変化などに的確に対応しつつ、市の総合計画や県の「都市計画区域マスタープラン」等の上位計画との整合を図りながら、見直しを行っていく必要があります。

本市には、大牟田都市計画区域(高田)と筑後中央広域都市計画区域(旧瀬高都市計画区域)が指定され、平成20年3月には山川地区、高田地区の一部で、みやま準都市計画区域が指定されました。各区域は異なる都市計画制度によって運用されているため、都市計画区域の一体化にあたっては、見直しに必要な都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化を踏まえた総合的・客観的な資料を整理し、今後も検討を行っていきます。

市街化調整区域*で住宅の建築を可能とするため、市街化調整区域*における建築規制の緩和を図る「県条例に基づく区域指定」を行っています。平成28年7月には新開地区・江浦地区をモデル地区に指定し、住宅の建築が可能となっています。区域指定については、既存集落の活力回復に対して有効性を調査し、他の地域への導入についても検討を行っていく必要があります。

国土調査事業については、進捗率が97%で、残りは下庄の一部と竹海校区のみとなり、国土調査の早期完了を推進していきます。

また、国土調査完了地区で、調査時期が古く測量精度が現在の精度に達していない地区については、再調査などをする必要があります。

2 主要施策

<p>①計画の見直し</p>	<p>地域の実情、まちづくりの進捗状況を把握し、見直しが必要とされるときに、市の総合計画や県の「都市計画区域マスタープラン」等の上位計画との整合を図りながら、市民参画等による計画の見直しを行います。また、将来に向かって優良な農地を確保できるよう、土地の合理的な利用を踏まえて、今後も遊休農地の解消、担い手への集積・集約化を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「みやま市都市計画マスタープラン」の見直し ●適正な農地転用の推進
<p>②合理的かつ効率的な土地利用の推進</p>	<p>都市計画区域の一体化について、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化を踏まえた総合的・客観的な資料を整理し、今後も検討を行っていきます。また、「県条例に基づく区域指定」が有効な手法であるかを検証し、市街化調整区域*の新開地区・江浦地区以外の地域への導入についても検討を行います。</p>
<p>③国土調査事業の推進</p>	<p>地籍調査を総合的、計画的な土地利用の基礎的な資料として進めており、調査が残っている下庄の一部と竹海校区について、引き続き調査を実施します。また、旧高田地区の国土調査完了地区は測量の精度が現在の精度に達していない時期に地籍調査を実施したため、再調査を推進します。</p>



2 利便性の高い地域交通体系の整備

1 現状と課題

本市の道路網は、一般国道208号及び209号が南北に縦断し、一般国道443号が東西に横断しています。東部には九州縦貫自動車道が縦断し、みやま柳川インターチェンジが設置されています。西部には有明海沿岸道路の整備が進められ、本市には2つのインターチェンジがあります。平成28年3月には、国道443号バイパスが全線開通となり、みやま柳川インターチェンジや有明海沿岸道路、各都市へのアクセスが向上しました。今後は、市内外や都市圏との交通アクセスを向上させるとともに、本市の恵まれた道路網と高速交通道路網を活用し、交流人口の増加や定住促進を図る必要があります。また、交通量の増加に伴う慢性的な交通渋滞の解消も課題となります。

住宅地や集落内の生活道路については、道幅が狭く歩道が十分確保されていない道路が多くあります。市民が安心して歩行・通行できるよう、道路の狭小箇所の改善や歩道の整備、バリアフリー化など利便性の向上と安全で人に優しい生活道路の整備が望まれます。

橋梁については、「橋梁長寿命化計画」を策定し、計画的に整備を進めています。今後も引き続き橋梁の点検、整備を計画的に行っていくことが必要です。

公共交通網は、中央部をJR鹿児島本線が南北に縦断しており、瀬高駅、南瀬高駅、渡瀬駅の3つの駅があります。その西側には西鉄天神・大牟田線が並走し、本市には江の浦駅と開駅があります。さらに、東側には九州新幹線が走り、筑後船小屋駅が隣接するなど、本市の社会経済基盤の整備状況は高くなっています。しかし、人口の減少や駅までの交通手段が不十分なことなどを要因として利用者は減少傾向にあります。JRのダイヤ改正に伴う運行本数も減少していることから、JRに対する運行本数確保の要望や駅へのアクセスの改善、駅周辺の整備を行うなど利便性の向上や、市の玄関口としての魅力づくりや賑わいの創出が求められます。

路線バスは、JR瀬高駅と柳川市を結ぶ堀川バスが運行されています。自家用車の普及などにより利用者が減少し、市が赤字に対する運行補助を行うなど路線の維持に努めています。

本市では、高齢者、障がい者の交通手段の確保を目的に福祉バスを運行していましたが、平成29年度からは、誰でも乗ることができるコミュニティバスに切替え、市民及び来訪者の交通手段の確保に努めています。コミュニティバスについては、各行政区や利用者からの改善要望が多く出されており、運行ルートやバス停、ダイヤ改正等、さまざまな観点から検討を行っていく必要があります。また、資源の再循環、農林水産業や観光の振興、高齢者の交通手段の確保など、本市の魅力の向上と新たな交通手段を確保するため、自動運転移動サービス*の検討を行っています。今後は、市民のニーズに応じた利便性の高い、持続可能な公共交通体系の整備が求められます。



2 主要施策

<p>① 計画的な広域道路網の整備</p>	<p>国道や県道等の広域幹線道路にアクセスする道路や生活道路の整備を推進し、生活の利便性の向上を図るほか、老朽化が著しい橋梁の架け替えについて点検及び補修工事を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県道の未改良区間の早期整備促進 ● 老朽化が著しい橋梁の架け替え促進 ● 都市計画道路の計画的な整備
<p>② 安全で人に優しい生活道路の整備</p>	<p>利便性の向上と安全性を確保するため、高齢者、子ども、障がい者などに配慮した歩道等のバリアフリー化など、人に優しい道づくりに向けた計画的な道路整備を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 優先順位に基づく道路の舗装・整備 ● 計画的な道路整備と歩道等安全対策の促進
<p>③ 公共交通機関の利便性向上</p>	<p>JR及び西鉄各駅については、まちの玄関口となることから景観や駐車場・駐輪場、広場、既存道路の拡幅等の整備を進め、人・物・情報の流れを一層活発にし、賑わいの創出に努めます。</p> <p>また、コミュニティバスの運行の改善により、市民及び来訪者の交通手段の確保と利便性の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺の整備による鉄道利用の増加促進と賑わいの創出 ● 九州新幹線全線開業に伴う在来線の利便性の確保 ● コミュニティバス等交通体系の整備 ● 自動運転移動サービス*をはじめとする新たな交通手段導入の推進



3 良好な住宅環境の整備

1 現状と課題

近年の人口流出や少子化等により、本市の人口は減少が続いています。人口の流出を防ぐため、若者世帯や高齢化等に対応した魅力ある住環境の整備が求められていることから、未利用地等を活用した住宅地の造成等の検討が必要です。

人口及び世帯の減少や、住宅・建築物の老朽化等に伴い、居住その他の利用がなされていない空き家が年々増加しています。平成27年の調査では、市内に859件の空き家等が存在しており、空き家の放置は地域における防犯や生活環境等に影響を及ぼす課題として危惧されています。本市では、平成24年に空き家バンク制度*を導入し、空き家の利活用を推進しています。また、空き家に対する対策を総合的かつ計画的に実施するため平成28年に「みやま市空家等対策計画」を策定し、市民が安全にかつ安心して暮らすことのできる生活環境の確保に取り組んでいます。今後は、空き家バンク制度*の利用促進と「みやま市空家等対策計画」に基づく空家等の適正管理が必要となります。

市営住宅については、「みやま市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の長寿命化対策等、計画的に行っていきます。また、雇用促進住宅山川宿舎を購入し、みやま市定住促進住宅山川団地としました。山川団地については、老朽化が進んでいるとともに空室もあることから、改修・リフォーム等の検討が必要です。

2 主要施策

<p>①住宅・宅地の計画的な供給促進と居住環境の整備</p>	<p>建築規制の緩和を図る区域指定についての検証や、市の未利用地(公営住宅跡地等)の活用を図ります。また、住宅誘致に向けた交通の利便性や安全の確保のため、道路の維持管理等を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法、建築基準法の適正な運用による快適な定住環境の整備 ●多様な選択肢のある民間住宅開発の誘導 ●未利用地を活用した住宅地の造成
<p>②空家対策の推進</p>	<p>「みやま市空家等対策計画」に基づき、空き家等の総合的かつ計画的な対策に取り組み、市民が安心して暮らせる生活環境の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●空き家バンク制度*の利用促進 ●「みやま市空家等対策計画」に基づく空家等の適正管理の推進
<p>③市営住宅の整備促進</p>	<p>「みやま市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の計画的な整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者など住む人にやさしい住環境の整備 ●公営住宅の整備

4 心やすらぐ公園・緑地の整備

1 現状と課題

本市には都市公園である高田濃施山公園や自然公園の清水公園、女山史跡森林公園をはじめ、瀬高中央公園夢広場やお牧山公園などがあり、市民及び来訪者の憩いの場・交流の場として利用されています。高田濃施山公園及び清水公園については、平成28年に魅力推進検討委員会で検討した意見書等を基に、魅力創出につながる整備を進めています。また、公園施設へのいたずらや防犯対策として、一部の公園には防犯カメラを設置しています。今後も、公園施設の長寿命化計画等に基づき、安全性・快適性・防犯性等に配慮した計画的な整備が必要です。また、矢部川沿いには筑後市にまたがる県営筑後広域公園の整備が進み、平成28年12月には本郷地区にプールが整備され、平成29年からフィットネスエリアゾーンの整備が行われています。

緑地の保全や緑化の推進については、公共施設の整備や街路工事等に際し、その将来像や目標、施策などを定める指針等の策定について検討し、緑化を推進する必要があります。

住民との協働による維持管理体制づくりについては、年2回春と秋に「環境美化の日」と定め市内の一斉清掃を実施し、環境美化を保つとともに、公園の一部については、行政区や関係団体に維持管理を依頼しています。公園の維持管理については、今後も地域住民の理解と協力を得ながら、市民協働による適切な維持管理の推進が必要です。

2 主要施策

<p>①公園・緑地の整備・保全</p>	<p>地域住民の交流の場として、身近な公園・緑地の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「緑の基本計画」策定の検討 ●公園や緑地、水辺空間の整備 ●避難所の機能や管理上の防犯対策への取組
<p>②住民との協働による維持管理体制づくりの推進</p>	<p>住民との協働のもと、公園や緑地の適正で持続可能な維持管理を行う管理体制づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係団体との協定による清掃活動に対する継続支援 ●地区住民やボランティア団体による管理体制づくりの推進



5 上下水道の整備

1 現状と課題

上水道は、私たちの生活の中で欠かすことのできないものであり、安全で安心なおいしい水を安定して供給することが重要です。

本市では、旧瀬高町・旧高田町の水道事業と旧山川町の簡易水道事業を統合し、平成22年よりみやま市水道事業として給水を開始しています。本市の水道普及率は81.3%(H29)で、全国類似団体平均79.8%(H29)を若干上回っていますが、福岡県平均94.5%(H29)に比べ給水区域内の利用が進んでいない状況です。

また、人口減少に伴う給水人口の低下が続いており、給水収益が減少している一方、修繕費や減価償却費等の費用が増加し、利益の確保が難しくなっている状況です。

今後は、耐用年数を経過した水道施設(配水池・浄水場)の改築と老朽管の敷設替を継続的に実施する財源が必要となります。老朽化した配水本管の更新事業を高田地区で実施していますが、本市の水道管全体の耐震化率は約10%であり、安定供給の観点からも早急な対応を図る必要があります。

これからも安定した安全な水道水を供給していくためには、経費削減とともに水道普及率を向上させ、更新費用を確保していくことが喫緊の課題です。

さらに、近年、地震災害や凍結を含む自然災害などが増加傾向にあり、事故対策・危機管理マニュアルを基に災害時の派遣体制や支援等受入体制を具体化していくことが求められます。

下水道は、生活環境を改善し河川や水路などの水質を保全するための重要な生活基盤施設です。

本市では、これまでに公共下水道や農業集落排水施設などの整備・維持管理を行い、下水道計画区域外の地域では、市が主体となって戸別の住宅などに浄化槽を設置し、維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業により、生活排水の浄化を図っています。

下水道供用区域の水洗化率は、公共下水道95.9%、農業集落排水87.7%、流域下水道57.3%です。流域下水道の2035年の事業完了に向けて計画的な整備を推進するとともに、水洗化率の向上を図る必要があります。浄化槽については、引き続き「浄化槽市町村整備推進事業」により整備を促進し、生活排水の浄化を図っていくことが必要です。

2 主要施策

<p>①安全な水の安定供給</p>	<p>上水道事業について、水道施設の改築や老朽管の敷設替えを適切に実施していくために、収支の改善や財源の確保に努め、今後も安全な水の安定供給を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害に強い計画的な老朽管の敷設替え及び新設管の整備の推進 ●緊急時の情報発信や作業など災害に対応できる広域的な視点による体制づくりの検討 ●水道普及率の向上
<p>②下水道事業の推進</p>	<p>公共下水道計画区域内の管路整備を進め、供用開始区域の下水道接続率を高めるとともに、浄化槽について浄化槽市町村整備推進事業により生活排水の浄化を図り、計画的かつ効率的な事業の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●矢部川流域関連公共下水道事業の推進 ●浄化槽市町村整備推進事業の推進

6 高度情報通信基盤の活用

1 現状と課題

近年の情報通信技術の急速な発展により、情報通信環境は日常生活に欠かせない生活基盤の一つとなっています。

本市では平成24年度に光ファイバー網の整備を行い、市内全域で光高速通信によるインターネットへの接続が可能となっています。インターネットによる電子申告や電子申請など行政手続の電子化、市が保有する地図データ等を一元的に管理する統合型地理情報システムの導入など、情報通信技術を効果的に利用することで市民サービスの向上や業務の効率化に取り組んでいます。また、AI技術*や情報通信技術の進展により、医療や教育などさまざまな分野での活用が求められます。

情報セキュリティについては、国が示す自治体情報セキュリティ強化対策を実施し、既存ネットワークを3系統に分離することにより高いセキュリティを確保しています。今後は、マイナンバーカードを使ったマイナポータル*（子育てワンストップサービス等）からの申請を受け付けるシステムを整備することで、情報・通信設備の充実を図っていくことが必要です。

スマートフォンなど情報通信機器の急速な普及やインターネット利用者の増加により、情報通信技術は広く社会に浸透しています。産業振興における情報・通信技術の活用についてはホームページの活用にとどまらず、SNS*を活用した観光振興、農産物等のPRを推進していく必要があります。

2 主要施策

<p>①情報・通信設備の充実</p>	<p>住民サービスにおいてインターネットの活用を推進するためのシステムや環境を整備し、業務の効率化や市民サービスの向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードの利用をはじめ、インターネットを活用した電子申請の拡充による住民の利便性の向上 ●庁内での各種情報管理システムの構築と活用
<p>②情報セキュリティの向上</p>	<p>現行のセキュリティレベルを維持しながら、メールの誤送信、情報資産の紛失等の人的対策（管理規定の策定、セキュリティ研修）を進め、情報セキュリティの向上を図ります。</p>
<p>③産業振興における情報・通信技術の活用</p>	<p>ホームページやSNS*を有効に活用した特産品及び観光等のPRを行うなど、各種産業において情報・通信技術を活用した産業振興を推進します。</p>



7 移住・定住の促進

1 現状と課題

国全体の人口が減少する社会において、都市部に人口が集中する傾向が強まり、地方の定住人口を獲得するための地域間競争がより高まっています。人口減少は、地域経済の縮小や地域コミュニティの崩壊など大きな影響を及ぼすため、人口減少に歯止めをかけるための定住施策の推進は、本市の喫緊の課題といえます。

本市では、平成27年度に策定した「みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略^{*}」に基づき、子どもの医療費助成や新婚・子育て世帯への家賃補助、保育料の軽減など、さまざまな施策を推進してきました。また、都市圏等への通勤者に対する支援として、通勤定期利用支援金を創設しています。今後本市が生き残るためには、「選ばれる市」となるよう総合的な定住施策の検討が必要です。

また、平成31年度には次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略^{*}」を策定します。総合計画の目指すべき将来像を共有しながら、人口減少対策等の施策に取り組んでいきます。

本市では、空き家等の有効活用を通して、市民と都市住民との交流機会の拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度^{*}を実施しています。空き家バンクへの関心は高いものの、物件の登録数が少なく、賃貸などの登録物件数の増加が課題です。

本市では、市PR動画の活用や、四季に合わせた定住ポスターを作成し、JRや西鉄の車内に掲出するなど、知名度向上に取り組んでいます。今後も、シティプロモーション戦略^{*}に基づき、知名度向上・PR強化に取り組む必要があります。

U・Iターンの促進について、移住相談窓口(東京)への登録を行い、移住希望者への対応を行うとともに、市庁舎内に市民相談室を設置し、U・Iターン支援員を配置することで、仕事や住居、生活環境等、ワンストップでの相談体制を整備しています。U・Iターンポータルサイトの整備やお試し居住等の体験の機会創出、関係機関と協力した計画的なプロモーションなどを実施していく必要があります。また、都市圏から新たな人の流れを創出して地域活力の向上につなげるため、地域おこし協力隊^{*}を含めた市内に移住し、起業する者への支援を強化していくことが求められます。



2 主要施策

<p>①住宅対策、就労支援</p>	<p>本市の定住促進策について周知していくとともに、空き家バンク等の取組を周知して物件の確保を図るなど、移住・定住に向けた住宅対策や就労支援に向けた情報提供に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定住促進に向けた補助制度の利用促進と新たな取組の検討 ●宅建協会や県空き家バンク等と連携した住宅情報の提供 ●空き家バンクの利用拡大 ●ハローワークとの連携強化 ●老若男女幅広い世代に応じた就労支援に関する情報提供
<p>②知名度向上・PR事業</p>	<p>シティプロモーション戦略*に基づき、計画的に本市の知名度向上、PR事業に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マスコミへの情報提供と地域おこし協力隊*や観光大使など幅広い人材を活用したPR活動の強化 ●シティプロモーション戦略*の推進
<p>③U・Iターンの促進</p>	<p>定住支援員を中心として、相談、情報提供、移住までワンストップで支援できる体制や、U・Iターンポータルサイトを整備し、U・Iターンを促進する体制づくりを進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●U・Iターンポータルサイトの整備 ●地域おこし協力隊*の活用 ●魅力的な農的暮らしの再認識と受け皿の供給促進 ●移住者起業の支援



成果指標

魅力あふれる住みやすいまちづくり

本章では、「魅力あふれる住みやすいまちづくり」に向けて7つの施策項目を掲げました。便利で快適な、誰もが住みたくなる、魅力あふれるまちづくりとそのPRを推進していくために以下の成果指標を設定し、これを基に行政評価を行いながら、計画の進捗管理を図ります。

指標名	単位	2017年度まで (実績)	2023年度 (目標)
県条例に基づく区域指定数	地区	2	3
遊休農地面積	ha	49	40
担い手への優良農地の集積・集約化	ha	2,577	3,300
国土調査事業の進捗率	%	97	100
歩道整備(街路)	m	817	1,300
橋梁点検実施数	箇所	333	1,400
橋梁長寿命化計画による補修箇所数	箇所	6	16
各種計画に基づく市営住宅の建替え・改修箇所数	団地	2	4
地区住民による公園等の管理体制づくり	箇所	12	15
水道普及率	%	81.3	85.0
水道管更新(耐震化)率	%	9.7	23.0
矢部川流域関連公共下水道整備面積	ha	82	140
合併処理浄化槽設置基数	基	5,371	6,100
マイナンバーカード普及率	%	6.0	25.0
コミュニティバス乗降者数	人/年	45,000	60,000
空き家バンク登録件数	件	21	50
都市圏における本市認知度	%	49.0	80.0
人口動態における社会増減数	人	△169	△100
本市を住みやすいと思う人の割合	%	81.5	85.0

第2章 自然を育む安全安心なまちづくり （環境、エネルギー、防災、消防・救急、交通安全、防犯）

豊かで多様な自然との調和を図りながら
市民に安全・安心のやさしいまちづくりを進めます。

基本方針と関連するSDGs*の目標



1 自然環境の保全

1 現状と課題

本市には、矢部川をはじめとして、その支流の飯江川、楠田川、大根川が流れています。清水山やお牧山など、森や水に代表される自然環境は本市の大きな財産の一つに位置付けられます。

本市では、平成22年度に「みやま市環境基本計画」を策定し、これに基づき環境の保全や活用に関する諸施策に取り組んでいます。毎年夏には市内の小学生を対象とした水辺教室を行うなど、環境意識の醸成を図っています。今後は、市民一人ひとりに適切な情報を発信し、環境意識を高めていくことが必要です。

森林が持つ公益的機能（土砂流出防止・水涵養維持）の維持のため、おおむね15年以上手入れが行われず、荒廃した森林と判断された約150haのスギ・ヒノキ林のうち、平成29年度までに約90haの森林において再生事業（間伐や侵入竹の除伐）を行い、森林の健全化とともに、耕作がなされていない竹林の整備を図っています。また、毎年2回、河川浄化を行政区ごとに行うとともに、2月と7月には

市内の水路及び工場排水の水質検査を実施しています。

環境美化活動については、週3回の環境パトロールを行い不法投棄の現地を確認し、不法投棄が多い場所には看板の設置等を行っています。また、「花いっぱい運動」を毎年実施しており、チューリップや水仙の球根を配布しています。



2 主要施策

<p>①環境意識の高揚</p>	<p>自然環境保全のため、ごみの削減や分別に対する意識の高揚を図るとともに、周知活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然環境保全についての学習・啓発活動の推進 ●水辺教室の開催等楽しみながら環境保全が学べるイベントの開催や交流事業への支援
<p>②自然環境の保全</p>	<p>環境負荷の少ないまちづくりを通して、豊かな水辺環境や美しい田園風景などを保全し、自然と調和した住環境の整備、森林や河川の整備・改修に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域住民やボランティア団体等による河川等清掃活動の継続 ●水辺教室や自然環境保全学習の継続 ●継続的な河川や水路などの工場排水等への水質検査の実施 ●雑木林や植林を通した緑の再生の推進 ●耕作がなされていない竹林の整備の推進 ●安全で治水・利水の調和のとれた河川改修の促進
<p>③環境美化活動の推進</p>	<p>全市一体となって、清掃活動をはじめとした環境美化活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄等に対する住民、廃棄物不法投棄防止推進員による監視、指導等の強化 ●花種等の配布などによる街の美化運動の推進



2 地域が一体となった循環型社会の形成

1 現状と課題

限りある資源・エネルギーを大切に使い、地球環境を守るため、資源循環型社会への移行が求められています。また、SDGs*の目標の一つである「つくる責任、つかう責任」において、食料の損失・廃棄の削減を目標に設定され、食品ロス*の削減や食品リサイクルの推進など、環境と関わりの深い目標の達成を通じて経済、社会の諸問題の同時解決につなげるのが重要とされています。

本市では、「みやま市一般廃棄物資源循環基本計画」を策定し、ごみの減量化や資源化による循環型社会の形成に取り組んでいます。平成26年度に認定された「みやま市バイオマス産業都市構想」において計画した、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥のメタン発酵発電・液肥化施設であるバイオマスセンター*を、平成30年度に旧山川南部小学校跡地に建設しました。発生するメタンガスは発電により電力・熱源として施設内で活用し、生産される有機質の液体肥料は市内の農地に供給し、循環型社会の形成・農業の振興を推進します。廃校となった校舎にはバイオマスセンター*視察者のための研修室を設けており、併せてスタートアップ企業のためのシェアオフィス*、食品加工室・直売所やカフェ等を整備することで、市民の賑わいの場、循環のまちづくりの拠点としての役割を担う予定です。また、将来的な人口減少に伴い、バイオマスエネルギーの原料となる資源が不足していく場合の対策として、広域的な取組を進める必要があります。

このほか、達成していないバイオマス産業都市構想の課題として、BDFプロジェクト*の原料となる菜の花の栽培面積の拡大と乾燥施設の整備、新焼却施設の排熱を利用したはたき海苔の乾燥による肥料化の研究などを進める必要があります。ごみの分別収集の強化については、プラスチックごみを油化する等、高度に資源化する取組を開始しています。また、紙おむつの資源化を外部委託し、平成29年度には99.8トンの収集実績があります。今後も、ごみの分別に協力してもらえよう理解しやすいチラシなどの作成や、ごみの削減につながるように住民に対し啓発・周知活動を推進するとともに、ごみの削減につながる改善策を検討していくことが求められます。また、柳川市と共同で建設する一般廃棄物処理場について、2022年度の稼働を目指します。

平成21年3月には、市が行う事務・事業によって発生する温室効果ガス*を平成25年度までに6%削減することを目標とする「みやま市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成28年度には削減目標を大きく上回り、28%の削減となっています。現在の焼却処理では約7,800トンの二酸化炭素を排出していますが、バイオマスセンター*の稼働により、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥を燃やさず資源化することで、約2,000トン(25%)の削減を予定しています。

環境負荷削減を進める上で、持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには、市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R（Reduce減らす、Reuse再使用、Recycle再資源）の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで、この流れを加速させる必要があります。



2 主要施策

<p>①ごみの減量化・再資源化による循環型社会の形成促進</p>	<p>ごみ分別による、燃やすごみの削減・資源化に向けて、広報の環境のページによる啓発、環境教育・環境講演会等による市民の意識の醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「みやま市 資源循環のまち宣言」の具体化 ●雑がみ分別、簡易包装の推進やレジ袋の削減等、身近にできるごみ減量化活動の推進
<p>②食品ロス*の削減</p>	<p>市民、事業者、行政との連携により、食品ロス*の削減を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●規格外農産物の資源化 ●3010(サンマルイチマル)運動*の推進による、宴会時の食べ残しの削減 ●家庭での食品ロス*を減らすための普及啓発の推進 ●食品ロス*削減に取り組まれた個人や団体等に対する表彰制度の導入
<p>③新ごみ焼却施設の建設</p>	<p>2022年度の新ごみ焼却施設の稼働に向け、一般廃棄物資源循環基本計画に基づくごみ処理量を達成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新ごみ焼却施設稼働時のみやま市のごみ処理量5,509トンの達成
<p>④バイオマスセンター*による生ごみ等の循環利用の促進</p>	<p>バイオマスセンター*の稼働により、地球温暖化防止、電力・温熱の生成、ごみ処理のコスト削減、液肥による循環型農業の推進、雇用の促進による地域の活性化、校舎の利用による賑わいの創出を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル率の向上 ●CO₂の削減 ●生ごみの資源化 ●燃やすごみの減少
<p>⑤地球温暖化対策の推進</p>	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、住宅用太陽光発電システムの設置やパワーコンディショナーの更新を促進 ●住宅用蓄電池の設置促進
<p>⑥バイオマス産業都市構想の実現</p>	<p>みやま市バイオマス産業都市構想に基づき、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥等を活用した産業創出と地域循環型のエネルギーを創出し、環境にやさしく災害に強いまちづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●メタン発酵発電・液肥化プロジェクト ●紙おむつ資源化プロジェクト ●BDF製造プロジェクト ●品質劣化のり資源化プロジェクト ●木質熱利用プロジェクト

3 エネルギー政策の推進

1 現状と課題

本市の状況を考えると、持続可能な社会を実現するためには、市内人口の社会減に対する対策や雇用の確保が喫緊の課題となります。本市では、これらの地域課題を解決するため、日本初の電力小売りによる地域新電力会社「みやまスマートエネルギー(株)」を出資、設立しました。

この会社は、同じく市の出資会社である地産エネルギーの発電会社「(株)みやまエネルギー開発機構」が所有するメガソーラー*や、住民の自宅屋根に設置された太陽光の余剰電力に代表される地産エネルギーを購入し、地域の公共施設、民間事業所及び一般家庭に販売するエネルギーの地産地消の実現を目指しています。

これにより、これまで市内に還元することのなかったエネルギー関連資金の還流をはじめ、雇用の拡大、全国の他地域との交流によるPR効果等、新たな経済効果や付加価値が現れはじめています。

しかし、事業所等の契約者数に対して、市民の契約者数は伸び悩んでいる状況です。

今後、バイオマスセンター*による資源循環と併せてエネルギーの地域内循環を進めることが、環境、経済、社会を三立させる持続可能な地域づくりにつなげることを、より多くの市民と共有し、取組を継続・発展していくことが求められています。

2 主要施策

<p>①みやまスマートエネルギーとの協働による地域課題の解決</p>	<p>「みやまスマートエネルギー」と協働し、エネルギーを軸とした地域課題の解決に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民のニーズに沿ったサービスの開発 ●同社の持つ国内外の広いネットワークを生かした新たな地域付加価値の調査研究と施策への反映
<p>②エネルギーを視点においた持続可能なまちづくり</p>	<p>地域のエネルギーの在り方に市が積極的に関わることで、安全安心で持続可能なまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小中学校への教育を通じた国内最先端のまちづくりの普及啓発 ●災害時にも安心して生活できるエネルギーインフラの整備研究



4 防災対策の推進

1 現状と課題

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとした大規模な自然災害が多発する近年において、全国的な防災意識は以前に増して高まっています。本市においても、平成24年の九州北部豪雨災害により甚大な被害を受けたことから、「みやま市地域防災計画」に基づき防災体制の整備充実を図り、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

大規模な災害発生の際には、市などの行政機関が対応する「公助」に加え、自分の身は自分で守る「自助」、地域や近隣の人々が互いに協力して防災活動を行う「共助」が重要になります。本市では、地域防災力の醸成を目的として自主防災組織の設立を推進し、資機材購入補助を行いながら組織化に取り組んでいます。しかし、市全体での組織率は約4割となっているため、組織化に向けた継続した取組や、高齢者の避難支援体制の充実が必要です。

災害時の情報伝達手段は、平成23年度にみやまコミュニティ無線を整備し、市内78箇所のスピーカーを使った一斉放送が可能となっています。また、土砂災害等のおそれがある地域には、防災ラジオの無償貸与を行っています。みやまコミュニティ無線は、雨天時に聞こえにくいいため、現在活用している緊急速報メールやホームページ、コミュニティFM*に加え、その他の有効な情報伝達手段の検討が求められます。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を地図上に示したハザードマップを作成し、日頃から災害のおそれのある場所や避難所の周知を図るなど、市民の防災意識の啓発に努めています。

山崩れ、地すべり等の危険箇所については、急傾斜地崩落対策工事により崩落対策を実施しています。また、高潮や河川の氾濫などによる浸水被害のおそれのある箇所については、引き続き国・県へ対策の要望を行っていく必要があります。

2 主要施策

<p>①災害に強いまちづくりの推進</p>	<p>避難場所等の表示板の更新を図るとともに、海岸保全施設の整備、河川の改修、がけ崩れの防止や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設を中心とした災害対策の充実 ●山崩れ、地すべり等危険箇所の調査実施及び改修・改善の促進 ●高潮や河川の氾濫などによる浸水被害のおそれのある箇所の改修等の促進
<p>②防災体制の整備充実</p>	<p>災害時の防災体制を確立し、自主防災組織の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の育成 ●「みやま市地域防災計画」等に基づく防災対策の推進 ●防災情報伝達手段の強化 ●「国民保護計画」に基づく国民保護体制の構築

5 消防・救急体制の充実

1 現状と課題

平成26年度に建設した新消防庁舎は、訓練棟やヘリポートを整備した防災・救急等の拠点となっています。多様化・大規模化する各種災害が多発するなど消防を取り巻く環境の変化に対応するため、専門的な職員の育成や、関係機関との連携・協力体制の拡充、他の消防本部との広域的な消防応援体制の充実・強化が必要となります。

本市の火災発生件数は、平成29年度で13件となっています。救急出動件数は年間約1,800件の救急事案に対応しており、出動件数は年々増加しています。今後も高齢化社会の進行により出動件数の増加が見込まれます。

救急については、救急救命士の計画的な育成や各種研修を行い救急業務の充実を図っています。しかし、救急需要の増加と業務の高度化に伴い、更なる救命救急士の育成と質の向上、高度医療機関との連携が必要となります。

救命率及び社会復帰率の向上を図るため、普通救命講習会によるバイスタンダー(その場に居合わせた人)の育成や応急手当の普及啓発活動の推進、高齢者等に対する家庭内で発生する事故を未然に防止するための出前講座をはじめとする予防救急啓発活動の推進を行っています。

本市の消防団は21分団で組織され、現在の消防団員定数は712名です。消防団員の充足率は98%で、他自治体と比較して高い水準を維持していますが、少子高齢化や人口減少による今後の消防団員確保、また就業形態の変化による昼間の災害対応も喫緊の課題となっています。

上記の課題に対する取り組みとして、福利厚生の実施や消防団活動の広報、消防団協力事業所の拡充による消防団活動に参加しやすい環境整備が必要です。

また、消防団格納庫や消防団車両の老朽化も進んでおり、組織再編を含めた整備計画の策定が必要です。

消防水利については、国が示す消防水利の基準に基づき充足を図っていく必要があります。

市民への火災予防の啓発については、市内の事業所に水消火器を貸出し、消火訓練を実施するとともに、各種イベントの際に水消火器の体験コーナーを設置し、参加者に消火器の取扱いを体験してもらっています。

住宅用火災警報器の設置状況については、みやま市女性防火倶楽部と合同で調査を実施しています。平成29年6月現在での設置率は、75%に留まっており設置率100%に向け、今後も継続して普及促進に取り組んでいきます。また、情報発信ツールの積極的な活用により、住民への更なる防火・防災意識の高揚を図っていく必要があります。



2 主要施策

① 消防・救急救助体制の整備充実

専門的な職員の育成や、関係機関との連携・協力体制の拡充、広域的な消防応援体制により、消防防災力を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。また、救急救命士の質の向上や救急車の適正利用を図ります。

- 消防力の強化
- 消防水利の充足
- 消防技術の向上を図るための訓練・研修による常備消防体制の充実
- 組織再編を含めた継続的な消防団員の確保
- 消火器を使う初期消火訓練や住宅用火災警報器の普及促進
- 救急救命士の養成、応急手当普及啓発活動の推進
- 高齢者等に対する出前講座等予防救急啓発活動の推進
- 広報紙やホームページを利用した啓発による住民の防火・防災意識の向上



6 防犯対策・交通安全対策の推進

1 現状と課題

近年、これまで住民同士が地域社会で培ってきた連帯感が希薄化するとともに、犯罪の凶悪化や低年齢化など犯罪の質や形態も変化しています。

平成23年度に、これまでの生活安全推進協議会に代わる組織として、各種団体の参加による「みやま市安全・安心まちづくり推進協議会」を立ち上げています。さらに、平成27年度からは、安全安心まちづくり推進員を配置し事業推進に努めるとともに、防犯灯の設置やLED化の推進、主要交差点等への防犯カメラの設置など、街頭犯罪の抑止に努めています。また、防犯協会による小学1年生への防犯ブザーの配布や、子ども110番の家の指定を継続して行い、地域の方に子どもの安全対策への協力依頼を行っています。

行政の取組においても、市民生活を脅かす犯罪や事故などを未然に防止し、市民が不安を覚えることなく安全で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

インターネットやSNS*の活用によって、消費生活は利便性が向上し、豊かなものとなっていますが、一方で、生活様式の多様化、情報化、高齢化などの進展に伴い、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットなどによる有料サイトの架空請求など、いわゆる悪徳商法による消費者トラブルが複雑化しています。本市では、柳川・みやま消費生活センターと連携して、消費者相談という形で市の広報に掲載し、新たな手口による詐欺対策や正しい消費の知識と情報等を住民に提供し啓発を行っています。引き続き消費者被害を防ぐための正しい知識と情報等を住民に提供していく必要があります。

交通安全施設の整備促進については、地元からの要望等によりカーブミラー及びガードレールを設置し安全対策に努めるとともに、信号機設置や交通規制の管轄警察への要望については、地域からの声を警察への要望に反映させています。また、地域における交通安全教室を開催し、交通安全運動に合わせて啓発活動やキャンペーンを積極的に実施するとともに、高齢者の運転免許証自主返納支援事業に取り組んでいます。交通安全の推進について、今後も引き続き関係機関と連携し交通安全対策の整備を行っていくとともに、高齢者の運転免許証自主返納支援事業の周知に努め、更なる交通事故の減少に向けた取組を実施していく必要があります。

犯罪や交通事故、特殊詐欺*などを未然に防止するため、警察や交通安全協会、防犯協会などと連携し、交通安全・防犯教育などの啓発活動を強化・継続することが必要です。



2 主要施策

<p>① 防犯意識の高揚と防犯組織づくりの推進</p>	<p>みやま市安全安心まちづくり推進協議会の活動を活発化させ、各種団体を巻き込みながら、更なる安全安心に向けた取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●みやま市安全安心まちづくり推進協議会を通じた「安全で安心なまちづくり」の推進 ●広報紙やホームページを通じた啓発活動による住民の防犯意識の向上 ●警察や防犯協会、関係機関との連絡体制の強化 ●防犯灯の設置に対する助成等による安全で安心なまちづくりの推進
<p>② 関係機関と連携した消費者保護の充実</p>	<p>県の消費生活センターと連携して新たな手口による詐欺対策や正しい消費の知識について広報等を通じて情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民に対する広報等を通じた消費生活センターの活動の周知徹底 ●消費生活相談に対する啓発 ●巧妙化する架空請求に対する対策や正しい消費知識の提供
<p>③ 交通安全対策の推進</p>	<p>高齢者の運転免許証自主返納支援事業の周知に努め、更なる交通事故の減少に向けた取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備促進 ●信号機設置や交通規制の管轄警察への要望 ●職場、地域での交通安全教室・講習会の開催や交通安全指導の充実 ●広報・啓発活動やキャンペーン等による交通事故防止運動の推進



成果指標

自然を育む安全安心なまちづくり

本章では、「自然を育む安全安心なまちづくり」に向けて6つの施策項目を掲げました。豊かで多様な自然との調和を図りながら、すべての市民に安全・安心のやさしいまちづくりを進めていくために以下の成果指標を設定し、これを基に行政評価を行いながら、計画の進捗管理を図ります。

指標名	単位	2017年度まで (実績)	2023年度 (目標)
水辺教室の開催	団体数	1	5
河川・水路の水質検査の改善(BOD*5mg/L以下のきれいな水の箇所数)	BOD	19	25
不法投棄パトロールにおける回収量	kg/年	7,180	5,400
ごみの再生利用率	%	16.3	45.0
二酸化炭素排出量	tCO ₂ /年	8,101	7,000
生ごみ・食品廃棄物の資源化量	t/年	0	2,500
紙おむつの資源化量	t/年	100	200
廃食用油の資源化量	ℓ/年	3,970	6,000
新電力事業市内契約件数	件	1,115	3,000
新電力事業の地域経済付加価値	千円	100,000	300,000
資源循環のまちづくりに関する市内小中学生への啓発	人	138	300
自主防災組織の組織率	%	36.9	70.0
消防団員の充足率	%	98.8	100
消防水利の充足率	%	74.0	85.0
住宅用火災報知機の設置率	%	75.0	100
刑法犯認知件数	件	274	220
交通事故発生件数	件	217	173
消費者啓発講座参加人数	人	364	500
安全で安心に暮らしていると思う人の割合	%	83.4	88.0

第3章 地域の特色を生かした活力あるまちづくり (産業、企業誘致)

豊かな自然や農業、自然エネルギーなど
本市の特色を生かして、地域経済の活性化を図ります。

基本方針と関連するSDGs*の目標



1 農林水産業の振興

1 現状と課題

人口減少・超高齢社会の中で、第1次産業従事者の高齢化や担い手・後継者不足が全国的に深刻化しています。

本市においても、平成12年に第1次産業就業人口の割合が20.7%だったのに対し、平成27年には16.9%まで減少しているほか、農業就業人口の高齢者割合が5割を超えているなど、農業従事者の高齢化及び担い手・後継者不足が見受けられます。

主要産業である農業の水田地帯では、水田面積3,128haのうち2,483.3ha、約8割では場整備が完了しています。ほ場整備が実施された地域でも、工事後約30～40年経過した地域が多く、老朽化した土地改良施設の機能低下の防止、農業集落道、ため池、排水路の整備及び機能回復に努める必要があります。また、生産基盤の充実・強化を図るために、耕作放棄地等含めて農地を一定規模にまとめた上で、基盤整備等の条件整備を行い、担い手への農地集積が求められ、収量の増加による生産者の所得向上を図る必要があります。

また、担い手・後継者不足を解消するには、国・県・JAなどの関係機関と連携しながら、新規就農者支援やU I J ターン*を希望する人々を就農につなげるような仕組みづくりを進める必要があります。

地元農産物を利用した加工品づくりなどを推進し、地産地消に取り組んでいますが、今後は、新たな商品を開発する上で、JAや地元の企業、加工グループと連携し、6次産業化*の推進が必要です。また、農産物を生かした観光農園の展開についても検討していく必要があります。

一方、みやまブランドの確立に向けて、地元農産物のPRを推進しています。高い集客率を誇る道の駅みやまを有効に活用して、ブランドが確立し本市を代表する、ナス・セロリ・イチゴ・ミカン・スモモなどをはじめ、地元農産物のPRに努めています。今後も、積極的に市内外の消費者へのPRを行うとともに、新たな農産物のブランド化を図っていく必要があります。

農業・農村環境保全では、有害鳥獣から農産物の被害を防止する対策として、地元猟友会と連携して有害鳥獣の駆除や侵入防護柵を設置し、対策強化に努めています。また、地元猟友会の高齢化や後継者不足の課題を解決する必要があります。また、農業生産基盤である農地を将来にわたって適切に

保全するため、市内各地域でつくる組織が活用する中山間直接支払事業と多面的機能支払事業を促進しています。今後、地域で活動している組織の役員の負担軽減のため、組織の集約を図り、広域化を検討する必要があります。

また、本市が進める資源循環型社会を構築していく上で、バイオマスセンター*から生成される液肥を有効活用し、安全で安心な高付加価値の農産物を生産するため、減農薬・減化学肥料栽培を進めています。今後は、液肥の需要と供給のバランスを保ち、生産者からの要望に応えられるシステムの構築が急務となります。

水産業については、生産労働の効率化・生産性の向上を図るため、泊地の堆積土の除去を定期的に行っています。また、水産資源の増大に向けたクルマエビやガザミの稚魚の資源放流、「福岡有明のり」の産地ブランド化の推進に取り組み、活性化を図っています。しかし、漁業者の減少に伴って生産量も減少していることから、共同で作業を行う漁業の協業化を推進し、生産性の向上を図ることが求められます。

2 主要施策

<p>① 農業生産基盤の整備</p>	<p>農業用施設などの整備を進め、効率的な農業生産基盤の向上や環境保全を推進するとともに、農村の環境整備のため、生産基盤の整備と一体的な生活環境の整備の一層の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●園地整備等による生産基盤の充実・強化 ●土地改良施設維持管理適正化事業の継続 ●中山間地域の耕作放棄地等遊休農地解消対策の継続・推進 ●「多面的機能支払事業」による環境保全の推進 ●有害鳥獣対策の強化
<p>② 農業後継者等の育成</p>	<p>農業の生産性を向上するため、地域特性に応じた法人化の推進や担い手の育成を図るとともに、所得向上に向けた機会の拡充や技術習得を支援します。就農に伴う経済的負担など若い世代の就農者を中心に支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定農業者等の担い手の育成・強化 ●UIターン*希望の高齢者等が就農でき、世代間の交流ができる環境づくり ●担い手の企業的農業経営による生産性向上支援 ●新規就農者(親元就農)支援
<p>③ 地産地消の推進</p>	<p>「安全・安心・おいしい」みやまの農産物を生かし、地産地消につながる取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地産地消を踏まえ、減農薬、減化学肥料による農業など環境に配慮した生産の推進 ●農産物加工講座の開催など地元農産物利用による加工品づくりの支援 ●地元食材を通じた食育の充実
<p>④ みやまブランドづくりの推進</p>	<p>みやまの特産品である、ナス、セロリ、イチゴ、ミカン、スモモ等をみやまブランドとして確立します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消費者との交流による情報の収集や発信 ●地元農産品、規格外農産品など農産加工品等ブランド開発研究や生産指導体制づくりへの支援 ●「晴れのまちみやま野菜」ブランディング*事業の推進 ●加工グループの育成及び技術向上の取組支援

<p>⑤特産品販売所の活性化</p>	<p>みやまの農産物を原材料とした加工品の開発・製造や直売、販路開拓、レストラン提供等一体的な取組により、6次産業化*を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消費者ニーズに合った生産・加工の推進 ●6次産業化*の推進 ●道の駅みやまの情報発信機能強化
<p>⑥都市と農村の交流推進</p>	<p>都市と農村の相互理解を深め、「人・もの・情報」の行き来を活発にするため、「清水山荘」を中心とした農業体験や自然体験など滞在型の活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「清水山荘」を活用した体験農業プログラムの推進 ●グリーンツーリズム*の推進
<p>⑦水産業の活性化</p>	<p>共同の海苔乾燥施設の設置等、漁業の協業化による生産性の向上を図るとともに、資源放流を継続し所得向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●漁業の協業化 ●江浦漁港の泊地浚渫工事の実施による漁港機能の維持向上 ●水産資源の増大のためのクルマエビ及びガザミの種苗放流による漁業所得の向上 ●「福岡有明のり」ブランド名の定着と販売戦略強化



2 商工業の振興

1 現状と課題

商工業は、豊かな消費生活を提供するだけでなく、交流や賑わいを創出する機能も有しており、地域を活性化するにあたって重要な位置付けにあります。

本市の小売業は、平成19年から平成26年にかけて、事業所数が170箇所減少して306箇所、従業員数が591人減少して1,424人となっています。製造業については、平成25年から平成26年にかけて、事業所数が5箇所減少して69箇所、従業員数は14人減少して1,721人となっています。人口減少・超高齢社会の影響を受けて、全業種的に人手不足が深刻化し、人材の確保が困難となっています。また、サービス業をはじめとしたさまざまな業種において、外国人労働者等の雇用の必要性も増してきています。さらに、既存企業の支援や新産業の育成を図ることで、雇用の創出につなげる必要があります。

商業の活性化を図るため、市商工会と連携して、空き店舗が増加し空洞化が進む商業地域における新規創業者への補助金制度の創設や、JR瀬高駅周辺地域におけるニーズ調査等を進めています。人口減少・少子高齢化が急速に進み市の財政力が低下する中、既存の市街地や商店街において賑わいの空間を創出するために、市民及び消費者のニーズを把握した上で「中心市街地活性化基本計画」を策定し、さまざまな都市機能の集積を視野に入れたコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。

市商工会と連携して、特定創業支援事業である創業塾を開催するほか、「新規創業・新事業展開補助金制度」を創設し、新たな取組を行うとする経営者及び後継者を育成しています。今後は、創業しやすい環境を創出し、多くの新規創業者を市内外から発掘し呼び込むと同時に、後継者不足による廃業の増加を防ぐため、市内中小企業の事業承継に対して支援を強化していく必要があります。また、本市のPRにつながるような、地域資源を生かした開発商品のブランド化に向けて積極的に取り組む中小企業者に対して支援が求められています。更には異業種間の交流機会の創出に努め、本市の基幹産業である農業と商業、工業等の産業間での連携（農商工連携）を強化することで、地域経済の活性化につなげる必要があります。



2 主要施策

<p>①魅力ある商業の活性化</p>	<p>人口減少・少子高齢化が急速に進み市の財政力が低下する中、空き店舗が増加し空洞化が進む既存の市街地や商店街において、新たに賑わいの空間を創出するために、さまざまな都市機能を集積させたコンパクトなまちづくりを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「中心市街地活性化基本計画」の策定 ●地域や団体が行う買物支援及び賑わいの創出に関わるイベント等に対する支援 ●まちなか広場・駐車場の整備 ●市内消費者の購買意欲の増進
<p>②新規・既存企業の育成</p>	<p>創業支援や事業承継支援等の充実を図りながら、本市の魅力を市内外にPRしていきます。また、地域資源を活用した開発商品のブランド化等の支援を行うと同時に、異業種間交流の機会づくりや農商工が連携した取組を推進することで、地域資源の価値を高めるブランディング*の確立や生産性の向上等に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●創業支援や既存企業の経営支援 ●ローカルイノベーション* ●地域資源を生かした開発商品のブランド化 ●ローカルブランディング* ●テレワーク*による雇用機会の創出 ●産業間交流・連携強化による技術の研究開発の推進、人材育成体制づくり



3 企業誘致の推進

1 現状と課題

本市の人口は、市外への転出や少子化などにより減少を続けています。人口減少に歯止めをかけるには、その要因の一つとなっている若い世代の就職期における転出を抑制することが重要です。

そのため、既存の地域産業の活性化や企業誘致を推進することによって、新たな雇用の場を創出し、若者がみやま市に住み続け、働き続けられる環境を整備することが求められています。

このような現状を踏まえて、市内の企業が増産をなす目的で工場等を拡張する場合には、産業の振興・雇用の創出につながるように、奨励措置を講じて企業の活動を支援していくことが望まれます。また、新たな企業を誘致するにあたっては、九州新幹線・JR鹿児島本線・西鉄大牟田線の3つの鉄道路線や九州自動車道みやま柳川インターチェンジなど、本市の「高い交通利便性」を最大限に生かしながら、誘致活動を推進していくことが必要です。

市内には新たな産業の集積が可能となる用地がないことから、みやま柳川インターチェンジ周辺など、交通利便性の優れた地域において、産業団地の整備を進めていくことが必要です。

2 主要施策

①企業誘致活動の推進	恵まれた交通利便性を最大限に生かし、新たな企業立地の受け皿となる産業団地の造成を進めるとともに、製造業や流通業などの企業誘致を推進し、雇用の場の創出を図ります。 <ul style="list-style-type: none">●新たな産業団地の造成●地の利を生かした企業誘致活動・企業支援●新たな産業団地の造成に向けた「農村産業法実施計画」などの策定
------------	---



4 観光の振興

1 現状と課題

近年の「観光」は、単に旅行やビジネス等でその土地を訪れるだけではなく、趣味・嗜好・医療・健康・農業体験更には移住など、個々の多様なニーズに応じて自らが企画する個人又は小グループ型の観光へと裾野が広がっています。

また、東京オリンピック・パラリンピックが2020年に開催されるなど、インバウンドの増加が想定される中で、国内外からの観光客との交流を促進することが求められています。

本市では、観光入込客数が平成25年以降増加を続けており、平成28年には約68万人が観光に訪れています。九州観光推進機構などが進めているトレッキング「九州オルレ*」に「みやま・清水山コース」が認定されるなど、観光地として注目を集めています。こうした中で、「みやま市観光振興計画」に基づき、「幸のくに みやま」を観光コンセプトとし、福岡市、熊本市在住の若年女性、ヤングファミリーをターゲットにした戦略的観光振興を図っています。今後は、計画の中間評価を実施し、事業の見直しや改善を進める必要があります。また、滞在型観光や、近隣市と連携した周遊型観光の振興が望まれるとともに、増大していく訪日外国人旅行者の集客を図る取組や受入態勢の整備が必要です。

本市ならではの文化・歴史・ものづくりなどに触れる体験プログラム「みやまぶらり旅」を開催しています。内容の改善を図るとともに、継続して実施していくためにも、組織体制づくり等の支援が必要です。また、「シティプロモーション戦略*」に基づき、市の知名度向上や市内外にみやまファンを育てる取組が求められています。

観光協会への支援としては、事業委託を増やし専属の職員を雇用し、県の事業等も積極的に活用しながら事業拡大を行っていますが、関係機関との連携強化が必要です。さらに、自然や食、観光施設、芸術・芸能など本市のあらゆる観光資源に精通し、観光地域づくりを推進するDMO組織*の設立についても検討していく必要があります。



2 主要施策

<p>① 戦略的観光振興への転換</p>	<p>「みやま市観光振興計画」の中間評価を実施し、計画の見直しや事業の改善を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">●「みやま市観光振興計画」の推進●観光ビジョンに基づく広域的な観光ネットワークづくり●DMO組織*設立の検討
<p>② 戦略的観光振興を支える体制・環境づくり</p>	<p>イベントの継続的な実施に向けて組織体制づくり等の支援を推進するとともに、観光協会との連携、支援の強化を図ります。</p> <p>地域の観光資源を総合的にプロデュースする体制を整備し、関係機関との連携強化による体験型観光等の地域資源のブランド化・コンテンツづくりを推進します。また、賑わいと交流の拠点としてホテルの誘致を推進します。</p> <p>オルレコースをきっかけとしたインバウンド誘客に力を入れていくとともに、「シティプロモーション戦略*」に基づき市の知名度の向上や市内外にみやまファンを育てる取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none">●シティプロモーション事業の推進●みやまオルレ等の歩いて自然を楽しむ取組の推進●観光協会との連携・支援強化●観光資源を生かした施設整備とイベントの支援●地域資源を活用したブランドづくり・コンテンツづくり●ホテルの誘致●サイン整備*事業の推進●体験型観光農業などへの支援●積極的なPR活動の強化●ターゲットを明確にしたインバウンドの誘客



成果指標

地域の特徴を生かした活力あるまちづくり

本章では、「地域の特徴を生かした活力あるまちづくり」に向けて4つの施策項目を掲げました。豊かな自然や農業、自然エネルギーといった本市の特色を生かして、地域経済の活性化を図っていくために以下の成果指標を設定し、これを基に行政評価を行いながら、計画の進捗管理を図ります。

指標名	単位	2017年度まで (実績)	2023年度 (目標)
園地整備事業実施面積	ha	0	30
水田暗渠排水施設の更新	ha	0	50
液肥の利用面積	ha	0	300
加工グループの育成数	団体	8	10
道の駅来場者数	人/年	620,000	700,000
漁業協業化(事業採択)数	箇所	0	1
創業支援者数	人	14	20
誘致企業数	社	1	5
誘致企業の従業員数	人	42	300
宿泊客数	人/年	600	13,000
観光による経済波及効果額	百万円/年	837	1,000



第4章 健やかに暮らせる福祉のまちづくり (保健、医療、福祉)

すべての市民が、住み慣れた地域で自分らしく
健やかに暮らすことのできる支え合いのまちづくりを推進します。

基本方針と関連するSDGs*の目標



1 健康づくりの推進

1 現状と課題

食生活や社会環境の変化、高齢化の進展などにより、生活習慣病をはじめとする市民の健康への関心が高まっています。

国は、国民の「健康寿命*の延伸と健康格差の縮小」の実現に向け、平成24年度に「健康日本21(第2次)」を策定しています。

本市においても、平成26年度に「健康みやま21(第2次)」を策定し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を重点において、市民一人ひとりが健康で心豊かに活力を持って過ごすことができるよう、各種施策を推進しています。

がんの早期発見・早期治療に向け、住民健診を実施しているものの、がん検診精密検査対象者の受診率は100%に至っていないため、未受診者に対する受診勧奨を行う必要があります。また、健康長寿の阻害要因である生活習慣病を予防するために、健康づくり事業等をより一層推進していくことが重要です。

食育を推進するために、平成27年度に策定した「みやま市食育推進計画」に基づき、関係部署及び関係団体と連携して取組を進めています。今後も食習慣の行動変容に向けて地道な活動を継続していくことが重要です。

住民が気軽に何でも相談できる「かかりつけ医」の普及・啓発に引き続き取り組み、適切な医療を受けることができる医療体制づくりを進めます。

安全・安心な救急医療体制の整備に向けては、平日夜間診療や休日診療、小児救急医療体制を整備するとともに、二次救急医療体制の強化促進を図っています。今後も、高度化・多様化が想定される住民の医療ニーズに対応するため、医師会との連携強化や広域的な医療連携を図っていく必要があります。

2 主要施策

<p>①健康づくり推進体制の確立</p>	<p>医師会や保健推進員との連携強化により、健康づくり活動の推進、特定健診や特定保健指導の強化を図ります。また、がん検診精密検査未受診者に対して更なる働きかけを実施します。「みやま市食育推進計画」に基づいた食育活動の普及・充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種がん検診等の推進 ●特定健康診査・特定保健指導・生活習慣病重症化予防事業の推進 ●保健推進員活動の推進 ●健康づくり事業の推進 ●食育活動の推進
<p>②適切な医療を受けられることができる体制づくり</p>	<p>「かかりつけ医」の必要性を周知するとともに、住民が適切な医療サービスを受けられるよう地域医療の確保、充実に図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医師会との連携強化
<p>③救急医療体制の充実</p>	<p>広域的な医療機関のネットワークを強化し、小児救急など救急体制の充実に図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●夜間診療体制や休日診療体制、小児救急医療体制の整備 ●二次救急医療体制の強化促進



2 安心して産み、育てられる子育て支援の推進

1 現状と課題

人口減少社会に対応するためにも、子どもたちを安心して産み、育てられる環境づくりを進めることが重要です。

本市では、平成26年度に市民参画のもと、「みやま市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。これに基づき、子どもを地域で見守り育てていく環境づくりと、さまざまな子育て支援を通じて、子どもがすくすくと育つまちの実現を目指した取組を進めています。

子育て支援環境の充実に向けて、一時保育サービス及び障がい児保育サービスを市内全園で、延長保育サービスを市内15園で実施しており、放課後児童クラブは市内10箇所を実施しています。今後も、子育て支援サービスのニーズの多様化が見込まれることから、放課後児童クラブ施設と人員の確保、ファミリーサポートセンター*への登録者増員等に取り組んでいくことが必要です。

子育ての不安解消に向け、「つどいの広場」において子育て講座及び相談会の実施、広報紙やホームページ等における育児に関する情報の提供、支援が必要な家庭への助産師の個別訪問、子ども子育てコンシェルジュ*の配置等を行っています。子育てにおいて孤立を感じることがないように、関係機関と連携のもと「つどいの広場」の利用を促進するほか、子ども子育てコンシェルジュ*の育成に努め、子育て家庭への支援を一層充実することが重要です。

また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援や、サービスの情報、助言が子育て家庭に伝わり理解されるよう、利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行っています。

本市では、地域の特色を生かした体験活動を実施するほか、登下校の安全対策として見守り隊を拡充するなど、子どもを地域で見守り育てていく環境づくりを進めています。地域と学校が連携を強化し、地域が一体となって子どもを守っていくため、コミュニティ・スクール*及び地域学校協働活動の推進体制づくりが引き続き必要です。



2 主要施策

①子ども・子育て支援事業計画の実行	<p>「みやま市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもや子育て家庭への支援に関する取組を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「みやま市子ども・子育て支援事業計画」の推進
②子育てと仕事の両立支援	<p>多様な保育ニーズに対応していくため、延長保育、一時保育、病児・病後児保育等の充実を図るとともに、保育士等の確保に向けた取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育士確保の支援と保育料の軽減 ●延長保育の充実 ●一時保育の充実 ●病児・病後児保育の充実 ●ファミリーサポートセンター*活動の推進 ●放課後児童クラブの充実
③子育て家庭への支援	<p>子育てへの不安感の解消のため、育児に関する情報提供や意見交換を行うなど、総合的に子育てを支援する相談体制づくりを推進します。また、医療機関で受診する際の自己負担の公費助成を継続して実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「つどいの広場」での子育てに関する講演会や育児相談の充実 ●子育て支援に関する情報の発信 ●個別支援を必要とする子どもへの療育体制の充実や交流・連携の推進 ●広報紙・ホームページによる関連情報提供の充実 ●子ども医療費助成 ●学校給食費の助成 ●ブックスタート*事業
④子どもと子育てにやさしい地域の見守り	<p>地域の中での活動を通じ、学校、地域、家庭が一体になって地域全体で生きる力を育むために、地域学校協働活動の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ・スクール*との連携した取組 ●健康教育や生命・性教育を通じた青少年健全育成 ●交通安全対策、防犯対策及び子どもの居場所づくり ●子どもたちの遊び場の確保
⑤子ども子育て世代包括支援センターの設置	<p>妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援を提供します。さらに、学童期以降の児童やその保護者から相談があった場合には、就学前の支援との連続性も考慮し適切な担当者・関係機関につなぐ対応を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定不妊治療助成事業 ●妊婦健康診査の充実 ●乳幼児・母子保健事業の充実 ●発達障がい等の早期発見のための保育所・幼稚園との連携強化

3 生涯現役のまちづくりの推進

1 現状と課題

本市における高齢化率は、平成29年に35.7%となっています。これは全国平均の27.7%、県平均の26.4%を大きく上回る割合です。急速に高齢化が進行している中で、高齢者一人ひとりが地域社会と繋がりを持ちながら、健康で活動的な生活を送ることができるとともに、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進める必要があります。

本市では、これまでの介護予防の取組を活かした介護予防・日常生活支援総合事業を開始するなど、介護予防のまちづくりに取り組んできました。しかし、各種介護予防活動において男性参加者が少ない傾向にあることや、参加者の固定化が見られるため、より多くの参加者を募る必要があります。

また、高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、老人クラブ活動などの社会参加活動を支援するほか、雇用の確保に向けてシルバー人材センターへの支援を行っています。しかし、老人クラブ会員が高齢化及び減少傾向にあるため、加入促進を強化するとともに、活動が介護予防・健康づくりに役立つことを周知していくことが大切です。また、シルバー人材センターは、新規事業の拡充や、新規会員の確保が必要です。

今後も増加が予想される認知症高齢者とその家族を地域全体で支えるため、認知症地域支援推進員による相談会や認知症カフェを開催し、介護者の支援体制も整備するなど、市民への普及・啓発や、更なる相談支援の充実を図ります。また、認知症高齢者や高齢者、障がい者等の単独世帯が増加している中で、判断能力が十分でない方の権利擁護が求められています。権利擁護・成年後見制度の利用体制の整備など、誰もが安心できる地域福祉社会の形成が必要です。

さらに、介護予防サポーターの養成や認知症初期集中支援チームの配置、事業者との見守り連携等、地域のさまざまな主体による支援体制を構築しています。介護予防サポーターの更なる増員に向けたPRや、認知症高齢者を地域において見守る仕組みづくりを引き続き推進します。

高齢者の住み慣れた地域で、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」が包括的に提供される地域包括ケアシステムの早期実現と、その深化・推進を図るため、「みやま市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」に基づき、引き続き取組を進めます。



2 主要施策

<p>① 高齢者福祉サービスの充実</p>	<p>「みやま市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」に基づき、住み慣れた地域で暮らし続けることができるサービス供給基盤の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ケアプランチェックや要介護認定の点検等の実施による介護給付適正化の推進 ●地域支援事業の推進による高齢者の自立した日常生活への支援強化 ●家族介護者に対する介護相談・情報提供等の充実
<p>② 生きがいを持って生活できる環境づくりの推進</p>	<p>すべての高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ち、いきいきと暮らせる環境づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防事業の推進 ●介護保険事業の充実 ●住民主体の通いの場づくりへの支援 ●ふれあい・いきいきサロンへの支援 ●老人クラブ活動など高齢者団体への支援 ●単身高齢者及び閉じこもりがちな高齢者への支援 ●シルバー人材センター運営への支援
<p>③ 地域で支える体制づくりの推進</p>	<p>地域包括支援センターをはじめ、介護予防サポーターなど福祉ボランティアや各種団体などが連携して、地域一体となった取組を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症高齢者や虐待問題等について、関係機関との連携による対策強化 ●単身高齢者及び閉じこもりがちな高齢者への支援について、福祉ボランティアや各種団体との連携 ●元気高齢者の育成



4 障がい者がいきいき暮らせる環境づくりの推進

1 現状と課題

全国的に障がい者は増加傾向にあるとともに、障がい者とその家族介護者の高齢化が進行しています。本市において、障害者手帳の所有者数は平成29年度末時点で2,383人となっており、こうした方々が生涯にわたり住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう、地域ぐるみの支援体制の確立や、働くことのできる環境の整備が求められています。

障がい者の地域での自立した生活を支援するため、「みやま市障がい者基本計画・みやま市障がい福祉計画・みやま市障がい児福祉計画」に基づき、各種サービスの給付や情報提供を行うとともに、関係機関との連携強化によって障がい児の早期療育に取り組んでいます。引き続き、サービスや相談支援体制の充実を図るほか、福祉人材やボランティアの確保・育成に取り組み、地域ぐるみの支援体制づくりを進める必要があります。

障がい者の社会参加を促進するため、関係機関と連携し、福祉的就労を含めた就労支援を行っています。障がい者が職場に定着できるよう、更なる支援の充実が求められています。

障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが快適な生活を送ることができるよう、バリアフリー社会を促進しています。このためにも、市民に対する福祉教育や公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、すべての人に配慮したユニバーサルデザインの視点も鑑みながら、誰もが暮らしやすい生活環境づくりに継続して取り組みます。

災害発生時に備えて「避難行動要支援者名簿」を整備し、障がい者を迅速に支援する体制づくりを進めています。障がい者が安心して生活できる地域社会を形成するためにも、地域の関係者との連携を強化し、見守り体制と福祉避難所の充実を図る必要があります。



2 主要施策

<p>① 自立生活の支援</p>	<p>「みやま市障がい者基本計画・みやま市障がい福祉計画・みやま市障がい児福祉計画」に基づき、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、福祉サービスの充実や関係機関と連携した身近な相談支援体制の強化を図ります。また、障がいを早期に発見し、治療へとつなぐ体制の整備や、地域での社会福祉援助活動を支える人材の確保・育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「みやま市障がい者基本計画・みやま市障がい福祉計画・みやま市障がい児福祉計画」の周知徹底と各種サービス供給量の確保 ●ノーマライゼーション*の観点からも在宅サービスの質と量の充実の推進 ●必要な情報提供や日常生活におけるさまざまな相談ができる相談支援体制の充実 ●早期療育につなげるための障がいのある乳幼児の相談体制の充実 ●広報や福祉のしおり等情報手段の充実を図るなど、障がい者への情報提供の促進 ●ボランティアの育成と活動の推進 ●重度障害者医療費助成
<p>② 就労・雇用機会の創出</p>	<p>ハローワークやサービス事業所など各分野の関係機関と連携し、情報の提供及び就労支援を推進します。また、就労後の定着支援まで一貫した支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公的機関での障がい者雇用の促進 ●それぞれの障がいに応じた就労支援の充実
<p>③ バリアフリー社会の促進</p>	<p>地域における福祉教育や交流機会の充実を図り、啓発広報活動を強化します。また、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、バリアフリーのまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者についての理解を求める啓発活動など心のバリアフリー化と公共的施設や公園整備等のバリアフリー化の推進
<p>④ 安心して生活できる地域社会の形成</p>	<p>災害発生時に迅速な避難支援を行えるよう、日頃の地域による見守り体制の構築と福祉避難所の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域とのつながりを強化し、情報の共有体制や「個別避難支援計画」策定による支援体制の充実 ●障がい者に対する緊急通報システムのPRと設置推進 ●避難場所としての公共施設の整備

5 安心とゆとりのある地域福祉の実現

1 現状と課題

人口減少や核家族化、個人の価値観の多様化により、家庭や地域で相互に支え合う機能が弱まっている一方で、地域住民の抱える生活課題や福祉ニーズは複雑化・多様化しています。

本市では「みやま市地域福祉計画」に基づき、「自助(自分自身や家族で問題解決に向けて努力すること)」、「互助・共助(地域でお互いに支え合うこと)」、「公助(制度に基づく公的な福祉サービス)」の連携のもと、地域の福祉課題に取り組み、誰もが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指しています。

地域福祉を推進するためには、市民の福祉意識の醸成が欠かせません。そこで、「みやま健康・福祉フェスタ」の開催により、市民が福祉について考える機会を提供するほか、高齢者や障がい者が多くの方と交流する機会を創出しています。こうした活動をより一層推進することで、地域の人々が互いに支え合い・助け合うことのできるまちづくりを進めていくことが重要です。

市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会や地域で福祉活動を行う団体等との連携・活動への支援を行っています。引き続き、活動しやすい環境づくりに努める必要があります。

市民のニーズを開拓し、必要な援助を行っていくために、ボランティア活動を推進しています。引き続き、養成講座を開催しボランティア人口の拡大に努めるとともに、ボランティアセンターやボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアを育成していく必要があります。

2 主要施策

<p>①住民参画による地域福祉の向上</p>	<p>「みやま健康・福祉フェスタ」の開催支援などにより、高齢者や障がい者とふれあい、交流ができる機会を提供します。また、交流行事について市民に広く周知するなど、参加の促進を図ります。</p> <p>●住民参画による高齢者や障がい者とのふれあい交流の促進</p>
<p>②地域福祉活動への支援</p>	<p>市社会福祉協議会をはじめとする地域で福祉活動を行う団体等との連携及び活動を支援します。</p> <p>●地域福祉活動を行う団体等との連携、支援</p>
<p>③ボランティア活動の促進</p>	<p>ボランティアセンター活動を支援します。また、ボランティア人口の拡大に向けて、みやま市社会福祉協議会と連携してボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成に努めます。</p> <p>●ボランティア養成講座の開催</p>

6 ひとり親世帯及び低所得者福祉の充実

1 現状と課題

近年、子どもの貧困が社会問題として顕在化しており、その要因にひとり親世帯の増加が挙げられています。本市においても、母子・父子世帯は増加傾向にあり、平成27年度国勢調査では393世帯となっています。また、生活困窮者については、住居や就労など複合的な課題を抱えているケースも多く、こうした方々が「制度の狭間」に陥らないよう、支援の充実が必要です。

ひとり親世帯の生活安定と自立支援を目的に、児童扶養手当の給付に加え、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付を行っています。引き続き、母子・父子家庭等に対する支援や相談窓口の充実を図る必要があります。

低所得者への支援としては、生活困窮者自立支援制度に基づく相談事業、生活保護制度に基づく生活指導の実施、就労支援などを行っています。また、生活保護の被保護世帯は平成29年度末で270世帯となっており、新規申請者より死亡や転出等での廃止が上回り減少傾向にあるものの、被保護者の高齢化を要因に受給期間が長期化する傾向にあるため、他施策・他法の活用の検討、医療扶助においては後発医薬品の利用促進及び被保護者の健康診断受診勧奨等を進め、長期的な医療扶助の適正化に努める必要があります。

2 主要施策

<p>①ひとり親世帯への生活安定と自立支援の促進</p>	<p>ひとり親世帯の生活安定のための経済的な支援や自立のための雇用・就業の促進を図ります。また、ひとり親世帯の実態を的確に把握し、家庭生活の悩みや精神的な負担の軽減を図るため、相談・指導体制の充実を図ります。さらに、県と連携して母子父子寡婦福祉資金の貸付けなどを行うとともに、母子寡婦福祉会に補助金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子・父子家庭等に対する相談窓口の充実 ●県と連携した相談体制の充実 ●ひとり親世帯を支える団体への支援及び地域での支援体制の充実 ●ひとり親家庭等医療費助成
<p>②低所得者への支援</p>	<p>生活保護の制度は、公的扶助によって最低限度の生活を保障するとともに自立を目的とする制度です。被保護者へは訪問活動を通して実態を把握し、適切な支援を行います。また平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の生活困窮者の支援を行う体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活保護制度に基づき、訪問指導による生活指導や適切な助言指導を行い稼働能力、資産調査等を実施し保護の適正化を図る ●被保護者への他施策・他法の活用による長期化の抑制 ●生活保護面接相談員の配置による相談体制の充実 ●高齢者福祉・障がい者福祉・健康づくり等の関係機関・関係部署との連携強化 ●自立相談支援・家計改善支援・住宅確保給付金の各事業の実施による生活困窮者の実情に応じた自立支援

7 社会保障制度の充実

1 現状と課題

「社会福祉」、「公的扶助」、「公衆衛生」、「社会保険」からなる社会保障については、今後も国の社会保障費の増加が見込まれており、これに対応するため所得に応じた利用者負担の見直しなどが進められています。本市における介護保険サービス費の推移をみると、平成21年度の約38億円から平成28年度には約46億円と大きく増加しています。今後は、社会保障制度の充実を図るとともに、将来に引き継いでいくためにも制度の持続可能性を確保することが重要です。

国民健康保険の健全化を図るため、特定健診、特定保健指導を実施することで生活習慣病を予防し、市民の健康づくりにつなげています。健診受診率は県平均を上回っており、生活習慣病の早期発見・重症化予防の取組として定着しています。今後は、受診率が低い若年層への受診促進に取り組んでいく必要があります。

介護保険については、説明会やパンフレットを通じて、保険料納付の仕組みや制度の内容について、被保険者に情報提供を行っています。介護サービスの質の向上に努めるとともに、介護給付費の適正化に向けて「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を推進していくことが今後の課題です。また、介護予防の推進によって高齢者の健康づくりを推進し、介護保険料の抑制につなげていく必要があります。



後期高齢者医療制度については、被保険者に対して制度内容を周知するとともに、内容が変更される際には広報誌等を通じて情報提供を行うなど、制度の円滑な推進を図ります。

2 主要施策

<p>① 国民健康保険の円滑な運営</p>	<p>住民の健康づくり活動の充実等による医療費の適正化及び特定健診の若年層に対する受診率向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病予防のための特定健診、特定保健指導などの保健事業の充実による健康づくりの推進 ●診療報酬の審査点検等を通じた医療給付費適正化の推進 ●国民健康保険制度の周知と被保険者の健康管理意識の高揚
<p>② 介護保険事業の円滑な運営</p>	<p>介護サービスの質の確保、向上を図るとともに、主要5事業を柱として、介護給付の適正化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護保険事業の充実
<p>③ 後期高齢者医療制度の円滑な推進</p>	<p>後期高齢者医療制度の制度内容の周知や、内容が変更される際の情報提供など、制度の円滑な推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療制度の推進

成果指標

健やかに暮らせる福祉のまちづくり

本章では、「健やかに暮らせる福祉のまちづくり」に向けて7つの施策項目を掲げました。すべての市民が、住み慣れた地域で自分らしく健やかに暮らすことのできる支え合いのまちづくりを推進していくために以下の成果指標を設定し、これを基に行政評価を行いながら、計画の進捗管理を図ります。

指標名	単位	2017年度まで (実績)	2023年度 (目標)
特定保健指導実施率	%	50.8	80.0
子育て世代包括支援センター利用者数	人	—	2,000
ファミリーサポートセンター*登録者数	人	428	500
要介護認定者に占めるケアプラン点検数	件	56	95
住民主体の通いの場設置数	箇所	0	15
介護予防サポーター数	人	33	130
市役所での障がい者雇用数	人	10	14
障がい者訪問系福祉サービスの利用	時間/月	855	1,100
障がい者日中活動系福祉サービスの利用	日/月	5,692	7,400
健康・福祉フェスタ参加団体数	団体	45	48
ボランティアセンター登録者数	人	681	720
ひとり親世帯の高等職業訓練促進、自立支援教育訓練給付金給付者数	人	10	15
特定健診受診率	%	42.1	60.0
認定調査員を対象とした研修会開催回数	回	0	7
介護と医療の重複確認のための突合実施率	%	—	100
安心して子育てできるまちと感じる人の割合	%	67.7	72.0
高齢者が生きがいをもって生活していると感じる人の割合	%	43.5	50.0

第5章 豊かなところを育むまちづくり (教育、文化・芸術、スポーツ)

子どもから高齢者まで、生涯を通じて学び、スポーツや文化とふれあい豊かな感性を育むまちづくりを進めます。

基本方針と関連するSDGs*の目標



1 生きる力を育む学校教育の充実

1 現状と課題

これからの社会は、変化の激しい予測困難な時代となることが予想されます。このような時代にあっても、子どもたちが高い志をもち、自己の良さを生かしながら主体的に自己の進路を選択・決定し、生涯にわたって自己実現を図ることができる「社会にはばたく力」を身に付けることが重要です。また、お互いの良さを認め合い、自己肯定感を高めることや困難を乗り越え、挫折しても復元できる強さ、人間関係を身に付けさせていくことが求められます。そのために、キャリア教育*の視点から、異校種(幼保小中高大)や企業等との連携を推進し、体験活動や課題解決的学習を充実させる教育を推進します。

また、特別支援教育の視点に立ち、児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応えるため、通級指導教室*や特別支援学級*の充実に努めます。

さらに、当たり前のことを徹底して行う「凡事徹底」の視点から、挨拶や掃除、整理整頓や時間を守ることを大切に、非認知能力*を高めていきます。

「学びの地図」として示された新学習指導要領の実施では、子どもたちが「何を知っているか」だけでなく、「知っていることを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」ということが重要であり、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を総合的に育てていくことが求められています。そのために、各学校で「学力向上プラン」を策定し、計画的、継続的に改善しながら学力の向上を推進しています。「何を学ぶか」という学習内容に加えて、「どのように学ぶか」という学びの過程に着目し、子どもの質の高い学びを実現させるために、教材研究を深め、指導方法を工夫し、カリキュラムマネジメント*の充実を進めていくことが重要です。そして、児童生徒が友達や教師と対話しながら深く考え、自分の言葉でまとめるような「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善を進めます。

また、個に応じた学習のために少人数指導を推進し、すべての児童生徒が落ち着いて学習に取り組む環境づくりを進める必要があります。

子どもたちが生命尊重の精神を前提に、お互いに尊重し合い協働して豊かな社会をつくるための資質能力の育成が求められています。いじめや規範意識の低下などが問題になる中、子どもたちの豊か

な心を育むことが重要です。そのためには、道徳科を要として道徳教育の充実を図る必要があります。さまざまな体験活動や課題解決的な学習等、指導方法の工夫を行い、発達の段階を考えながら、答えが一つではない課題を子ども一人ひとりが自分の問題として捉え、「考え、議論する道徳科」に転換する必要があります。

また、いじめの早期発見・早期対応により、「いじめ見逃し0(ゼロ)」を目指し、いじめの解消を図ります。不登校についても未然防止、早期対応、早期解消に向け、関係機関と連携しながら組織的な取組を進める必要があります。

子どもの健康や体力については、体力向上プランの具体化により、全国体力テストでは全国・県平均を上回る結果を示すなど、成果が表れてきています。子どもたちのたくましく生きる力の育成のためには、運動習慣や「早寝・早起き・朝ごはん」などの健康的な生活習慣を身に付けさせるための指導も、家庭と連携して進めることが大切です。

コミュニティ・スクール*の充実を図り、社会に開かれた教育課程の実現を目指して、地域と共にある学校づくりを推進します。学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となった特色ある学校づくりに向け、地域学校協働本部*と連携した学社連携の取組を推進します。

教員の大量退職及び若年教員の増加を背景に、本市教育の良き伝統である教育への熱い情熱や高い指導力、協働性の継承を目指した取組を進めています。研修会や研究発表会などを通じて教職員の指導力を高めるとともに、若年教員の資質向上を図ることが必要です。

児童生徒の安全確保に向けて、地域と連携した交通安全や見守り活動、交通教室の開催、教職員による安全パトロールなど、通学路における安全対策等を実施しています。さらに、児童生徒に対する安全教育や各学校で整備されている「危機管理マニュアル」の充実を進める必要があります。

学校給食については、安全でおいしい給食を提供するとともに、「みやま市食育推進計画」に基づき、食の大切さについて理解を深める活動を行っています。毎年6月の食育月間、毎月19日の食育の日を食育推進実践の契機とし、学校給食等を通じて普及・啓発を行っています。

児童生徒数は人口減少・少子化の影響で減少しており、学校規模の適正化が求められます。平成28年には山川東部小学校、山川南部小学校、竹海小学校、飯江小学校の4校が統合し、新たに桜舞館小学校が誕生しました。学校再編第2グループの本郷小学校、上庄小学校、下庄小学校の統合についても、2020年4月の開校を目指し、3校統合協議会において協議を進めています。今後も、良好な教育環境を整備するため「みやま市立小中学校再編計画」に基づき、子どもが学びやすい適切な学校規模とすることが必要です。

校舎や体育館などの学校施設では老朽化が進んでいます。「学校施設長寿命化計画」を策定し計画的な施設の整備・改修が求められます。



2 主要施策

<p>①「社会にはばたく力」の育成</p>	<p>高い志を持ち、自己の良さを生かしながら主体的に自己の進路を選択・決定し、生涯にわたる自己実現を図ることができるような能力や態度を育成するキャリア教育*を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●夢や目標をもち、自己肯定感を高めるキャリア教育*の推進 ●困難を乗り越えたり挫折しても復元したりする力を育成するための体験活動や課題解決的学習の充実 ●自他の良さを認め合い、個性や能力を伸ばす教育の充実 ●異校種(幼保小中高大)連携の推進 ●特別支援教育の推進 ●非認知能力*を高める「凡事徹底」の推進 ●特別活動の充実による人間関係力、自己実現を図る態度の育成
<p>②確かな学力の育成</p>	<p>「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性等」を総合的に育み、確かな学力を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 ●各学校におけるカリキュラムマネジメント*の充実 ●学力向上プランに基づいた学習活動の展開 ●図書館教育の充実 ●児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の充実 ●教材や備品等の教育環境の充実
<p>③心豊かでたくましく生き抜く力の育成</p>	<p>他人を思いやる豊かな心と個性、健康・体力のある児童生徒の育成に努めるため、地域の人や文化に触れる体験学習など多様な学校教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道徳教育の推進による豊かな心を育てる教育活動の充実 ●人権教育を通じた差別やいじめのない環境づくり ●不登校の未然防止、早期対応、早期解消を図る組織的な相談体制づくり ●健康に留意し運動に親しむ生活習慣の育成 ●地域社会に貢献する心を育む郷土学習の充実 ●世界の多様性を理解しさまざまな人々とかわり合う力を育むための小学校からの英語教育の充実 ●電子黒板等のICT*を活用した情報教育の推進 ●勤労体験やボランティア活動など多様な活動の充実
<p>④地域とともにある学校づくり</p>	<p>コミュニティ・スクール*の充実を図り、社会に開かれた教育課程の実現を目指して、地域と共にある学校づくりを推進します。地域学校協働本部*と連携しながら、教職員と地域・家庭との交流拡大に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ・スクール*の充実 ●各学校における市民に信頼される開かれた学校づくりの推進 ●情報の共有化に向けた、学校間(異校種、同校種等)や学校と地域及び行政との連携強化

<p>⑤教職員の資質・能力の向上</p>	<p>若年教師の増加に伴い、継続的な人材育成のための校内研修の在り方、教育センター講座などへの参加体制の見直しや、校外研修のシステム化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校の課題に対応した校内研修の充実 ●教育研究事業や教育センター等への参加の促進 ●地域や家庭と教職員の積極的な交流の促進 ●教育講演会の開催等教育研究所の機能充実 ●人事評価の適正な実施及び研修等への有効活用
<p>⑥子どもの安全確保</p>	<p>リスクマネジメント*、クライシスマネジメント*視点での危機管理マニュアルの改善・充実を推進するとともに、見守り隊等との情報共有などの取組を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校の安全対策と児童・生徒の危機回避能力の育成 ●校区防犯パトロール等による地域防犯体制の充実 ●学校、保護者、地域及び関係機関との不審者情報等の情報共有の推進 ●交通安全指導の徹底と通学路の整備
<p>⑦食育の推進</p>	<p>食育に関する啓発を推進し、日常生活の中で朝食の摂取や共食の実践に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心な給食への取組の推進 ●学校・地域・家庭への食育に関する研修会等の開催
<p>⑧児童・生徒数の減少への対応</p>	<p>関係地域住民との合意形成を図り、小中学校の統合による学校規模の適正化を計画的に推進します。</p>
<p>⑨学校施設の適正管理</p>	<p>「学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的な維持・補修に努めます。</p>



2 地域教育力の充実

1 現状と課題

近年、学校でのいじめや不登校の問題に加え、青少年による凶悪な犯罪、家庭における児童虐待など、子どもを取り巻くさまざまな問題が発生しています。そこで、地域や家庭、学校が連携し、子どもを健やかに育てる取組の推進が求められています。

本市では、地域と共にある学校づくりを目指し、平成29年度より順次にコミュニティ・スクール*を設置することとし、平成30年度は中学校1校、小学校8校に指定を拡げています。併せて、平成30年度に地域学校協働本部*を立ち上げ、体験活動や学習支援活動などの地域学校協働活動を進めています。引き続き、地域全体で子どもの成長を支え、地域活性化を図るための学校と地域が連携・協働する仕組みづくりが必要です。

また、住民が学校や職場、地域等でぬくもりを感じるまちを目指し、「あいさつ日本一宣言都市」を掲げ、市全体であいさつ運動に取り組んでいます。こうした取組を進める本市独自のイベントとして、小学生を対象としたあいさつチャンピオン大会を開催しています。

家庭や地域の教育力を高める中で青少年の育成を図るために、青少年育成市民会議を立ち上げており、青少年の健全育成に向けた各種事業を展開しています。しかし、地域活動の中心となる地域リーダーが固定化しているため、人材の発掘・育成に努める必要があります。また、コミュニティ・スクール*や地域学校協働本部*と連携し、青少年に対する地域行事への参加奨励やボランティア活動を促進することが求められています。

本市では、地域の人材を教育に活用するため、学習支援ボランティアを募り、登録する人材バンクを整備しています。こうした方々が習字ボランティア、ミシンボランティア、登下校の見守りボランティア等、子どもの安全や学習活動の充実を支援しています。引き続き、地域人材の発掘及び活用を進めることが必要です。

親子教室の開催、家庭学習の習慣化に取り組み、家庭教育の充実に取り組んでいます。今後も更なる家庭、学校、地域の連携による取組の推進が求められています。



2 主要施策

<p>①地域教育環境の整備</p>	<p>人材の発掘・育成に努めるとともに、コミュニティ・スクール*や地域学校協働本部*と連携して地域行事への参加奨励やボランティア活動推進を計画的、継続的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域行事やボランティアへの積極的参加による地域教育の推進 ●地区公民館を中心とした世代及び地域間交流の実施 ●団塊世代の多様な経験や知識・技術を生かす体制づくり
<p>②地域の人材活用</p>	<p>各校の総合的な学習の内容に応じた地域人材の発掘や中学校での活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外部講師を視野に入れた人材バンクの充実 ●総合的学習における豊かな体験活動を指導できる人材の育成と活用
<p>③家庭教育力の充実</p>	<p>児童・生徒の自己実現を目指した指導の在り方や、「夢ノート」の普及、各校の特色を生かした家庭学習ノートの改善を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育に関する講演会、各種講座、学習会等の実施 ●家庭、学校、地域ぐるみで取り組む「あいさつ運動」の推進 ●公開授業、保護者会、各種学校行事への積極的な参加の要請 ●PTA活動と連携した「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進 ●家庭と学校で取り組む児童・生徒の生活習慣・学習習慣の形成



3 生涯学習の推進

1 現状と課題

本市では、地域で暮らす誰もが、生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を生かして豊かな人生を送ることのできる社会の実現を目指しています。こうした生涯学習社会の実現に向けては、学校教育における学習の充実だけでなく、社会教育、家庭教育、その他さまざまな場や機会における学習の充実と環境整備に取り組むことが重要です。

また、本市では「健康長寿」を目指し、誰でも気軽に学ぶことができる生涯学習講座を開催しています。講座の内容は、科学や美術、カヌー体験など幅広く展開しており、広報等を通じて積極的にPRしています。さらに、各地区公民館においては自主活動のほか、人材育成のための研修や各種教室、講座等が開催されています。

一方で、さらなる生涯学習の推進に向けて、住民主体の組織づくりに取り組んできましたが、住民主体の活動にまで至っていないことが課題です。

みやま市立図書館(瀬高館)については、金曜日の開館時間を延長しているほか、祝日も開館するなど、利用者の利便性向上に努めています。人口減少や読書離れの状況を踏まえ、配架の工夫、カフェスペースの活用等により、活動の多様性を広げ、市民はもとより、市外の利用者にも親しみやすい市立図書館の運営を推進する必要があります。また、平成24年度からは大牟田市・柳川市との連携により図書館の相互利用が可能となり、利用者の拡大につながっています。

2 主要施策

<p>①住民ニーズに対応した生涯学習機会の提供</p>	<p>時代に応じた講座やイベントの開催など、関係機関と連携し学習機会の拡大充実や環境整備を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中央公民館を中心に各地区でも自主活動ができるための人材確保及び育成 ●大学との連携による生涯学習の充実 ●国際化、情報化、環境問題など時代に対応した講座の導入 ●魅力ある学習講座の開催
<p>②住民主体の組織づくりと推進体制の整備</p>	<p>地域リーダーの育成に対する支援を図るほか、各種講座の充実やサークル活動など、住民の自主的活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習に関する情報の収集・提供 ●生涯学習ボランティア、各団体・グループの育成・支援 ●生涯学習指導体制の充実と指導者の育成
<p>③好奇心から満足の笑顔となる学びを生み出す図書館運営</p>	<p>本と人、人と人がつながる魅力的な空間で学びを生み出す図書館運営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人・絆・地域をキーワードに「読書のまち」づくりの推進 ●「与田準一記念館」の周知と利活用の促進

4 スポーツの振興

1 現状と課題

国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で、スポーツは不可欠なものです。関係団体や企業と一体となって、スポーツを通じた健康増進、地域・経済の活性化、国際交流・国際貢献などのスポーツ行政を総合的・一体的に推進することが求められています。

本市では、清水山ロードレース大会を開催していますが、これは、清水山を駆け上がる厳しいコースですが、ぜんざいやあめ湯がふるまわれるなど、ユニークな大会となっており、九州各県や関東地方からの参加者もみられます。さらに、レインボー九州少年ソフトボール大会やみやま旗争奪九州選抜剣道大会を開催し、小中学生が本市に集いさまざまなスポーツに取り組んでいます。

幼児から高齢者までの体力測定やスポーツ教室などのイベントも実施しています。しかし、スポーツ教室の参加状況にばらつきがあるため、市民への周知方法について検討する必要があります。また、体力測定から得たデータを分析し、新たな事業展開に活用していくことが課題です。

また、近隣市のスポーツ施設を活用し、市内外の連携を図ることも重要です。隣接するソフトバンクホークスファーム拠点を生かした地域の賑わいづくりや筑後広域公園、県営プールを活用することにより、スポーツを通じた地域振興が求められています。

総合型地域スポーツクラブ*である「スポーツクラブみやま」では、地域に根ざした公益活動を展開しています。こうした団体を育成していくためにも、広く市民に認知してもらうため、関心を惹くような事業の検討や普及・啓発が必要です。

スポーツ施設については、光熱費の削減を目的に体育施設照明のLED化を進めています。引き続き、老朽化による修繕等を実施するとともに、指定管理者制度*の導入を検討していく必要があります。

現在、スポーツ・文化の両面を兼ね備えた総合市民センター（仮称）の建設を進めています。スポーツ団体の活動拠点としての役割をはじめ、多くの市民にスポーツに親しんでもらい、市民の集いの場となるよう施設の活用を図っていく必要があります。



2 主要施策

<p>①スポーツ活動の充実</p>	<p>筑後広域公園やスポーツ施設を活用した各種スポーツイベントの開催により市内外の交流を推進するとともに、将来性を秘めた小中学生を見いだし支援することで、トップアスリートとして活躍できる可能性を広げる取組を推進します。また、隣接するソフトバンクホークスファーム拠点を生かした地域の賑わいづくりや筑後広域公園、県営プールを活用したオリンピックのキャンプ地誘致等により、スポーツを通じた地域振興を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●筑後広域公園、県営プールを活用した各種スポーツイベントの開催 ●スポーツ活動の充実と交流の推進 ●ソフトバンクホークスファーム拠点周辺の賑わいづくり ●ジュニアアスリートの発掘・育成 ●市全体及び地域独自のスポーツ大会開催の支援と推進 ●障がい者スポーツの推進 ●健康長寿を目指したラジオ体操の推進 ●青少年のスポーツ振興による規範意識やルールを守りチームワークを大切にする心の育成の推進
<p>②団体・指導者の育成</p>	<p>総合型地域スポーツクラブ*において、市民が興味を持てる事業等の検討や普及・啓発を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合型地域スポーツクラブ*の充実と連携強化 ●各スポーツ団体等への支援体制の充実と連携強化 ●各種目・分野の指導者の育成
<p>③スポーツ施設・設備の整備</p>	<p>多くの市民が安心して利用できるようスポーツ施設や設備の充実を図るとともに、指定管理者制度*の導入について、必要性、有効性を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模改修整備の年次計画化 ●指定管理者制度*導入の推進 ●総合市民センター(仮称)及び各種施設の活用の推進



5 文化・芸術の振興と文化財の保護・活用

1 現状と課題

本市には、全国で唯一継承されている国指定重要無形民俗文化財の「幸若舞」をはじめ、「清水寺本坊庭園」「女山神籠石」「石神山古墳」「武装石人」「新舟小屋のクスノキ林」「船小屋ゲンジボタル発生地」「カササギ生息地」の国指定文化財8件、また、県指定無形民俗文化財の「宝満神社奉納能楽(新開能)」、県指定有形文化財の「清水寺三重塔」など、県指定文化財を13件有しています。国及び県指定文化財を合わせ21件は県内でも有数であり、多種多様な文化財や伝統芸能が残っています。

このような歴史・文化遺産の保存・公開にあたり、市民が多種多様な文化財に触れ、鑑賞できるような資料館の整備を進める必要があります。

伝統芸能などの民俗文化財の保護・継承については、関係団体の高齢化が課題となっています。市では「みやま市の民俗文化財」のパンフレットを作成し、文化財の保護・継承に努めています。本市の歴史や文化を市内外に積極的に発信するとともに、併せて伝統文化を周知する活動を進めながら更なる支援の方法等を検討します。

また、市内でこれまで培われていた歴史・伝統・文化を後世に継承していくために、引き続き市史編さん事業に取り組みます。

文化・芸術活動の機会や場の充実を図るために、関係団体と連携のもとイベントを開催し、音楽や芸能等を住民に提供しています。今後は、文化・芸術団体の自主活動の支援充実や、建設予定の総合市民センター(仮称)をはじめとする社会教育施設を有効活用し、市内外への活動の発信や、質の高い文化・芸術に触れる機会を創出する必要があります。

2 主要施策

<p>① 伝統文化や郷土の歴史の保護・継承</p>	<p>地域の文化財や伝統行事、伝統芸能を保護・継承するため、関係団体への支援を行うとともに、誇りある伝統文化を幅広く周知するPR活動を推進します。また、歴史的・文化的価値のある資料を市民共通の財産として後世に継承していくために、市民が誇りを持てる市史編さんを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページやパンフレットを活用したPRの強化 ●市史編さん事業の推進及び市史を活用した講座等の開催
<p>② 文化・芸術活動の機会や場の充実</p>	<p>文化・芸術団体の自主活動の支援を充実するとともに、市民の多様な文化に触れる機会の創出、文化・芸術団体の活動する拠点整備を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化・芸術活動の充実とイベントの開催 ●総合市民センター(仮称)や公民館、図書館などの社会教育施設の有効活用
<p>③ 文化財の保護・保存</p>	<p>市内の歴史・文化遺産の保存・公開をすることにより、市民が多種多様な文化財に触れ、鑑賞できる資料館整備を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歴史資料館の整備 ●市内文化財めぐりや地域資源に関する講座等の開催 ●市内に埋もれている貴重な文化財の調査や研究等の推進

6 多様な交流の推進

1 現状と課題

本市では、福井県越前町との小学生の国内交流を行っています。毎年小学校8校を対象校として5・6年生を選出しており、交流活動を通して見聞を広め、規律ある共同生活の中で、自主性及び協調の精神を養い、友情と信頼を深めるなど、児童の健全育成につなげています。

また、アジア太平洋こども会議のホームステイ事業(子ども大使の受入)に取り組み、海外交流を行っています。異なる習慣や文化に接することで、参加した子どもたちが異文化への理解を深め、視野を広げることに繋がっています。しかし、本事業における、ホストファミリー*の応募が少ないため、ホームページ等で広く周知していくことが必要です。

市で実施する生涯学習講座や、運動会、敬老会、ほんげんぎょう等の各公民館やまちづくり協議会の活動において、一定の世代間交流が図られていますが、参加者が限られているため、地域全体、市全体の取組には至っていません。今後は地域学校協働活動を通じて、交流の拡大を図る必要があります。また、オルレイvent等を通じた交流人口の増加や、多様な国、都市との交流機会の創出が求められます。

2 主要施策

<p>①地域内・地域間交流の推進</p>	<p>地域学校協働活動を通じて地域内交流の拡大を図るとともに、地域間児童交流の内容の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者と若年者等世代間交流の促進 ●都市間交流の推進
<p>②新たな発見をもたらす国際交流の促進</p>	<p>地域における国際感覚の醸成を図るとともに、住民団体等による国際交流活動の支援、海外からのホームステイ先として受入を行うホストファミリー*を支援し、官民協働による本市の歴史・文化や観光を通じた国際交流活動の推進に努めます。</p> <p>国際社会に対応できる知識や能力の向上を図り、異文化を理解するとともに、地域の一体感を生み出す仕組みづくりのため関係機関等との連携強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主性を重視した海外からのホームステイ事業の受入支援 ●エネルギー政策を通じた、海外を含めた都市間の交流 ●オルレイvent等を通じた交流人口の増 ●オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致及びホストタウン交流の推進

成果指標

豊かなところを育むまちづくり

本章では、「豊かなところを育むまちづくり」に向けて6つの施策項目を掲げました。子どもから高齢者まで、生涯を通じてスポーツや文化とふれあい、豊かな感性を育むまちづくりを進めていくために以下の成果指標を設定し、これを基に行政評価を行いながら、計画の進捗管理を図ります。

指標名	単位	2017年度まで (実績)	2023年度 (目標)
「将来の夢や希望をもっている」と答えた児童生徒の割合	%	小 86.5 中 74.1	小 90.0 中 90.0
「自分にはいいところがある」と答えた児童生徒の割合	%	小 79.2 中 71.3	小 90.0 中 90.0
第1志望の高校への進学率	%	—	95.0
「学校の授業は楽しい」と答えた児童生徒の割合	%	小 — 中 —	小 90.0 中 80.0
「授業では自分の考えを書いたり話し合ったりしている」と答えた児童生徒の割合	%	小 — 中 —	小 80.0 中 70.0
読書量(1日あたり10分以上読書する割合)	%	小 68.4 中 40.6	小 75.0 中 55.0
市民アンケートにおける「教育環境が充実したまち」と感じる人の割合	%	44.1	55.0
小中学生であいさつをする人の割合	%	小 92.3 中 92.8	小 95.0 中 95.0
学校支援ボランティア登録者数	人	247	500
生涯学習講座開催数・参加者数	講座 人/年	16 340	17 400
スポーツ施設利用者数及び人口1人当り利用回数	人/年 回	206,788 5.4	210,000 5.9
体育協会会員数及び人口に対する割合	人 %	2,382 6.2	2,400 6.7
社会教育施設利用者数及び人口1人当り利用回数	人/年 回	237,000 6.2	240,000 6.7
文化協会会員数及び人口に対する割合	人 %	1,286 3.3	1,200 3.3
図書館来館者数	人/年	181,121	190,000
図書貸出冊数	冊/年	237,540	261,000
九州オルレ*イベント等を通じた交流人口数	人/年	664,000	750,000

第6章 協働で進めるまちづくり (住民参画、コミュニティ、人権・男女共同参画)

地域の課題を共に考え、解決していくために
多様な主体との協働によるまちづくりを推進します。

基本方針と関連するSDGs*の目標



1 住民参画によるまちづくりの推進

1 現状と課題

まちづくりの課題が多様化・複雑化していく中で、市民、NPO、ボランティア団体など多様な主体が参画し、自治体と協働してまちづくりを進めていくことが重要です。

本市では、市政に対する幅広い意見を市民から聴取するため、審議会等における委員の公募を行っています。女性や若年層委員の増加を図ることが今後の課題です。特に、本市の将来を担う中心的存在となる若者世代の意見を取り入れながら、安心して子どもを産み育て、ずっと住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくことが重要です。そこで、市内の若年層で構成する「地方創生未来会議」を設置し、若い世代からの提言を、次期総合戦略*の策定や自治体SDGs*の推進に反映させる必要があります。このほか、庁舎の提言箱や市ホームページ、広報紙、アンケート調査を通して市民の意見を聴取するとともに、各種計画の策定段階ではワークショップ*を実施しています。今後は、住民参加型会議や誰もが参加できるワークショップ*の手法の検討など、更に幅広い市民の意見を聴取できるような仕組みづくりが必要です。

また、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくりに関する事業に主体的に取り組む団体に対し「市民協働まちづくり事業補助金」を交付しています。更なる協働のまちづくりを進めるために、NPO法人等の育成に努めるほか、補助制度の積極的な利用を促進していく必要があります。

更に、公民館活動や各種社会教育関係団体の活動に加え、スポーツ指導者講習会、子供会育成連絡協議会、ジュニアリーダークラブ活動などの多様な取組を通じ、地域リーダーの育成を図っています。こうしたまちづくり活動を推進する団体において高齢化が進行しているため、若い世代の確保・育成が喫緊の課題となっています。

情報公開制度については、市民等からの請求に対して、条例に基づいた対応を図っています。情報公開や個人情報開示請求などの実績について、広報等を通じて公表しています。引き続き制度の適切な運用を継続していくために、研修等を通じて職員の知識向上に努める必要があります。

2 主要施策

<p>①住民と行政とのパートナーシップの確立</p>	<p>委員公募や各種会議の委員の任用について、女性や若者が参加しやすい仕組みづくりを行うとともに、ワークショップ*や各種団体との懇談会等の開催について協議可能なテーマについて検討します。また、市民の意見や提言を市政に反映できるよう、広聴活動の周知に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主要な計画の策定段階でのパブリックコメント*の実施 ●審議会等の委員公募拡充 ●地方創生未来会議の設置など若年層や女性の意見聴取機会の創出と市政への反映 ●協働の場となるワークショップ*や各種団体との懇談会等の実施 ●広聴制度の周知徹底
<p>②住民参画事業の充実と人的ネットワークの形成</p>	<p>市民やボランティア団体、NPO法人が主体的に協働のまちづくりに取り組めるよう、市民協働まちづくり事業補助制度の活用を推進するとともに、若い地域リーダーの人材育成に努めます。そして、地域コミュニティの活性化や市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民協働によるまちづくり制度の推進 ●小さな拠点づくり ●地域や団体が企画するまちづくり活動の支援 ●まちづくり活動のネットワークづくり ●地域リーダーなどの人材育成・強化
<p>③情報公開・提供の推進</p>	<p>情報公開制度や個人情報保護の適切な運用を継続していくために、職員研修等を通じて各部署の知識の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりに関する情報の提供や政策検討過程における情報提供の充実 ●広報紙、ホームページ等の媒体を通じた的確で分かりやすい情報の提供 ●個人情報の保護、情報公開請求への適切な対応



2 住民と共に進めるまちづくりの推進

1 現状と課題

地域や行政を取り巻く環境の変化により、行政のみでの取組や行政主導のまちづくりでは対応することができない地域の課題が増加しています。こうした中で、従来の行政主導型から、地域と行政が共通の目標に向かって共に進める地域協働型のまちづくりへの転換が求められています。

本市では、これまでも市民との協働によりさまざまな分野において施策を実施してきました。今後は、市の重要施策をはじめ、「資源循環型社会のまちづくり」の実現に向けた新電力事業やバイオマス事業など、より一層の住民との協働が求められています。

新電力事業では、事業所等の新電力への切り替えは多いものの、市民の新電力への移行はまだ少ない状況です。市民への啓発等により事業に対する理解の深化を促し、地域と行政が一体となってエネルギーの地産地消の実現を目指す必要があります。

また、分別によるごみの減量化や資源化に取り組み、環境にやさしいまちづくりを推進しています。こうした中で、バイオマスセンター*の稼働に伴い、生ごみの分別収集も始まったことから、ごみの収集に関する市民への負担が増加しています。しかし、資源循環型社会の形成を実現するには、取組に対する市民の理解と協力が必要不可欠です。バイオマス事業などの環境施策を円滑に推進していくためにも、「資源循環型社会のまちづくり」に対する理解の深化を促していくことが重要であるため、積極的な啓発に取り組む必要があります。

今後も、住民が市政への関心を高め、まちづくりの当事者としてまちづくりに取り組んでもらうために、住民との「対話」を基本とした協働事業の推進に努めます。

2 主要施策

① 市民協働による施策の推進

住民との対話を基本とし、行政情報の発信・共有化に努め、施策に対する理解を得ながら、市民との協働により各種事業を推進します。

● 市民協働による各施策の推進



3 地域での連帯感の創出

1 現状と課題

平成19年に瀬高町・山川町・高田町が合併し、本市が誕生しました。ふるさと意識を醸成するために、平成22年には市の木(楠)・花(桜)を、平成23年には市民憲章を制定し、平成26年には「くすっぴー」を市のマスコットキャラクターに定め、市の一体感の醸成に努めています。引き続き、地域の連帯感が生まれるような機会の創出に努め、みやま市民としてのシビックプライド(市への誇りや愛着)を醸成し、市全体が一体となるまちづくりを進めていくことが重要です。

また、コミュニティ活動の活性化に向けて、各公民館において役員能力の向上や、地域の特色を生かした事業の展開に努めています。しかし、活動の参加者が固定化しているため、全市的な取組には至っていません。さらに、地域活動のリーダーが高齢化しているため、若い世代の確保・育成に努めていく必要があります。

コミュニティセンターの建設や備品整備を行い、自治会を中心としたコミュニティ活動の活性化も図っています。コミュニティ助成事業を活用した自治会の支援に、継続して取り組む必要があります。

2 主要施策

<p>①ふるさと意識の醸成</p>	<p>みやま市民としてのシビックプライドを醸成するための取組として、市民が一体となれる機会の創出などに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種イベント・祭りを通じたふれあい・交流の推進
<p>②コミュニティ活動の活性化</p>	<p>地域コミュニティによるまちづくり活動を推進します。また、小学校の再編に伴う校区公民館の組織や活動について検討を進めます。このほか、地域活動を担う若い世代の人材育成に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治組織等のコミュニティ団体との連携強化による協働の推進 ●校区公民館活動の充実 ●指導者育成のための研修会や交流機会の創出等支援活動の充実



4 人権尊重や男女共同参画のまちづくりの推進

1 現状と課題

人権とは、すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、あるいは、人間が人間らしく生きる権利で、誰もが生まれながらに持つ基本的な権利です。

本市は、「みやま市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」のもと、世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者差別、女性差別、外国人差別、いじめ等あらゆる差別を撤廃し、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市を目指しています。これを実現するためにも、人権教育や市民の人権意識の高揚に努めるとともに、関係機関と協力の上、あらゆる差別の撤廃に関する施策を効果的に推進することとしており、そこに市民の協力は欠かすことができません。

人権教育については、「みやま市人権教育・啓発基本指針」を活用し、人権文化の実現に向けた教育啓発を推進しています。また、部落差別については「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、お互いを認め合い、尊重する温かい地域のつながりの実現を目指しています。今後も、学校や地域、行政等における人権教育を推進し、より多くの市民を対象に人権意識の醸成を図ることが必要です。併せて、こうした活動を推進する人材の育成が求められています。

人権問題に関わる人権擁護推進体制、相談体制の充実については、法務局から委嘱された人権擁護委員による「人権何でも相談」を定期的実施しており、今後も継続して取り組みます。

男女共同参画社会の形成を推進するために、平成23年度に「みやま市男女共同参画基本計画」を策定しています。みやま市男女共同参画審議会及びみやま市男女共同参画推進本部が相互に連携し、必要に応じてこの計画の見直しを図っています。また、行政委員会と附属機関における女性登用率の向上を進めていますが、女性委員がないケースもあるため、より一層推進する必要があります。さらに、既存女性団体に対する支援を充実するとともに、今後は新しい団体の育成を進めていくことが課題です。

2 主要施策

<p>①人権擁護社会の形成</p>	<p>学校、地域、行政等での継続した啓発教育の推進や、より多くの市民へ啓発できるよう努めます。また、継続した人材育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校、地域、行政等での人権教育の推進 ●人権擁護の街頭啓発活動をはじめ、広報紙やホームページなどを活用した積極的な啓発活動の推進 ●人権問題の解決に主体的に取り組む団体や人材の育成 ●人権問題に関わる人権擁護推進体制、相談体制の充実
<p>②男女共同参画社会実現のための環境づくり</p>	<p>「みやま市男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる分野で個性と能力が発揮できる機会を確保し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現のための環境づくりを推進するとともに、活動を推進する新たな団体の育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性登用の推進 ●男女共同参画社会の形成を推進するための推進体制や相談窓口などの充実 ●女性団体の育成及び活動支援

成果指標

協働で進めるまちづくり

本章では、「協働で進めるまちづくり」に向けて4つの施策項目を掲げました。地域の課題を共に考え、解決を図る、多様な主体との協働によるまちづくりを推進していくために以下の成果指標を設定し、これを基に行政評価を行いながら、計画の進捗管理を図ります。

指標名	単位	2017年度まで (実績)	2023年度 (目標)
住民アンケートにおける、「市政への市民意見の反映がなされている」と回答した市民の割合	%	8.5	10.0
審議会における女性登用率の向上	%	26.0	30.0
自治会・コミュニティ活動への参加割合	%	58.7	60.0
NPO法人数	団体	11	15
まちづくり助成団体数	団体	3	9
市ホームページアクセス数	千回/年	673	1,000



第7章 健全で効率的な行財政運営 (行財政)

効率的な行財政の運営を推進し、変化する社会情勢に柔軟に適応していくことのできる自治体経営を進めます。

基本方針と関連するSDGs*の目標



1 簡素で効率的な行政運営の推進

1 現状と課題

これからの自治体には、限られた財源と人材を有効に活用しながら、地域運営を進めていくことが求められています。加えて、住民ニーズの多様化・複雑化により行政サービスへの需要が増大する中、全国画一的な行政施策では対応することが困難になっている状況です。

本市では、これまでも社会情勢の変化や市民ニーズに対応するため、組織体制の見直しや機構改革を行ってきました。

行政運営の効率化に向け、平成20年度に「定員適正化計画」を策定し、平成25年度には計画的な職員の削減により目標数を達成しています。業務量調査や事務事業の見直しから、新たに「定員適正化計画」を策定することが必要です。

市民サービスの向上を図るため、「人材育成基本方針」に基づいて、職員の各種研修への参加促進、県や近隣自治体との人事交流を通じ、職員の資質向上を図っています。また、平成25年度には「みやま市接遇マニュアル」を策定し、職員の市民サービスの向上に努めています。今後は、職員の労働意欲や資質・能力の改善を図るために、人事評価制度を構築し、職員の昇任や給与に反映させる検討が必要となります。

行政評価制度として事務事業評価を導入し、「成果重視型の行政運営」、「透明性の高い行政運営」、「PDCAサイクル*の確立」、「職員の意識改革」を推進しています。今後は、施策評価に取り組み、総合計画の進捗管理に活用するなど、更なる制度の改善を図っていく必要があります。

2 主要施策

<p>①柔軟で効率的な行政運営の推進</p>	<p>行政課題や新たな施策への迅速な対応ができるよう、更なる組織体制の構築を図るとともに、「定員適正化計画」の推進による定員の適正化を図ります。また、近隣市町村との地域連携による広域的な政策課題の解決を推進します。さらに、行政評価制度の見直しや施策評価制度の構築を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政改革の推進 ●一部事務組合や共同事業を活用した広域的な政策課題への対応 ●多様化・高度化する住民ニーズに対応できる組織の構築 ●行政評価制度の充実 ●「定員適正化計画」による職員の適正配置
<p>②行政職員の資質向上への取組</p>	<p>職員の労働意欲や資質・能力を向上し、市民サービスの充実に図るため、「接遇マニュアル」による研修、人事評価による昇任や給与への反映を検討します。また、職員の心身の健康を確保するため、時間外勤務縮減対策の検討及びメンタルヘルス対策等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員の意識改革、職員研修や人事交流等を通じた職員の資質の向上 ●「職員研修計画」の策定と実施 ●本格的な人事評価制度への取組促進 ●心の健康づくりのための体制づくり



2 持続可能で健全な財政運営の推進

1 現状と課題

人口減少による税収など歳入の減少が見込まれる一方、今後も高齢化はより一層進行し、社会保障関係経費等の歳出は増加していくと考えられます。また、財政に余裕がなくなることによって、公共施設・インフラの老朽化への対応等が困難になることから、全般的に行政サービスの低下を招くおそれがあります。

このように、今後厳しい財政状況が予想される中、快適で暮らしやすいまちづくりを着実に推進するためには、健全で計画的な財政運営が必要です。

本市では、限られた財源を最大限に生かす行政改革を推進し、組織機構や事務事業の見直し、職員数の削減や経常経費の節減を行うなど、効率的な行財政運営に取り組んできました。しかし、社会保障費の増加や地方交付税の縮減、公共施設の老朽化や多様化する市民ニーズへの対応など、質の高い行政サービスを持続的に提供するためには、「第3次みやま市行政改革大綱」の着実な推進による、持続可能な行財政運営が必要です。

本市の自主財源比率*は平成29年度で29.8%であり、歳入の多くを地方交付税などに頼っています。持続可能なまちづくりを推進するためには、ふるさと納税の推進や未利用財産の売却、市税の徴収率向上など、自主財源の確保が必要です。

「みやま市公共施設等総合管理計画」を策定し、中・長期的な視点に立った公共施設等の更新、統合、長寿命化を計画し、公共施設の適正管理・適正配置を推進しています。今後も公共施設等の老朽化に伴う経費の増加が見込まれることから、計画的な維持管理や改修等を進めるとともに、公共施設の利用促進を図る必要があります。また、小中学校の再編に伴う学校跡地の有効活用については、「みやま市学校跡地基本方針」に基づき、市の施策や地域のニーズに配慮するなど、さまざまな視点から検討を行い取組を進めていく必要があります。

2 主要施策

<p>① 効率的な財政運営の確立</p>	<p>国や県の補助制度などを効果的に活用し、計画的な財源確保に努めるとともに、公共施設において、長期的視点に立った更新、用途の見直しや統廃合、新たな利活用を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「みやま市公共施設等総合管理計画」及び新たに策定する「公共施設個別計画」による施設の計画的な更新及び維持管理費の効率化 ● 生活関連社会資本の「長寿命化計画」の推進 ● 学校跡地の有効活用 ● 受益者負担の適正化や公営企業等の健全化の推進 ● ふるさと納税の推進 ● 納税意識の高揚と徴収の徹底による徴収率の向上 ● 国・県の補助制度の効果的な活用 ● 地方公会計の活用による財政の見える化の推進 ● 指定管理者制度*導入の推進 ● 未利用財産の売却及びPFI事業*等による民間活力の有効活用 ● 施設使用料及び免除規定の見直し ● 行政コストの削減
----------------------	---

成果指標

健全で効率的な行財政運営

本章では、「健全で効率的な行財政運営」に向けて2つの施策項目を掲げました。効率的な行財政の運営を推進し、変化する社会情勢に柔軟に適應することのできる自治体経営を進めていくために以下の成果指標を設定し、これを基に行政評価を行いながら、計画の進捗管理を図ります。

指標名	単位	2017年度まで (実績)	2023年度 (目標)
接遇に関する市民満足度	%	—	90.0
財政力指数*	—	0.41	0.45
経常収支比率*	%	88.9	県平均以下を維持
指定管理者制度*導入施設数	施設	1	5
未利用施設面積	m ²	土地20,000	-30%



參考資料

総合計画策定の経緯

期 日	内 容
平成30年3月27日～4月25日	市民意向調査の実施
平成30年6月26日	第1回総合計画策定委員会
平成30年 8月9日	第1回総合計画審議会
平成30年8月26日、9月2日	まちづくり市民ワークショップ
平成30年9月27日	第2回総合計画審議会
平成30年9月～	各課ヒアリング、計画(素案)策定
平成31年2月1日	第2回総合計画策定委員会
平成31年2月21日	第3回総合計画審議会
平成31年2月27日	第4回総合計画審議会
平成31年3月4日	第3回総合計画策定委員会
平成31年3月8日	第5回総合計画審議会
平成31年3月13日～4月5日	パブリックコメント実施
平成31年4月17日	第4回総合計画策定委員会
平成31年4月24日	第6回総合計画審議会
平成31年4月26日	第2次みやま市総合計画(案)答申
令和元年5月27日	基本構想(案)議案上程
令和元年6月7日	基本構想の議会議決

みやま市総合計画審議会委員名簿

推 薦 団 体	氏 名	備 考
保健医療経営大学	内田 和実	会長
みやま市農業委員会	徳永 順子	副会長
みやま市区長会	芳野 征稔	
みやま市教育委員会	宮本 篤	
みやま市社会福祉協議会	堀 勝敏	
みやま市体育協会	加藤 忠	
みやま市文化協会	松尾 逸央	
みやま市女性倶楽部	北村 眞弓	
みやま市商工会	柿原 滋子	
山門青年会議所	佐田 淳一 金子 貴一	H30.8~9 H30.10~H31.4
南筑後農業協同組合	只隈 正隆	
高田漁業協同組合	杉野 重敏	
勤労者団体	木庭 誠	
一般公募	浦 政徳	
一般公募	成清 耕一	

第2次みやま市総合計画について(諮問)

30み企企第1234号
平成31年 2月21日

みやま市総合計画審議会
会長 内田 和実 様

みやま市長 松嶋 盛人

第2次みやま市総合計画について(諮問)

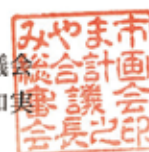
本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定にあたり、みやま市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、第2次みやま市総合計画について、貴審議会に諮問します。

第2次みやま市総合計画について(答申)

平成31年4月26日

みやま市長 松嶋 盛人 様

みやま市総合計画審議会
会長 内田 和美



第2次みやま市総合計画について(答申)

平成31年2月21日付、本審議会に諮問された第2次みやま市総合計画案について、慎重に審議した結果、別添のとおり成案を得ましたので、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記に付す意見を十分に踏まえ、みやま市の振興・発展に尽力されますことを期待します。

記

本計画の推進にあたっては、市民と情報を共有し、住民と行政とのパートナーシップの確立を図ることが重要であるため、本計画の内容については、分かりやすく広く市民に周知を図るとともに、十分な理解と協力が得られるよう努めること。

本計画に掲げる施策を実施するにあたっては、社会経済環境の変化に柔軟に対応しながら、みやま市の目指す将来像の実現に向け、市民一人ひとりが夢と希望をもって活躍できる魅力的なまちづくりの推進に努めること。また、定期的に各施策の進捗状況を把握し、本計画の効率的・効果的かつ計画的な推進を図られるよう要望します。

みやま市総合計画審議会規則

平成19年1月29日

規則第21号

改正 平成20年2月25日規則第1号

平成22年3月23日規則第8号

平成30年3月26日規則第3号

平成30年4月25日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、みやま市附属機関の設置に関する条例(平成19年みやま市条例第27号)第3条の規定に基づき、みやま市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じてみやま市総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民等で組織する団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審議会の会議について会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画振興課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年1月29日から施行する。

附 則(平成20年2月25日規則第1号)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日規則第8号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日規則第3号)抄

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月25日規則第 号)抄

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

用語解説

【英数字】

■3010(サンマルイチマル)運動

宴会時の食べ残しを減らすため、開始後30分間と終了前10分間は、離席をせずに食事を楽しむことを呼びかけることで、本来食べられるのに廃棄されている「食品ロス」を削減するための取組のこと。

■6次産業化

農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産(1次産業)だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組むことで、生産物の価値を上げ、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。生産部門の1次産業、加工部門の2次産業、流通・販売部門の3次産業の、1、2、3を掛けて6になることから、6次産業化といわれています。

■AI技術

Artificial Intelligenceの略であり、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現や、人工的な方法により実現したそうした機能の活用に関する技術のこと。

■BDFプロジェクト

廃食用油からBDF(バイオディーゼル燃料)を製造し、メタン発酵発電施設の加温用ボイラー、収集車・フォークリフト等の燃料として利用する温室効果ガスの削減を実現するプロジェクトのこと。

■BOD(生物化学的酸素要求量)

川などから採水した水を密閉したガラス瓶に入れ、20℃で5日間暗所で培養したときに、水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量(溶存酸素量)のこと。水質環境基準の代表的なもので、主に河川の有機性汚濁物質による水質汚濁指標として用いられています。一般に、川がきれいな場合は、有機物の量が少ないので、微生物が消費する酸素量も少なくなり、BODの値が小さくなります。

■DMO組織

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと。

■ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及しましたが、国際的にはICTが広く使われています。

■PDCAサイクル

行動プロセスの枠組みのひとつで、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に生かすという考え方のこと。

■PFI事業

公共事業として行う手法の一つで、地方公共団体が発注者となり、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営などを行うこと。

■SDGs(エス ディー ジーズ)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

■SNS

Social Networking Service(Site)の略で、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。日記やメッセージなどを通じて友人や知人、共通の趣味を持つ人達との交流を目的とする。(フェイスブック、LINE等)

■UIターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のことで、Uターンは、都会に出た人が故郷に戻る形、Iターンは、都会で生まれた人が地方都市などに就職・定住する形、Jターンは都会に出た人が、故郷に近い地方都市などで就職・定住する形のこと。

【あ行】**■空き家バンク制度**

自治体が住民から空家等の登録を募り、空家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度。空き家の有効利用を通して、地元住民と都市住民の交流の拡大や、定住促進、地域の活性化を図ることを目的とする。

■温室効果ガス

大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもののこと。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。

【か行】**■過疎対策事業債**

過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債のこと。元利償還金の7割を地方交付税として国が補てんする。

■合併算定替

合併年度及びこれに続く一定期間（本市は9年間）は、合併市町村の普通交付税額が、合併しなかったと仮定した場合に算定される旧市町村の普通交付税額の合算額を下回らないように算定した額が交付される特例のこと。

■カリキュラムマネジメント

学習指導要領等を受け止めつつ、子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づいて教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくこと。

■キャリア教育

子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育のこと。

■九州オルレ

「オルレ」は韓国・済州島から始まったもので、もともとは済州島の方言で「通りから家に通じる狭い路地」という意味で、トレッキングコースの総称として呼ばれるようになっている。九州オルレは、済州オルレの姉妹版で、九州の自然や文化などを感じながら歩くことのできるコースが各地に設定されています。

■クライシスマネジメント

人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること。

■グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、滞在期間は、日帰りから、長期又は定期的・反復的な(宿泊・滞在を伴う)場合まで様々です。

■経営耕地面積

農林業経営体が経営している耕地で、自ら所有し耕作している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの(自作地)に、借りている耕地(借入耕地)を加えたもの。

■経常収支比率

使い道を制限されていない地方税、普通交付税など、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)に対する、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される義務的経費の占める割合のこと。この割合が低いほど財政にゆとりがあり、柔軟な行政運営ができることを示す指標。

■健康寿命

介護を受けたり、病気で寝たきりになるなど、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、健康で自立して暮らすことができる期間のこと。

■合計特殊出生率

15~49歳の女性が1年間に出産した子どもの数を基にして、一人の女性が生涯に生むと予測される子どもの数の平均値を算出したもの。

■子ども子育てコンシェルジュ

子どもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設や子育て支援サービス等の紹介、子育てに関する相談を受けて、関係機関につながる支援を行っている。

■コミュニティ・スクール

学校と地域住民・保護者が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、共に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校」を推進する仕組みのこと。保護者や地域住民などで構成される学校運営協議会が設置され、学校運営の基本方針を承認するなど、学校の教育活動などについて意見を述べる取組が行われています。

■コミュニティFM

市町村単位を放送エリアとするFMラジオ放送で、放送エリアが小さく、より地域に密着した番組を放送していることが特徴です。

【さ行】**■財政力指数**

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになります。

■サイバー犯罪

コンピュータ技術や電気通信技術を悪用した犯罪の総称で、他人のID／パスワードを無断で利用するなどの「不正アクセス禁止法違反」、インターネットバンクで、他人になりすまして口座から預金を引き出すなどの「コンピュータ、電磁的記録対象犯罪」、コンピュータ・ウイルス(不正指令電磁的記録)を作成、提供するなどの「不正指令電磁的記録に関する罪」、高度情報通信ネットワークを利用する「ネットワーク利用犯罪」に分類される。

■サイン整備

公共施設の誘導看板・サイン等を統一したデザインにより整備すること。

■シェアオフィス

複数の企業が共同で利用するオフィススペースのこと。

■市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。この地域では、原則的に宅地造成などの開発行為が禁じられている。

■指定管理者制度

公の施設(文化施設、公園など)の管理・運営について、地方公共団体やその外郭団体のほか、株式会社をはじめとする営利企業・財団法人・NPO法人などに包括的に代行させることができる制度。

■シティプロモーション戦略

各将来にわたってまちの活力を維持するとともに、持続的に発展するため、まちの魅力づくりを推進し、それを内外に向けて発信する活動をいう。

■自主財源比率

自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入できる財源のことで、地方債、分担金、使用料、財産収入などがあります。この自主財源が歳入全体に占める割合を自主財源比率という。

■自然動態

出生・死亡に伴う人口の増減。

■実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

■社会動態

転入・転出に伴う人口の増減。

■将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化しており、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

■食品ロス

売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなど、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のこと。

■スマートデバイス

情報処理端末（デバイス）のうち、単なる計算処理だけではなく、あらゆる用途に使用可能な多機能端末の総称であり、スマートフォンやタブレット端末等を総称してあらかず呼び名として用いられることが多くなっています。

■生産年齢人口

人口統計で、生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口のこと。

■総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1) 子どもから高齢者まで（多世代）、(2) 様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、(3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

■総合戦略

人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、国はまち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等を定めた総合戦略を策定しています。国は、自治体にも、人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを踏まえ、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定を求めています。

【た行】

■地域おこし協力隊

都市から地方へ生活の場を移した者を自治体が隊員として委嘱し、おおむね1年以上3年以下の活動期間中に、地域ブランドや地場産品の開発・PR、農林水産業への従事等の「地域協力活動」を行いながら、その地域で定住・定着を図る取組のこと。

■地域学校協働本部

幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら地域全体で子供の成長を支えていく体制のこと。

■地方創生

少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する取組のこと。

■通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がい、又は発達の遅れがある児童・生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を行う場のこと。

■テレワーク

情報通信技術 (ICT) 等を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

■特殊詐欺

面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を使い、預貯金口座への振込み等の方法により、現金等をだまし取る詐欺のことで、振り込み詐欺 (オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺) 及び振り込み詐欺以外の特殊詐欺 (金融商品等取引名目の特殊詐欺、ギャンブル必勝情報提供名目の特殊詐欺、異性との交際あっせん名目の特殊詐欺及びその他の特殊詐欺) を総称したもの。

■特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置かれ、心身に障がいなどのある児童に対し、普通学級に準じる教育を行いながら、あわせて専門的な知識・技術を持った教員のもと、障がいなどを補うために必要な支援を行う学級をいいます。

【な行】**■ノーマライゼーション**

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常 (ノーマル) の社会である、とする考え方のこと。

【は行】**■バイオマスセンター**

みやま市で平成30年12月に稼働を開始した、家庭や事業系の生ごみ、し尿・浄化槽汚泥を受け入れ資源化する施設。メタン発酵で発生したメタンガスを利用して発電した電力は施設内で活用し、生産される有機質の液体肥料は、市内の農家で活用しています。

■パブリックコメント

自治体の政策に関する基本的な計画又は条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨や内容、その他必要な事項を公表し、その案について住民等から寄せられた意見を考慮して意思決定を行う手続のこと。

■非認知能力

基礎的知識、記憶力、判断力等、IQ (知能指数) などのように数値化できる能力である「認知能力」の反対で、忍耐力・社会性・感情コントロールなどの数値化できない個人の特性による能力のこと。

■ファミリーサポートセンター

地域において子どもの預かり等の援助を行いたい人と援助を受けたい人が、お互い会員となって助け合う仕組みのことで、子どもの預かりや保育施設までの送迎等の援助を行います。

■ブックスタート

親子が本を通して心をふれあう機会をつくるため、0歳児の健診会場などで絵本の配布や読み聞かせを行う取組のこと。

■ブランディング

意図したブランド・イメージを消費者・顧客が抱くように、戦略的にアプローチしていくこと、又はそれらのアプローチを設計すること。

■ホストファミリー

ホームステイの留学生などを受け入れ、お世話をする家族のこと。

【ま行】

■マイナポータル

政府が運営するオンラインサービスで、行政機関が保有する自分の特定個人情報の内容やそのやり取りの記録などを、パソコンや携帯端末を利用して閲覧することができます。マイナンバーカードでログインし、個人ページを開設することで利用可能となります。

■メガソーラー

太陽光発電所のうち、出力が1,000kW(1MW)以上の大規模発電所を指します。

【ら行】

■臨時財政対策債

地方公共団体の一般財源不足を補うため、地方財政法の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債のこと。臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたって支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税としてその全額が措置されることとなっています。

■リスクマネジメント

危機の存在、大きさなどを事前に把握し、合理的な方法とコストで適切な対処策を講じておくことにより、危機によるダメージを回避又は低減させること。

■ローカルイノベーション

国際化も見据えた地域の技術革新のこと。

■ローカルブランディング

地域の魅力のブランド化のこと。

【わ行】

■ワークショップ

特定の課題に対応するために、課題に関心をもつ様々な立場の人が集まり、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討など、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく手法のこと。

市章



Miyamaの英字イニシャル「M」をモチーフに、「人、水、緑が光り輝き夢ふくらむまち」にふさわしく、花開くまちを表わしています。

シンボルマーク



Miyamaの英字イニシャル「M」をモチーフに、中央の双葉は市のあらゆる情報交流発信地の役割を果たし、市民に親しまれ、愛され、信頼・安心した暮らし、豊かな自然や地域特性を活かしながら生き生き発展・繁栄する「みやま市」のイメージをアピールしています。

第2次みやま市総合計画

令和元年8月発行

■編集・発行 みやま市総務部企画振興課

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

TEL:0944-63-6111 FAX:0944-64-1507

URL:<http://www.city.miyama.lg.jp>
